



第五次香芝市総合計画 中期基本計画

令和7年度～令和10年度

令和7年3月



香芝市
Kashiba City



第五次香芝市総合計画中期基本計画の策定に寄せて

香芝市長

三橋 和史



本市は、奈良県北西部に位置し、自然豊かな住環境と大阪都心部への交通の利便性の良さなどから、主に住宅都市として発展してきました。しかし、令和2年度（2020年度）まで増加していた人口は令和3年度（2021年度）以降、減少傾向を示しており、国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口（令和5年推計）でも今後も減少傾向が続くという見通しが示されるなど、本市は、まちづくりに関して重要な局面に立っているといえます。

本市の行政運営の基本指針に当たる第五次香芝市総合計画は、令和3年度（2021年度）から令和14年度（2032年度）までの12年間を計画期間とする長期的な行政運営の指針である基本構想と、施策の方向性の転換等に応じ、柔軟な見直しを行うための中期的な施策方針である基本計画（4年間）の二部で構成されています。

この度、これまでの行政運営を振り返り、課題を整理し、今後の方向性を導くとともに、現状の社会状況の変化と多様化する行政需要に対応し、本計画を本市の更なる発展に向けた新たな指針とするべく、第五次香芝市総合計画中期基本計画を策定いたしました。

今後4年間の行政運営においては、本計画に基づき、主に『子ども真ん中社会』の徹底推進、「お年寄りの安全安心な生活の保障」、「地元産業を大切にしたい地域の活性化」、「鉄道・道路の利便性の向上」及び「あらゆる分野におけるきめ細かな行政の実現」を軸とした上で、子どもからお年寄りまで全ての世代の皆様が恩恵を受けられる市政の実現を目指してまいります。

また、国家全体で見たときには人口が減少していく現下の状況ではありますが、本市としては、長期的な未来を見据え、主に周辺地域からの流入による人口の増加を図り、特に「父になるなら香芝市」、「母になるなら香芝市」と、子育て世代を中心に選ばれる街として発展させ、若者世代と高齢者世代、あらゆる世代が相互に支え合っていく活気の溢れるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました香芝市都市経営市民会議委員の皆様を始め、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様には、厚く御礼申し上げます。引き続き、本市行政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

人口の将来ビジョン

第1章 人口についての現状分析	2
1 総人口と年齢3区分別人口	2
2 自然増減（出生の動向）	6
3 社会増減（人口移動の動向）	9
第2章 人口の変化が地域の将来に与える影響	12
1 総人口の減少に伴う影響と課題	12
2 年少人口の減少に伴う変化・課題	12
3 生産年齢人口の減少に伴う変化・課題	12
4 老年人口の増加に伴う変化・課題	12
第3章 人口の将来ビジョン	13
1 前期基本計画（第二期総合戦略）における人口ビジョン	13
2 人口ビジョンの見直し	15
3 人口の将来ビジョン	17

中期基本計画

第1章 基本計画各論	22
基本計画の施策体系	22
基本計画の推進に当たって	23
住民自治の推進に当たって	23
基本計画の構成	24
政策1 未来を創造する子どもたちのために。(子育て・教育)	27
政策2 健康で自分らしく過ごせる毎日のために。(健康・福祉)	47
政策3 誰もが等しく、生涯輝き続けるために。(人権・協働・文化)	69
政策4 まちの活力と魅力の向上のために。(産業・観光)	85
政策5 まちと人の安全・安心のために。(安全・安心)	93
政策6 自然と調和した快適で便利な暮らしのために。(自然・環境・都市基盤)	103
政策7 スマートでスリムな行政運営の確立のために。(行政経営)	125
第2章 第三期香芝市創生総合戦略	142
1 総合戦略策定の趣旨	142
2 総合計画やDX推進計画との関係	143
3 地域ビジョン(本市の目指すべき理想像)	143
4 第三期総合戦略の方向性	144
5 第三期総合戦略の基本目標	145
第3章 総合計画におけるSDGsの考え方	152
1 SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは	152
2 SDGsの目標と自治体行政の果たしうる役割	152
3 香芝市におけるSDGsへの取組	155

資料編

第1章 策定体制図	160
第2章 策定経過	161
第3章 関係条例等	164
第4章 用語解説	168

人口の将来ビジョン



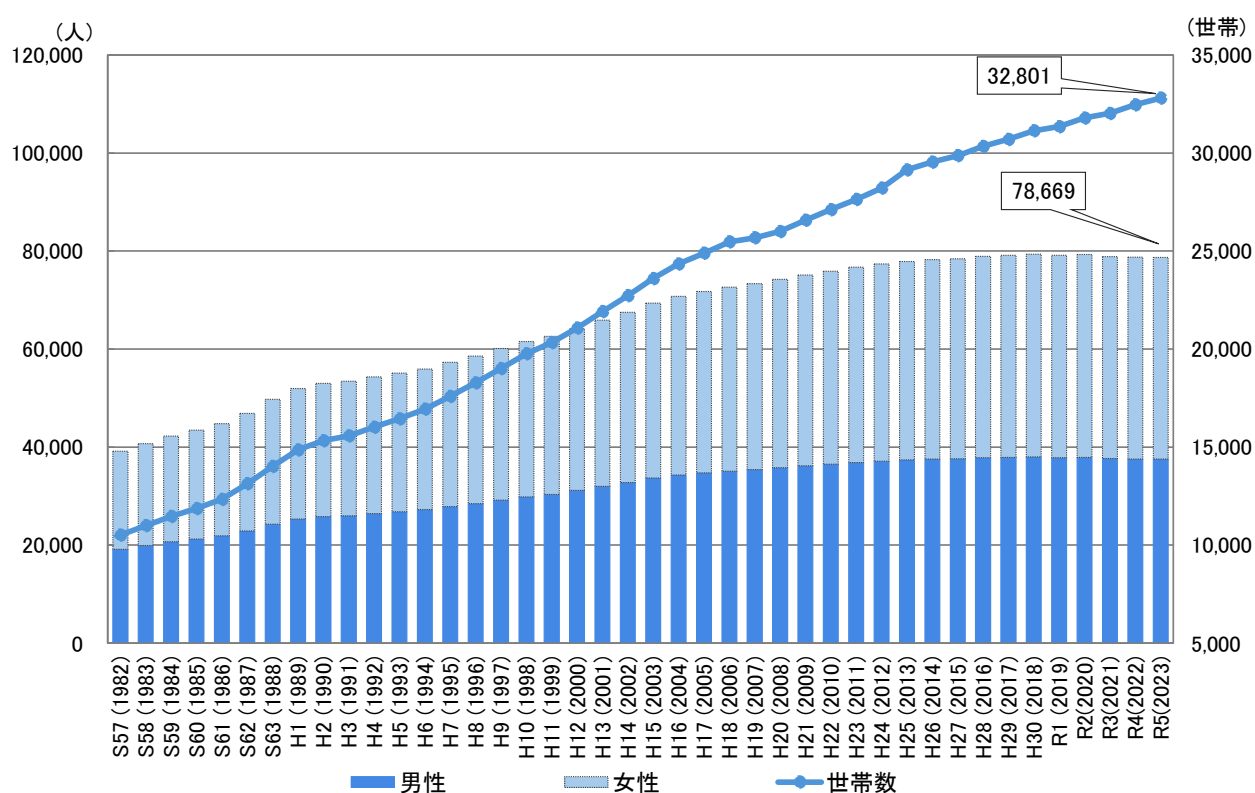
人口についての現状分析

1 総人口と年齢3区分別人口

(1) 総人口及び世帯数の推移

本市の総人口は、令和2年（2020年）まで増加傾向で推移してきたが、令和3年（2021年）以降は微減傾向で推移している。一方で、世帯数は増加傾向で推移している。

【総人口・世帯数の推移】



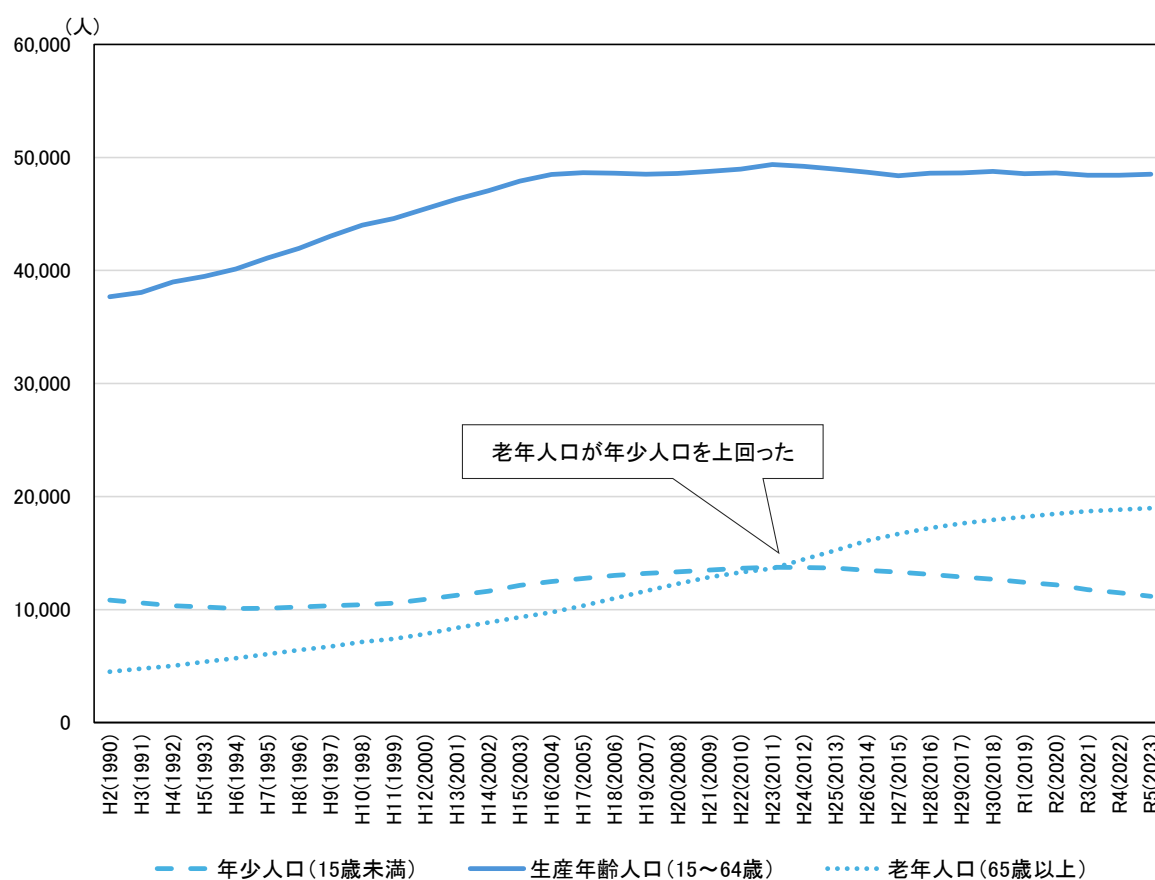
資料：住民基本台帳（各年9月末）

(2) 年齢3区分別人口の推移

0歳から14歳までを年少人口、15歳から64歳までを生産年齢人口、65歳以上を老年人口と区別した年齢3区分別人口では、老年人口が増加傾向で推移し、年少人口は平成23年（2011年）をピークに減少に転じ、少子高齢化が進んでいると言える。平成23年（2011年）までは年少人口は老年人口を上回っていたが、平成24年（2012年）以降は、老年人口が年少人口を上回って推移している。

また、平成15年（2003年）以降、生産年齢人口は若干の増減を繰り返しながら、横ばいから微減傾向で推移している。

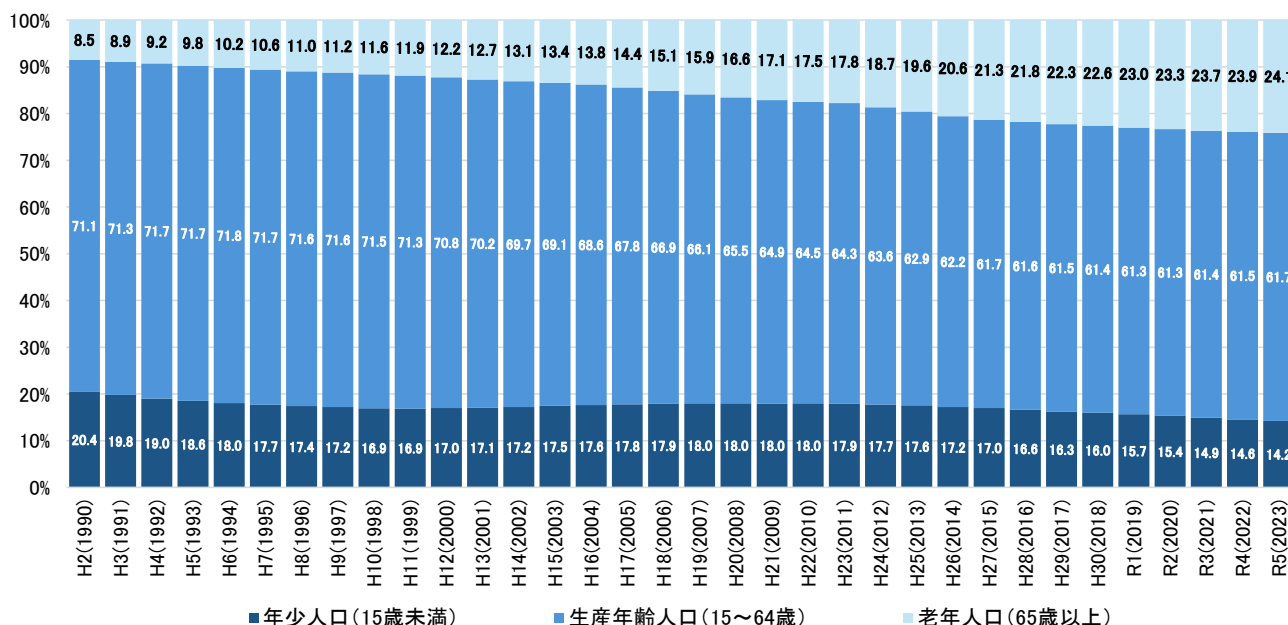
【年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末）

年齢3区分別人口比をみると、平成2年（1990年）から令和5年（2023年）まで、老年人口の割合は一貫して増加傾向で推移し、一方、生産年齢人口の割合は平成7年（1995年）以降、年少人口の割合についても平成23年（2011年）以降、減少傾向で推移している。

【年齢3区分別人口比の推移】

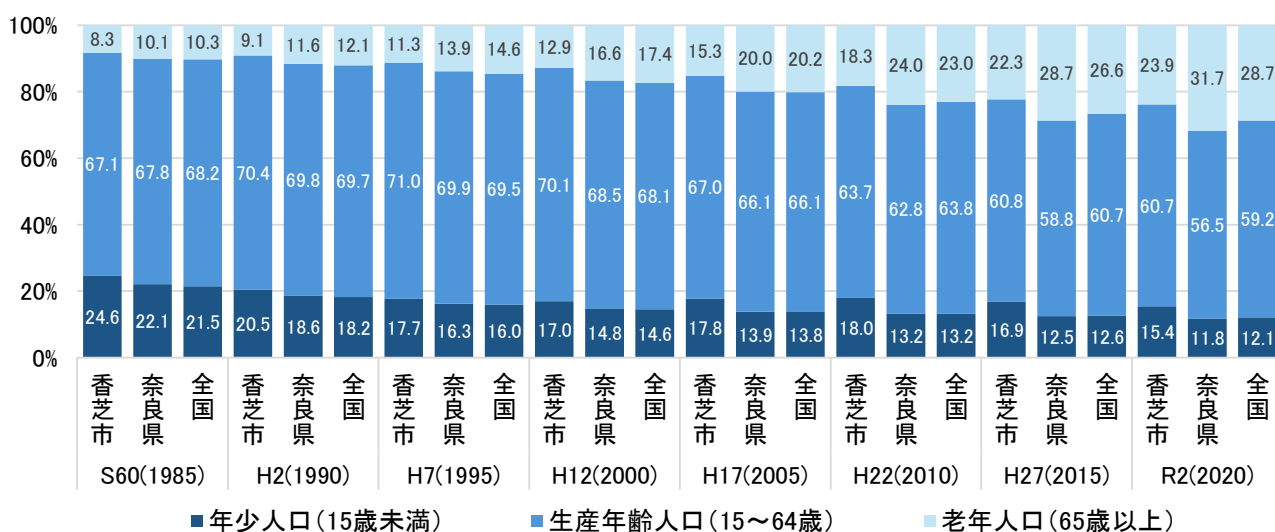


資料：住民基本台帳（各年9月末）

本市の老年人口の割合は、全国及び奈良県と比べ低く推移している。一方、年少人口の割合は、昭和60年（1985年）以降、全国及び奈良県より高く推移している。特に平成17年（2005年）以降はそれ以前より差が大きくなっている。

また、生産年齢人口の割合は、平成2年（1990年）以降、全国及び奈良県より概ね高く推移している。

【年齢3区分別人口比の推移（全国、奈良県及び香芝市の比較）】

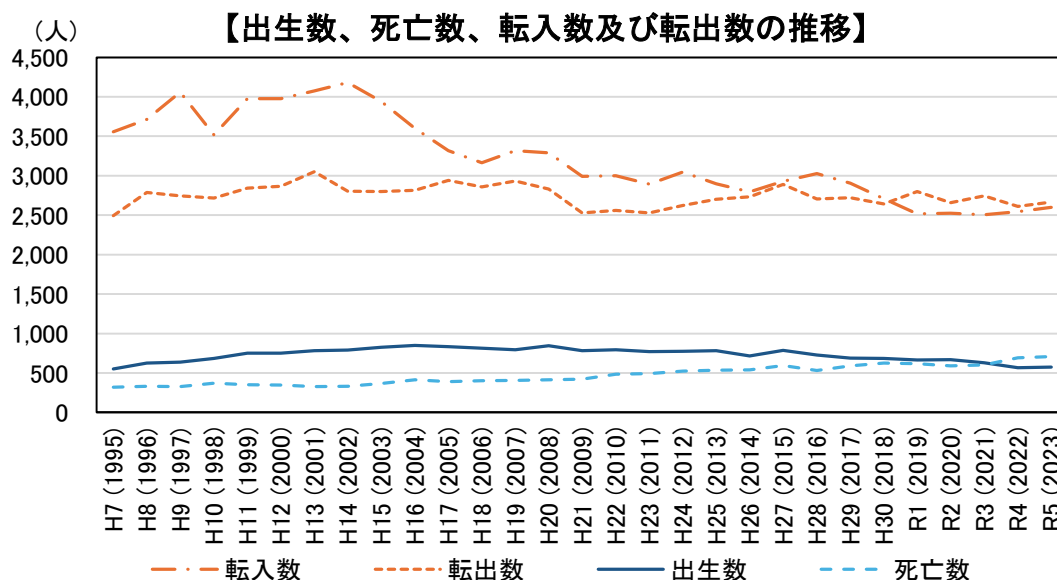


資料：国勢調査

(3) 自然増減¹及び社会増減²の推移

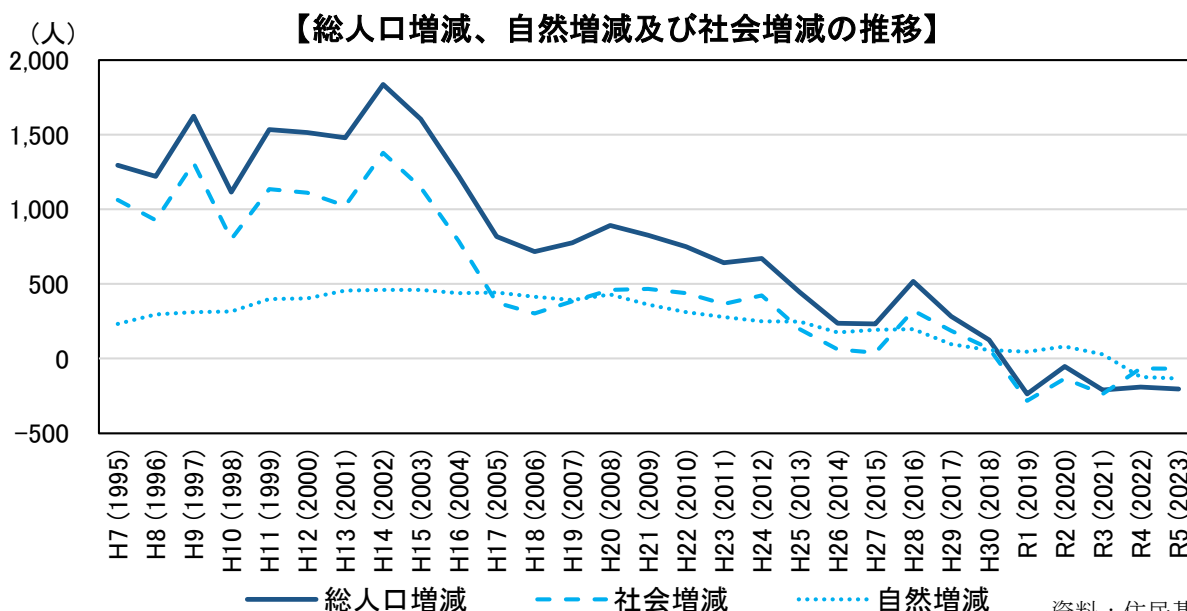
これまで出生数は死亡数を上回って推移しているが、近年その差は縮小し、令和4年（2022年）には逆転している。

また、転入数も転出数を上回って推移してきたが、その差は年々縮小し、令和元年（2019年）には逆転している。



資料：住民基本台帳

総人口の増減は社会増減とほぼ一致しており、総人口の増減は社会増減が大きな要因であると考えられる。



資料：住民基本台帳

¹ 出生又は死亡による人口の増減。少子高齢化が進行すると、死亡数が出生数を上回る自然減により人口が減少することになる。

² 転入又は転出による人口の増減。転入より転出が少ない状態を社会増、転出より転入が少ない状態を社会減という。

2 自然増減（出生の動向）

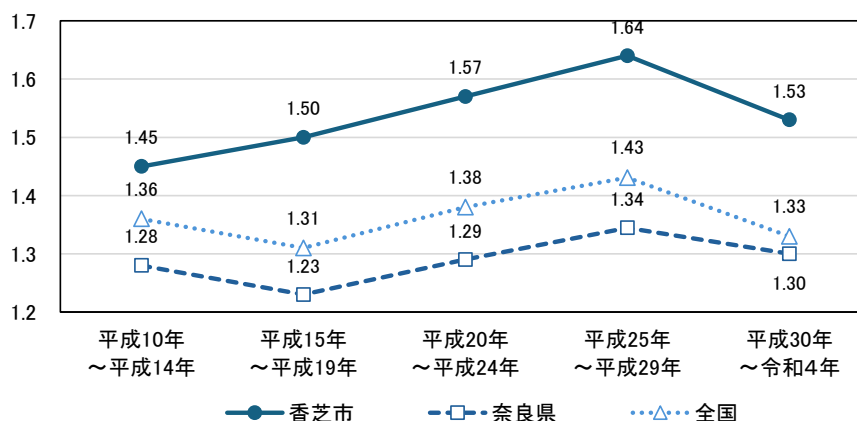
(1) 合計特殊出生率

平成10年（1998年）から平成14年（2002年）までの期間の本市の合計特殊出生率は、全国及び奈良県が低下している状況においても増加傾向で推移し、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）までの期間で1.64となった後、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までの期間で1.53と減少している。

年齢別の出生数の推移では、近年の晩婚化の傾向が見られ、20歳代の出生数が低下し、30歳代の出生数が上昇している。

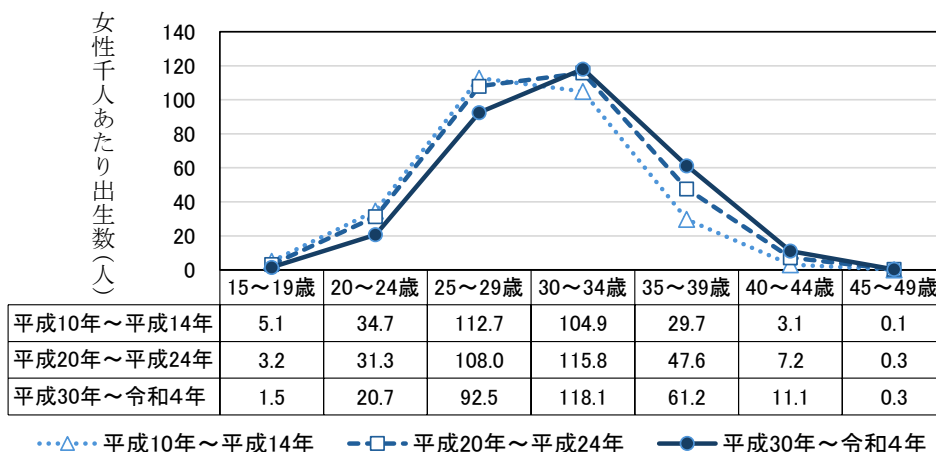
年齢別の出生数を全国及び奈良県と比較すると、本市の20歳代後半から30歳代後半までの出生数が全国及び奈良県より高くなっている。

【合計特殊出生率の推移】



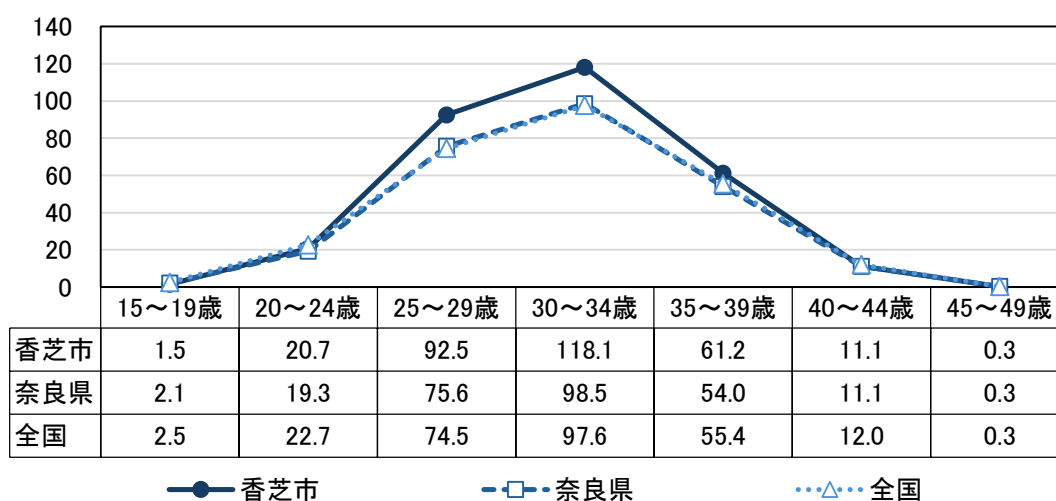
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

【年齢別出生数の推移】



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

【年齢別出生数の比較（全国、奈良県及び香芝市の比較、平成30年～令和4年）】

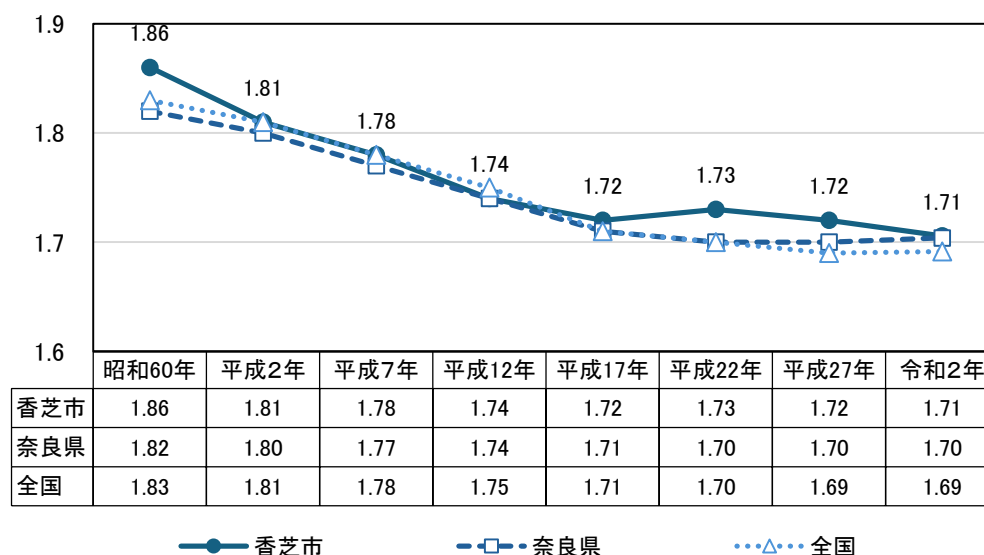


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(2) 世帯と子ども数

18歳未満の子どもがいる世帯1世帯当たりの18歳未満の子ども数の平均をみると、昭和60年（1985年）から平成17年（2005年）まで全国及び奈良県と同様に減少傾向で推移していたが、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までにかけて本市は横ばいないし微減傾向で推移している。

【18歳未満の子どもがいる世帯1世帯当たりの18歳未満子ども数の平均(全国、奈良県及び香芝市の比較)】

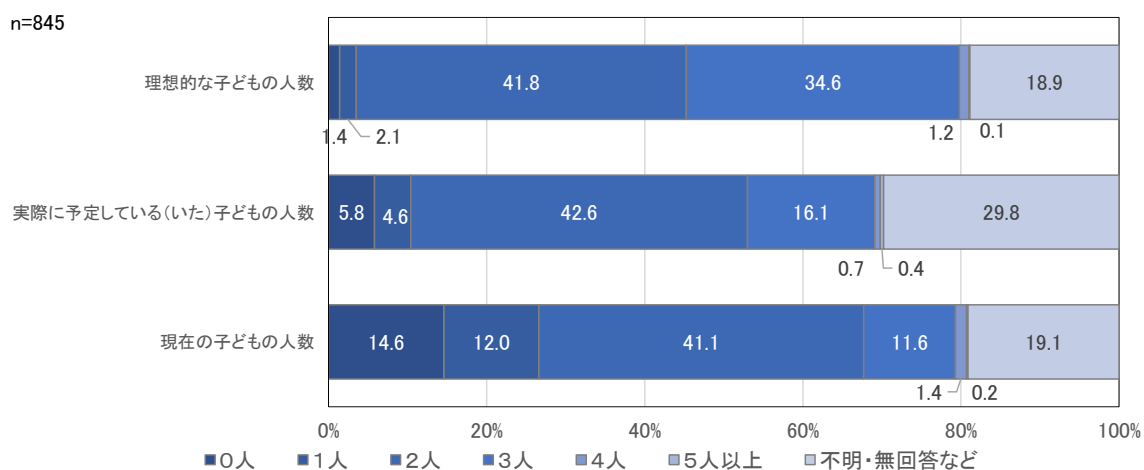


資料：国勢調査

(3) 市民の出産及び子育ての意向

市民アンケートからみると、理想的な子どもの人数は、「2人」が41.8%で最も多く、次いで「3人」が34.6%、「1人」が2.1%と続いており、平均2.4人となっている。一方で、実際に予定している（いた）子どもの人数や現在の子どもの人数をみると、「0人」「1人」の割合も高くなっており、実際に予定している（いた）子どもの人数は平均2.0人、現在の子どもの人数は平均1.7人と、理想の人数より少なくなっている。

【理想・予定・現在の子どもの人数】



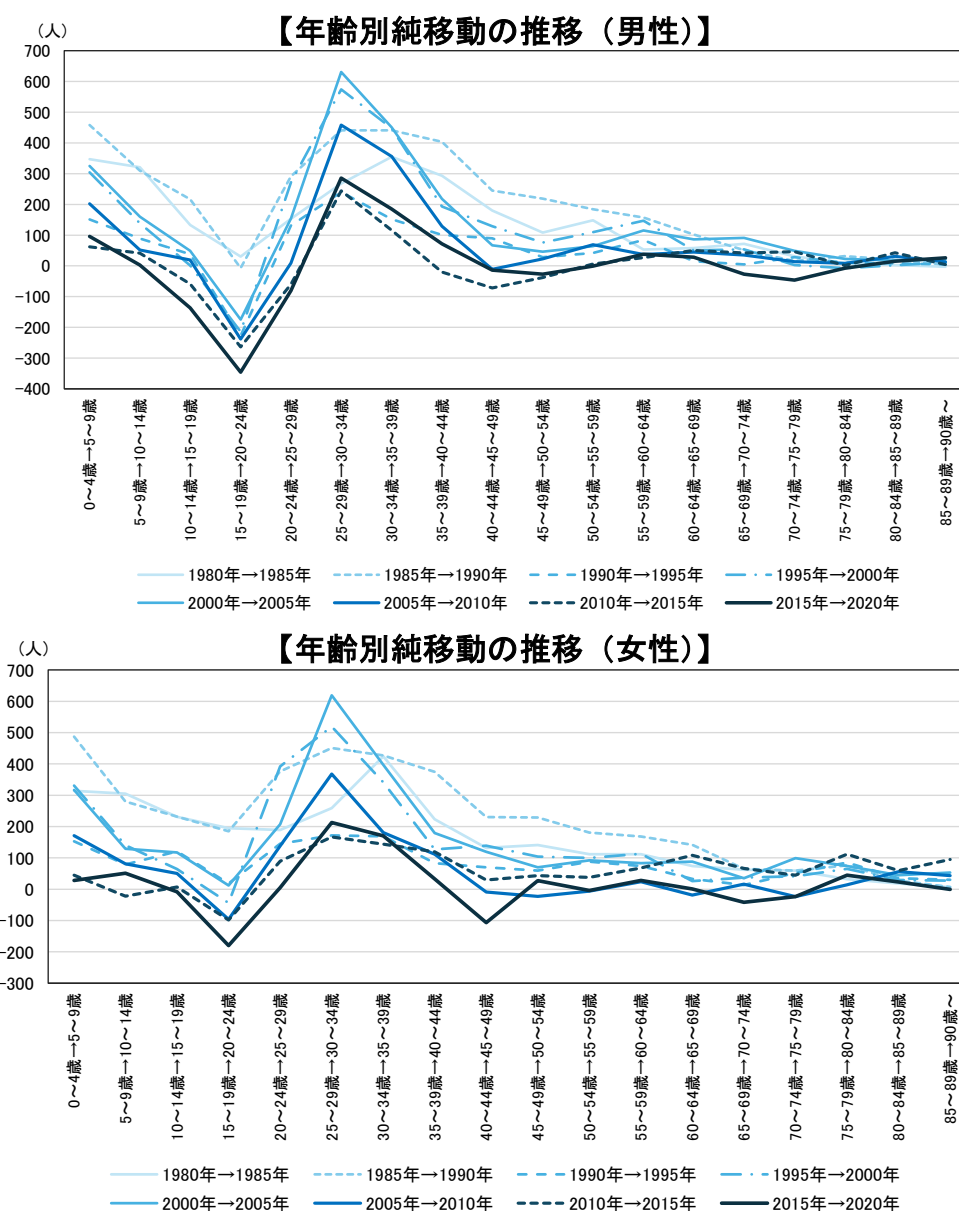
資料：市民アンケート調査結果報告（令和6年度）

3 社会増減（人口移動の動向）

(1) 純移動³

純移動（転入－転出）を年代別にみると、男性及び女性は、10歳代から20歳代前半までにかけて転出超過となっている。一方、20歳代後半から30歳代前半までにかけて転入超過が大きくなっており、進学や就職のため若者が流出しているものの、子育て世代が流入していることがうかがえる。

昭和55年（1980年）から令和2年（2020年）までの推移をみると、近年になるにつれて、10歳代から20歳代前半まででの転出超過幅は大きくなり、20歳代後半から30歳代前半まででの転入超過幅は小さくなる傾向がみられたが、令和2年（2020年）でやや増加している。



³ 転入から転出を引いた値を「純移動」と呼ぶ。

(2) 転入元・転出先

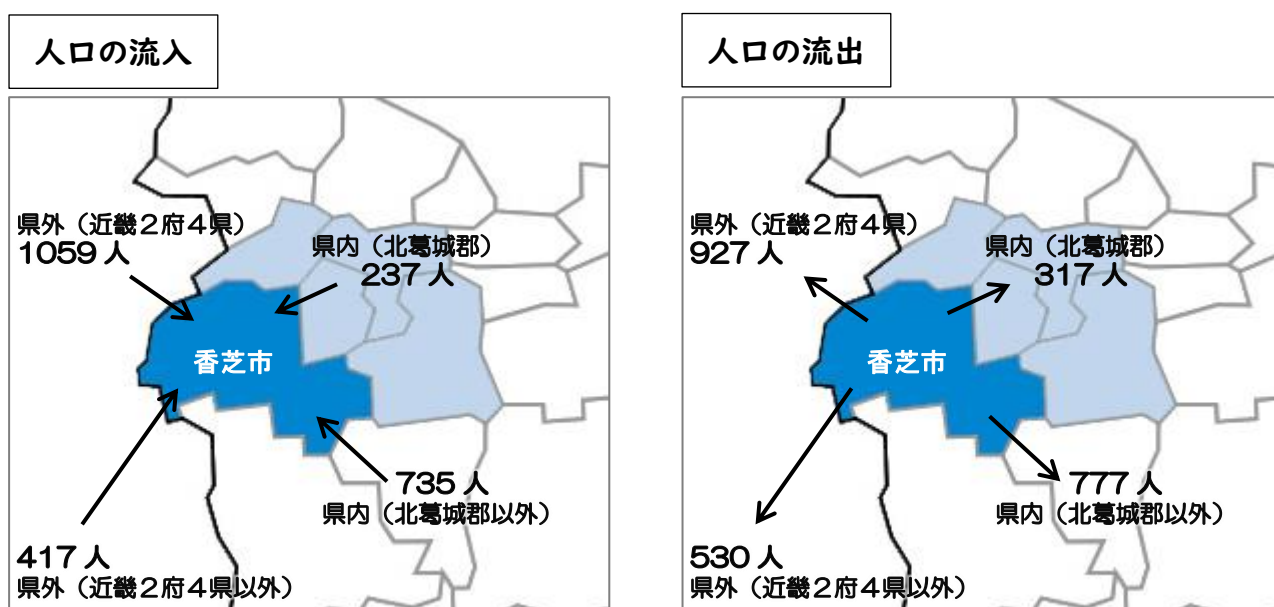
令和5年（2023年）の人口移動をみると、全体では転出が転入を上回っている。

県内他自治体から本市への転入は972人、県外からは1,476人となっている。県内からの転入のうち、近隣自治体（大和高田市、葛城市、北葛城郡）からの転入者が約半数を占めている。県外からの転入のうち、大阪府（784人）、兵庫県（102人）、京都府（79人）の転入者が6割半ばを占めている。

本市から県内他自治体への転出は1,094人、県外へは1,457人となっている。転入と同じく、県内への転出のうち、近隣自治体（大和高田市、葛城市、北葛城郡）への転出者が約半数を占めている。

純移動数についてみると、近隣自治体ではいずれも転出超過となっており、中でも北葛城郡への転出超過が最も多くなっている。県外では、東京圏の1都3県への転出超過が多くなっている。

【自治体間における人口移動（令和5年（2023年））】



			転入数(a)	転出数(b)	純移動数(a-b)
県内			972	1,094	▲ 122
	近隣自治体		456	578	▲ 122
		大和高田市	138	153	▲ 15
		葛城市	81	108	▲ 27
		北葛城郡※ ¹	237	317	▲ 80
	その他		516	516	0
県外			1,476	1,457	19
	近畿 2 府 4 県※ ²		1,059	927	132
	東京圏 1 都 3 県※ ³		136	232	▲ 96
	その他		281	298	▲ 17
合計			2,448	2,551	▲ 103

※1：北葛城郡：上牧町・王寺町・広陵町・河合町

※2：近畿2府4県：京都府・大阪府・三重県・滋賀県・兵庫県・和歌山県

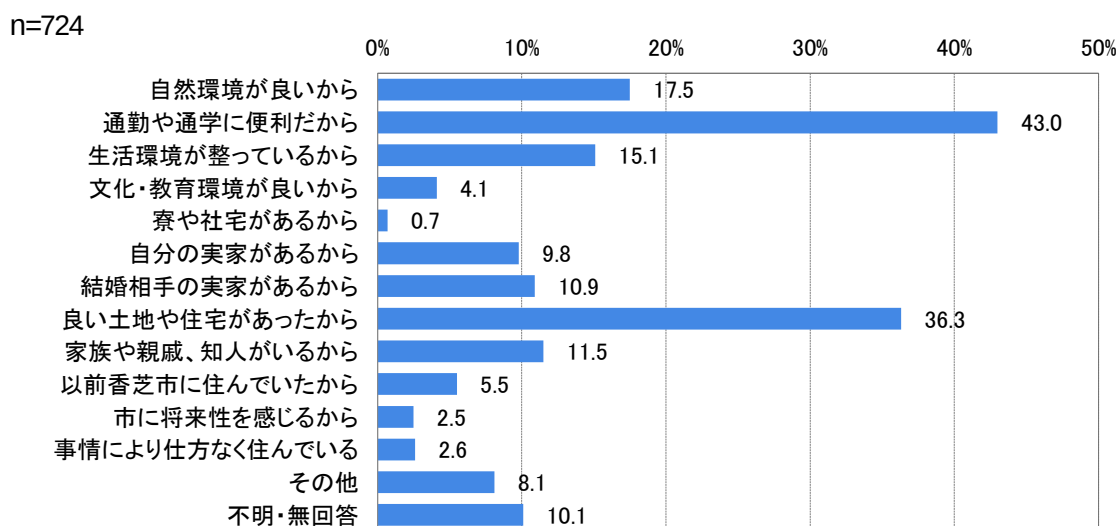
※3：東京圏1都3県：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 市民の居留意向

市民アンケートから、市民の居住についてみると、本市に住んでいる理由として、「通勤や通学に便利だから」が43.0%で最も多く、次いで「良い土地や住宅があったから」が36.3%となっている。

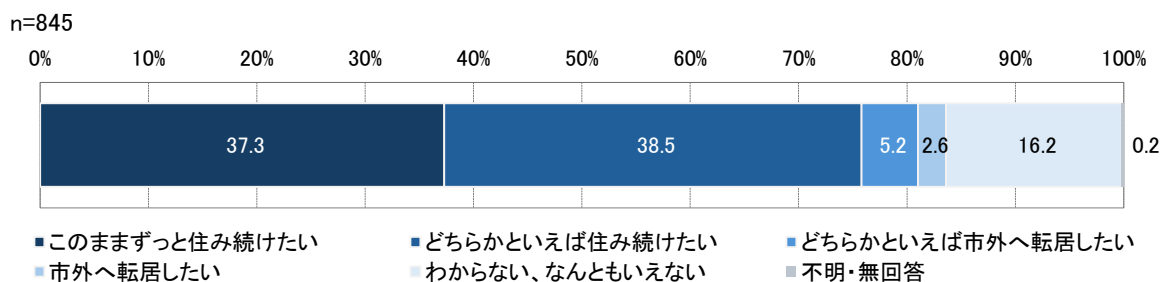
【香芝市に住んでいる理由】



資料：市民アンケート調査結果報告（令和6年度）

「どちらかといえば住み続けたい」が38.5%、僅差で「このままずっと住み続けたい」が37.3%で続いており、住み続けたいと回答した人が合わせて75%以上となった。

【香芝市での居留意向】



資料：市民アンケート調査結果報告（令和6年度）



人口の変化が地域の将来に与える影響

1 総人口の減少に伴う影響と課題

総人口の減少に伴い、市税等の歳入の減少が懸念される。また、事業者にとっては人口減少によって需要が縮小し経営環境が厳しくなることが考えられる。このため、日常の買い物、公共交通機関、介護及び医療等の生活を支えるサービスの質の低下を招く恐れがある。

さらに、空き地・空き家が増加し、建物の倒壊や治安の悪化などを招く恐れがあり、こうした課題にも対応が必要である。

2 年少人口の減少に伴う変化・課題

短期及び中期的には、出生数は減少していくものの、本市では女性の就労数が増加しているため、保育サービスには今後も需要が見込まれる。このため、今後も子育て支援のより一層の充実は必要となることが予想される。

また、子どもの数の減少による教育環境への影響や、既存の教育及び保育施設や学校の適正配置が課題となると予想される。

3 生産年齢人口の減少に伴う変化・課題

生産年齢人口の減少に伴い労働力の不足や、企業の後継者の確保が困難になることが予想される。また、社会保障の支え手と受け手のバランスが変化し、支え手一人当たりの負担が大きくなる。

4 老年人口の増加に伴う変化・課題

老年人口の増加により、介護需要が急速に増大し、医療及び介護の連携や健康づくりが重要となる。生活に必要な家事、買い物及び移動が困難となる高齢者が増加することも予想され、介護予防のためにも移動や外出の支援が必要となる。

また、自治会など地域の住民組織の担い手の高齢化が進み、次世代を担う人材確保や育成が課題となる。



人口の将来ビジョン

1 前期基本計画(第二期総合戦略)における人口ビジョン

(1) 策定時の考え方

第五次香芝市総合計画前期基本計画（令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）まで）では、2015年の人口データに基づく社人研準拠推計（以下「社人研準拠推計2015」という。）を基に、自然増減については、合計特殊出生率が2050年までに1.8まで上昇するとし、社会増減については、人口増加が縮小している最近の傾向を加味して移動率を補正しつつ、30歳代については転入が多い現在の傾向が続くとして、その結果、2060年に約70,000人の人口規模を維持するとしていた。

【前期基本計画(第二期総合戦略)人口ビジョンにおける設定条件の検討】

	自然増減	社会増減
パターン1 社人研準拠推計2015	2010年～2015年の人口動向に基づく傾向が今後も続く (合計特殊出生率は1.6前後で推移)	
a案(パターン2+4)	合計特殊出生率が2050年までに1.8まで上昇し、その後はその数値を維持する	パターン1をベースに移動率につき、人口増加が縮小している最近の傾向を加味して補正
b案(パターン2+5)		パターン1をベースに、30歳代の転入が多い現在の傾向が続く
c案(パターン2+6) ※最終案		人口増加が縮小している最近の傾向を加味して移動率を補正しつつ、30歳代については転入が多い現在の傾向が続く

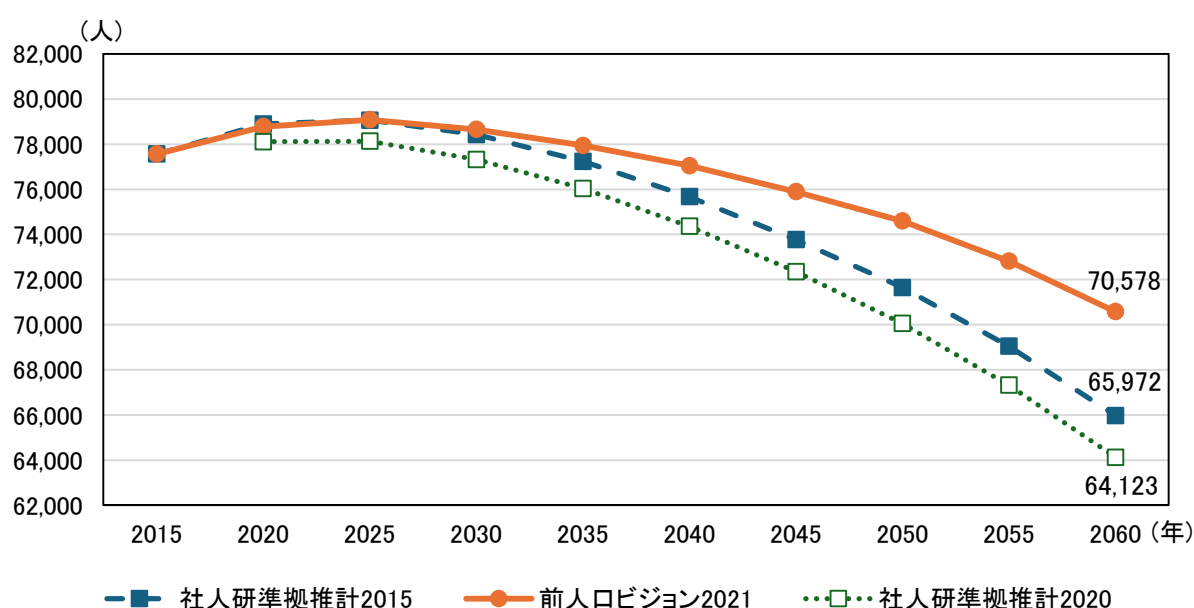
(2) 社人研準拠推計との比較

社人研準拠推計2015と2023年に公表された2020年の人口データに基づく社人研準拠推計（以下「社人研準拠推計2020」という。）を比較すると、少し下方修正されている。その結果、2060年の推計人口は、社人研準拠推計2015との比較では2,000人弱、前回策定人口ビジョンとの比較では6,000人以上下回っている。

社人研準拠推計が更新されたことにより、将来人口の推計が変わったため、中期基本計画における人口ビジョンを見直す。

なお、本市の将来人口の推計は、社人研推計と同様に5年単位で実施している。

【前期基本計画(第二期総合戦略)における人口ビジョン及び社人研準拠推計人口の比較】



※1「社人研準拠推計2015」と「前人口ビジョン2021」の2015年は実績値、2020年以降は推計値

※2「社人研準拠推計2020」は2020年まで実績値、2025年以降は推計値

2 人口ビジョンの見直し

人口ビジョンの見直しは、ベースとなる社人研準拠推計2020に、前計画と同様の条件設定を加えて推計している。

(1) 自然増減に関する仮定

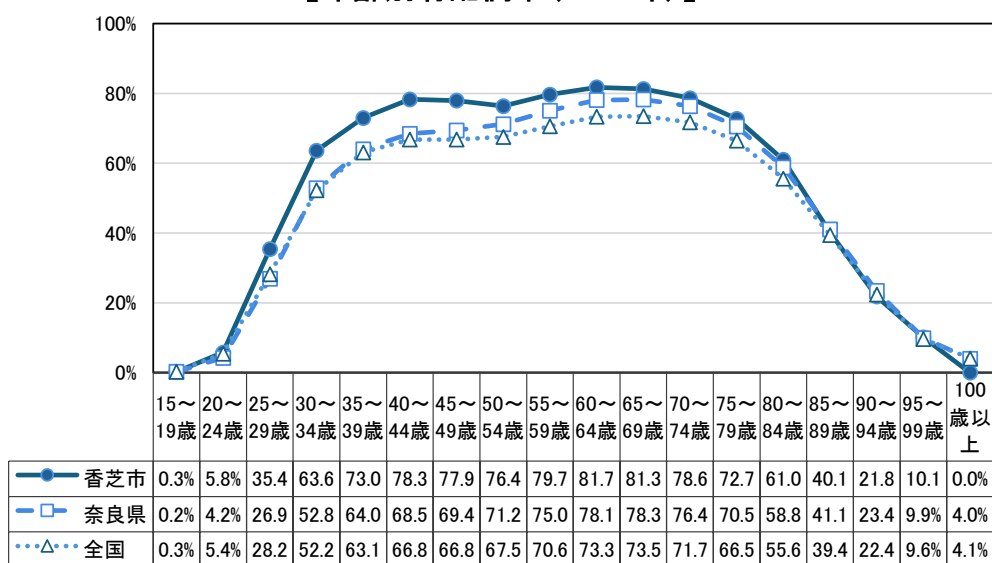
前回策定人口ビジョンの仮定「出生率が2050年までに1.8まで回復し、その後はその数値を維持する」を踏襲する。

本市においては、20歳代及び30歳代の若年層の有配偶率が高く、子どもを持つ女性の比率が高い傾向にあるため、合計特殊出生率は全国平均よりも高くなっている。

また、市民アンケートの出産に関する設問回答をみると、平均予定子ども数は2.0、平均理想子ども数は2.4であり、合計特殊出生率が改善する余地があることがうかがえる。

このことから、若年層の出産・子育ての希望をかなえられるよう子育て支援策の充実を図ることで合計特殊出生率を引き続き向上させ、上記の水準を目指す。

【年齢別有配偶率(2020年)】



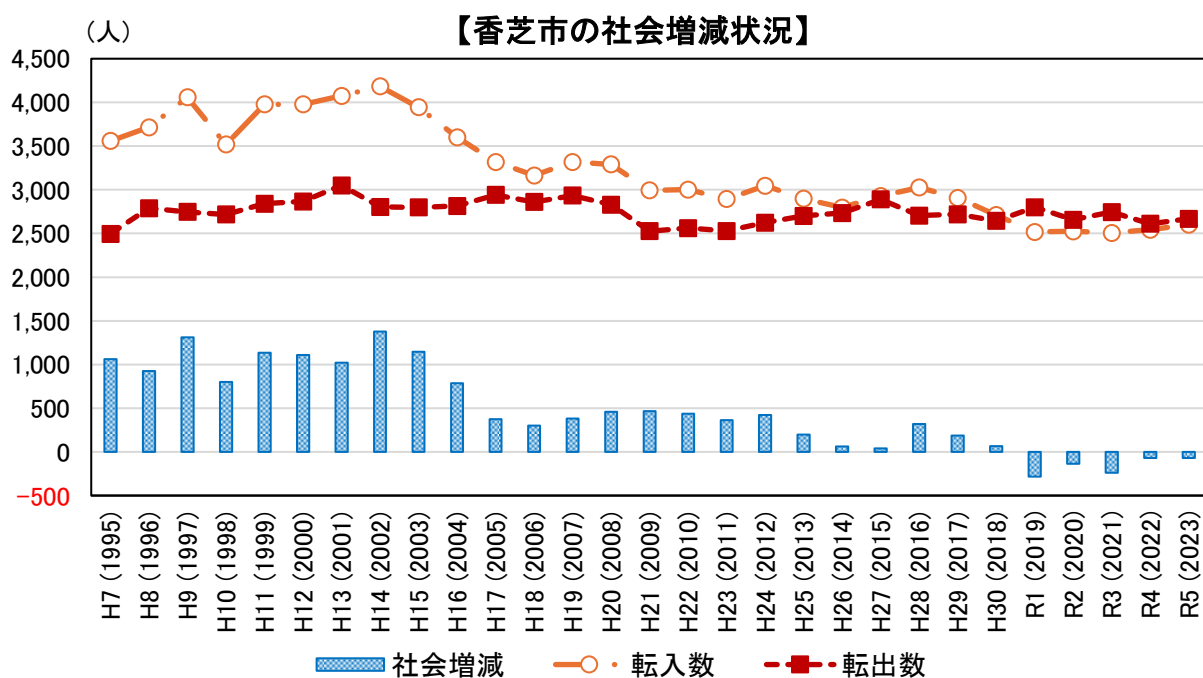
資料：国勢調査

(2) 社会増減に関する仮定

令和元年（2019年）の住民基本台帳人口において、初めて前年の総人口を下回り、令和3年（2021年）以降総人口は年々減少傾向にある。総人口の増減は社会増減とほぼ一致しており、社会増減が大きな要因であると考えられる。

今回の見直し時点においても、前回策定時と同様に転出超過が続いていることから、社会増減に関する考え方には変更を加えず、前回策定人口ビジョンで用いた社人研準拠推計2015の移動率を社人研準拠推計2020の移動率に置き換えることで推計とする。

なお、前回策定人口ビジョンと同様、本市の社会増減の特徴である30歳代の転入が多いという傾向は今後も維持することとし、30歳代の移動率は補正して推計している。

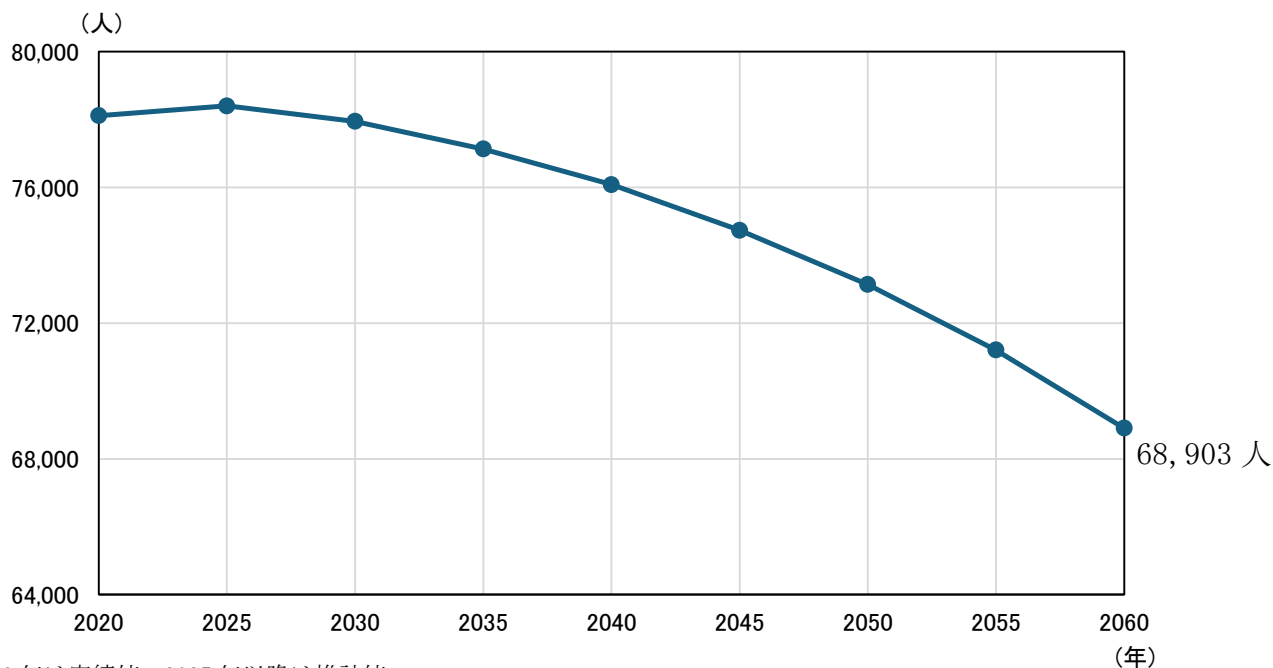


資料：住民基本台帳

3 人口の将来ビジョン

自然増及び社会増に関わる施策の両面アプローチで人口減少スピードを抑制し、2060年には、引き続き約70,000人の人口規模であることを目標とする。

【香芝市人口ビジョン（見直し）】



◎人口ビジョン

2060年に約70,000人の人口規模

◎人口ビジョンの実現に向けた目標

自然増の目標：2050年に合計特殊出生率1.8

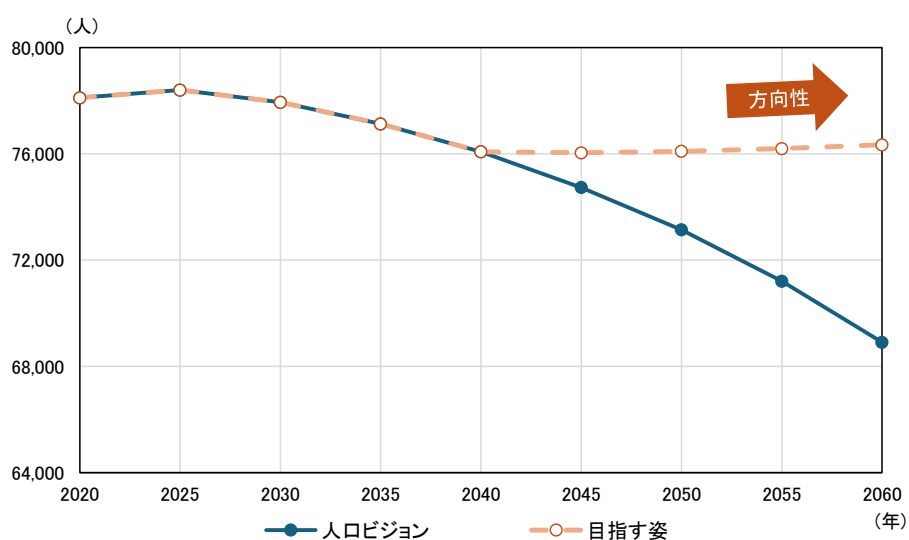
社会増の目標：人口の社会増（特に30歳代は約300人増／5年間）を維持

【市の目指す姿】

本市においては、主に近鉄五位堂駅及び近鉄二上駅周辺における「高度地区の見直し」や鎌田地区及び志都美地区における「市街化調整区域の線引きの見直し」など、新たに取り組む事業を実施することを踏まえ、本市が目指す人口増加の方向性を示す必要がある。

このことから、中期基本計画には、人口増加の方向性を示すものとして、見直した人口ビジョンに新規事業に伴う人口増加を考慮したイメージとして、下図を示す。

なお、人口増加を考慮したイメージは、あくまで方向性を示すものであるため、波線で表示する。



資料

1 香芝市人口ビジョンにおける推計の詳細

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	78,113	78,401	77,944	77,129	76,079	74,733	73,138	71,207	68,903
0～4歳	3,434	3,523	3,524	3,484	3,424	3,339	3,163	2,929	2,845
5～9歳	4,008	3,549	3,652	3,639	3,599	3,537	3,449	3,267	3,026
10～14歳	4,482	4,051	3,595	3,698	3,683	3,641	3,577	3,488	3,304
15～19歳	4,621	4,355	3,929	3,490	3,586	3,568	3,524	3,462	3,376
20～24歳	3,821	4,037	3,790	3,433	3,059	3,117	3,082	3,044	2,990
25～29歳	3,487	3,762	3,760	3,536	3,253	2,911	2,929	2,896	2,860
30～34歳	3,928	3,894	4,138	4,113	3,890	3,605	3,265	3,309	3,275
35～39歳	4,674	4,225	4,163	4,412	4,392	4,171	3,886	3,549	3,616
40～44歳	5,650	4,747	4,299	4,236	4,480	4,448	4,218	3,929	3,588
45～49歳	6,935	5,499	4,619	4,190	4,128	4,365	4,329	4,105	3,824
50～54歳	5,868	6,832	5,412	4,546	4,132	4,070	4,306	4,271	4,051
55～59歳	4,645	5,759	6,681	5,300	4,465	4,062	4,000	4,232	4,197
60～64歳	3,874	4,603	5,688	6,589	5,234	4,419	4,026	3,963	4,194
65～69歳	4,293	3,816	4,524	5,587	6,467	5,145	4,354	3,968	3,906
70～74歳	5,047	4,098	3,640	4,323	5,338	6,174	4,921	4,166	3,796
75～79歳	3,948	4,655	3,785	3,374	4,017	4,962	5,737	4,574	3,872
80～84歳	2,779	3,444	4,137	3,361	3,017	3,606	4,470	5,163	4,118
85～89歳	1,615	2,198	2,739	3,393	2,749	2,501	3,013	3,743	4,318
90～94歳	758	999	1,364	1,727	2,247	1,810	1,689	2,029	2,529
95歳以上	246	354	503	695	919	1,281	1,199	1,120	1,217
0～14歳	11,924	11,122	10,771	10,821	10,706	10,517	10,189	9,684	9,175
15～64歳	47,503	47,714	46,479	43,846	40,619	38,736	37,564	36,760	35,972
65歳以上	18,686	19,565	20,694	22,461	24,754	25,480	25,385	24,762	23,756
75歳以上	9,346	11,651	12,530	12,550	12,949	14,161	16,109	16,629	16,054
0～14歳(割合%)	15.3%	14.2%	13.8%	14.0%	14.1%	14.1%	13.9%	13.6%	13.3%
15～64歳(割合%)	60.8%	60.9%	59.6%	56.8%	53.4%	51.8%	51.4%	51.6%	52.2%
65歳以上(割合%)	23.9%	25.0%	26.5%	29.1%	32.5%	34.1%	34.7%	34.8%	34.5%
75歳以上(割合%)	12.0%	14.9%	16.1%	16.3%	17.0%	18.9%	22.0%	23.4%	23.3%
合計特殊出生率	—	1.67	1.69	1.72	1.75	1.77	1.80	1.80	1.80
増減(5年計)	—	288	-457	-815	-1,049	-1,346	-1,595	-1,931	-2,303
社会増減(5年計)	—	136	-156	-98	-50	-174	-272	-215	-186
自然増減(5年計)	—	152	-301	-717	-999	-1,172	-1,323	-1,716	-2,117

2 現状に基づく推計（社人研準拠推計２０２０）の詳細

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	78,113	78,129	77,324	76,037	74,359	72,354	70,054	67,320	64,123
0～4歳	3,434	3,106	3,131	3,089	2,950	2,761	2,535	2,291	2,142
5～9歳	4,008	3,557	3,228	3,241	3,199	3,054	2,858	2,623	2,371
10～14歳	4,482	4,054	3,607	3,271	3,282	3,239	3,091	2,892	2,656
15～19歳	4,621	4,362	3,939	3,507	3,178	3,186	3,141	2,998	2,805
20～24歳	3,821	4,074	3,832	3,473	3,101	2,789	2,780	2,740	2,615
25～29歳	3,487	3,768	3,812	3,591	3,300	2,960	2,630	2,621	2,584
30～34歳	3,928	3,909	4,091	4,027	3,798	3,534	3,179	2,825	2,816
35～39歳	4,674	4,248	4,184	4,348	4,235	3,998	3,737	3,361	2,987
40～44歳	5,650	4,753	4,328	4,264	4,421	4,293	4,046	3,781	3,402
45～49歳	6,935	5,507	4,633	4,224	4,160	4,313	4,184	3,943	3,686
50～54歳	5,868	6,838	5,423	4,563	4,169	4,105	4,257	4,129	3,893
55～59歳	4,645	5,762	6,691	5,316	4,483	4,100	4,036	4,184	4,060
60～64歳	3,874	4,607	5,692	6,602	5,251	4,438	4,066	4,001	4,148
65～69歳	4,293	3,819	4,531	5,595	6,481	5,164	4,377	4,009	3,945
70～74歳	5,047	4,099	3,645	4,331	5,348	6,191	4,942	4,189	3,838
75～79歳	3,948	4,658	3,789	3,381	4,028	4,976	5,760	4,598	3,899
80～84歳	2,779	3,450	4,145	3,369	3,027	3,620	4,487	5,189	4,143
85～89歳	1,615	2,203	2,749	3,408	2,758	2,513	3,028	3,762	4,345
90～94歳	758	999	1,369	1,737	2,260	1,823	1,702	2,045	2,550
95歳以上	246	356	505	700	930	1,297	1,218	1,139	1,238
0～14歳	11,924	10,717	9,966	9,601	9,431	9,054	8,484	7,806	7,169
15～64歳	47,503	47,828	46,625	43,915	40,096	37,716	36,056	34,583	32,996
65歳以上	18,686	19,584	20,733	22,521	24,832	25,584	25,514	24,931	23,958
75歳以上	9,346	11,666	12,557	12,595	13,003	14,229	16,195	16,733	16,175
0～14歳(割合%)	15.3%	13.7%	12.9%	12.6%	12.7%	12.5%	12.1%	11.6%	11.2%
15～64歳(割合%)	60.8%	61.2%	60.3%	57.8%	53.9%	52.1%	51.5%	51.4%	51.5%
65歳以上(割合%)	23.9%	25.1%	26.8%	29.6%	33.4%	35.4%	36.4%	37.0%	37.4%
75歳以上(割合%)	12.0%	14.9%	16.2%	16.6%	17.5%	19.7%	23.1%	24.9%	25.2%
合計特殊出生率	—	1.47	1.51	1.55	1.55	1.55	1.56	1.56	1.56
増減（5年計）	—	14	-802	-1,288	-1,678	-2,006	-2,302	-2,727	-3,202
社会増減（5年計）	—	279	-104	-166	-187	-236	-327	-346	-352
自然増減（5年計）	—	-265	-698	-1,122	-1,491	-1,770	-1,975	-2,381	-2,850

中期基本計画





基本計画各論

基本計画の施策体系

政策		施策		主な取組
01	未来を創造する 子どもたちのために。 (子育て・教育)	01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援	①妊産婦の健康づくりの推進 ②乳幼児の健康づくりの推進
		02	子育て支援の充実	①子育て家庭への支援 ②児童虐待防止の推進
		03	就学前教育・保育の充実	①就学前教育・保育の推進 ②就学前教育・保育環境の整備
		04	学校教育の充実	①学びの推進・支援 ②安心して学べる教育環境の整備
		05	家庭・地域・学校の連携	①地域ぐるみでの子どもの支援 ②青少年の健やかな育成
02	健康で自分らしく 過ごす毎日のために。 (健康・福祉)	06	地域福祉の推進	①総合的な福祉サービスの提供 ②地域で支え合う仕組みづくり
		07	医療提供体制の充実	①地域医療体制の充実 ②感染症対策の推進
		08	健康づくりの推進	①健康的な生活習慣の推進 ②心の健康づくりの推進
		09	高齢者福祉の充実	①自立支援・介護予防・重度化防止の推進 ②日常生活を支援する体制の整備 ③介護保険給付の適正化
		10	障害者福祉の充実	①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
		11	生活困窮者支援の充実	①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
03	誰もが等しく、 生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12	人権・多様性の尊重	①人権啓発の推進及び学習機会の提供 ②男女共同参画によるまちづくりの推進
		13	地域コミュニティの醸成・活性化	①地域コミュニティの形成支援 ②市民公益活動団体の活動支援
		14	文化芸術の振興・多文化共生	①文化の発信・創造・交流の支援 ②多文化理解・国際交流の推進
		15	生涯学習とスポーツ活動の充実	①生涯学習機会の充実 ②スポーツ活動の充実 ③図書館機能の充実
		16	歴史文化財の保存と継承・展開	①二上山博物館機能の充実 ②歴史文化財の保護・啓発
04	まちの活力と魅力の 向上のために。 (産業・観光)	17	商工業の振興	①企業の活性化 ②創業の促進
		18	農業の振興	①農業体制の整備及び市内農作物の魅力創造
		19	観光の振興	①観光資源の魅力向上

政策		施策		主な取組
05	まちと人の 安全・安心のために。 (安全・安心)	20	災害対策の強化	①災害対応能力の向上 ②防災・減災対策の強化 ③消防団体制の充実
		21	生活安全対策の強化	①防犯意識の向上 ②消費者保護の推進
		22	交通安全対策の強化	①交通安全対策の推進 ②交通安全施設の整備
06	自然と調和した快適で便 利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23	環境問題への取組強化	①ごみ減量・資源化の推進 ②環境保全対策の推進
		24	自然環境・景観の保全	①美しい自然環境及び景観の保全
		25	良好な市街地・持続可能な公共交通 ネットワークの形成	①良好な市街地の形成 ②持続可能な地域公共交通の確立
		26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の 充実	①公園整備の推進 ②バリアフリー化の推進 ③地域拠点としての駅周辺整備
		27	道路整備の充実	①幹線道路の整備 ②生活道路等の安全性の確保
		28	上水道の基盤強化	
		29	下水道の整備	①下水道の整備・更新
07	スマートでスリムな行政 運営の確立のために。 (行政経営)	30	行財政運営の最適化	①総合計画・総合戦略の進捗管理 ②財政運営の健全化 ③公有財産の維持管理・活用
		31	歳入の確保と財源の創出	①適正課税の推進及び収納（徴収）率の向上 ②財産調査の強化及び適正な債権管理 ③自主財源の確保
		32	情報とICTの利活用	①市政情報の発信及び広報力の強化 ②ICTを活用した市民の利便性の向上及び 業務の効率化 ③情報セキュリティの確保
		33	行政組織の活性化・組織力の強化	①適正な人事評価 ②職員研修の推進 ③効果的な人員配置

基本計画の推進に当たって

「政策」に位置付けた各「施策」を着実に推進するために、基本計画において「目標とする成果指標」を設定し、「主な取組」ごとに「実施事業」とそれに対応する「活動指標」を設定する。ただし、これらの設定については、国及び奈良県の施策や社会状況の変化、進捗状況の検証等を踏まえて柔軟に対応するため、計画期間の途中であっても必要な見直しを行うことができることとする。

住民自治の推進に当たって

住民の意思と責任に基づいて本市の運営を行う「住民自治」を実現するため、「生活の中でみんなが取り組むべきこと」として、市民、地域団体、事業者がそれぞれの立場でできることを明記し、協働と住民参画による施策の推進を目指す。

基本計画の構成



私たちのまちの目指す姿

施策を推進することによって、第五次総合計画の終了時点である8年後（令和14年度）に、市民の生活やまちの状態がどのような状態になっていることを目指すのかを記載。

また、その目指す姿に到達しているかを測定するための成果指標と成果指標の目指す方向性を記載。



私たちのまちの現状と課題

施策を進めていく上で、踏まえておくべき状況を整理する項目。

施策に関連する社会動向に加えて本市の現状はどうか、課題は何かなど、現時点での客観的事実を記載。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

施策の取組において、日々の生活の中で市民、地域団体及び事業者ができることを、市民アンケート調査などを踏まえ記載。協働によるまちづくりの更なる推進を目指す。

SDGs 該当分野

国連で採択されたSDGsの17の目標のうち、施策に関連するアイコンを掲載。

施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

いつでも気軽に相談できる場所があり、地域に見守られ、安心して出産し、子育てすることができる。

目標とする成果指標		方向性
香芝市で今後も子育てしていきたい人の割合	(参考値(R5):96.9%)	↑
安心して子育てができると感じる保護者の割合	(参考値(R5):64.1%)	↑
日常の育児の相談相手がいる保護者の割合	(参考値(R5):98.7%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 妊婦一般健康診査の補助や支援プランの作成、保健師や助産師などによる妊産婦や乳幼児訪問など、母子の健康管理の充実を図っています。また、「子育て世代包括支援センター」は、児童福祉法の改正により、令和6年度（2024年度）から「こども家庭センター」に変わったことから、これまでの機能を生かしながらも、母子保健及び児童福祉の両機能を持つ一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する。さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感、負担感の増大が課題となっているため、同センターを中心として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の強化につなげていく必要がある。
- 産後うつや育児不安、育児放棄、虐待などの問題を抱える家庭に対しては、今後更なる対策を講じていく必要がある。早期に発見し、早い段階から支援を行っていくことができるよう、訪問従事者を確保するとともに、支援が必要な家庭に対するサポートプランを作成する必要がある。また妊産婦本人だけではなく、パートナーや家族の理解と協力、住環境、労働環境など、妊産婦を取り巻く環境の改善も求められる。
- 婚姻年齢、出産年齢の上昇及び医療技術の進歩に伴い、不妊治療を受ける夫婦は増加している。令和4年度（2022年度）からは不妊治療が保険適用になったが、不妊症に悩む夫婦の経済的負担を更に軽減する制度の充実及び子どもを産み育てやすい環境づくりが必要である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・妊婦だけでなく、家族やパートナーも妊娠、出産及び子育てに関心をもち、自ら知識を深める。 ・健康診査の定期受診など、自分でできる健康管理を行う。 ・子育てに関するサークルや教室に積極的に参加する。 ・妊産婦やその家族に対する理解を深め、見守りや手助けを行う。
地域団体ができること	・妊産婦及び乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくりに取り組む。
事業者ができること	・妊娠、出産及び子育てを支援する労働環境や協力体制づくりに取り組む。

■ 施策の主な取組

目指す姿の実現に向けて、施策の目的と、何に取り組むのかを記載。

■ 施策の主な取組

(1) 妊産婦の健康づくりの推進

母子の健康管理をサポートすることで、安心して妊娠し、出産や育児ができるよう支援する。また、不妊や不育症に悩む家族への支援を行う。

■ 実施する主な事業

① 妊産婦の健康づくり推進事業

不妊治療費に対する助成並びに妊娠、出産及び子育てに関する各種相談や訪問、情報発信、教室などを実施する。また、産後の母子に対し心身のケアや育児サポート等の産後ケアを実施する。

◆ 主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
妊産婦出時の面談実施率	%	妊産婦時の面談実施数/妊産婦数	100	100	100
各種相談支援件数	件	各種相談支援件数（延べ）	2,876	2,900	2,900

(2) 乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児健診や家庭訪問などを実施し、乳幼児に係る母子の健康づくりを推進するとともに、子育て不安の解消や養育支援、病気や虐待の未然防止及び早期発見に努める。

■ 実施する主な事業

① こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を助産師などが訪問する。特に支援を必要とされる母子には継続して訪問を実施する。

◆ 主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
こんにちは赤ちゃん訪問率	%	生後4か月までの家庭訪問件数/対象戸数	99.6	100	100

■ 実施する主な事業

② 乳幼児の健康づくり推進事業

乳幼児期の節目の年齢において健診を実施し、疾病の早期発見や早期支援につなげる。また、乳幼児期に関する相談及び教室を行う。

◆ 主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
4か月児健康診査受診率	%	各健診受診者数/各健診対象者数	98.3	99.0	100
1歳6か月児健康診査受診率	%	各健診受診者数/各健診対象者数	98.4	99.0	100
3歳6か月児健康診査受診率	%	各健診受診者数/各健診対象者数	97.8	98.0	100

■ 関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援/②児童虐待防止の推進
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみでの子どもの支援
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実/②感染症対策の推進
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供/②男女共同参画によるまちづくりの推進

■ 関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市こども計画（こども基本法）

■ 実施する主な事業

取組ごとに実施する主な事業の「名称」と「概要」を記載。

◆ 主な事業の活動指標（抜粋）

主な取組の目的の達成具合を測るための市の活動の結果を表す指標を記載。

施策としての目標を明確にすることで、各事業間で目標を共有し効率よくゴールを目指すとともに、現状を把握するバロメータとして着実な成果につなげます。
※特に記載のない場合は、現状値・目標値は各年度末の値。

■ 関連部門計画（根拠法令）

施策に関連する個別計画とその根拠法令について記載。

■ 関連する主な施策

主な取組を推進するに当たって、関連性の高い施策、連携を図っていく主な施策を記載。

政策 1 未来を創造する子どもたちのために。(子育て・教育)

安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、地域全体で子育てを支えていくまちを目指す。また、家庭、地域、学校などの連携や協働を更に進め、子どもたちが等しく学び、豊かな心を育むとともに、力強く生き抜く力も育てる教育環境づくりに取り組む。

施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

いつでも気軽に相談できる場所があり、地域に見守られ、安心して出産し、子育てすることができる。

目標とする成果指標		方向性
香芝市で今後も子育てしていきたい人の割合	(参考値 (R5) : 96. 9%)	↑
安心して子育てができると感じる保護者の割合	(参考値 (R5) : 64. 1%)	↑
日常の育児の相談相手がいる保護者の割合	(参考値 (R5) : 98. 7%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 妊婦一般健康診査の補助や支援プランの作成、保健師や助産師などによる妊産婦や乳幼児訪問など、母子の健康管理の充実を図っています。また、「子育て世代包括支援センター」は、児童福祉法の改正により、令和6年度（2024年度）から「こども家庭センター」に変わったことから、これまでの機能を生かしながらも、母子保健及び児童福祉の両機能を持つ一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する。さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感、負担感の増大が課題となっているため、同センターを中心として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の強化につなげていくことが必要である。
- 産後うつや育児不安、育児放棄、虐待などの問題を抱える家庭に対しては、今後更なる対策を講じていく必要がある。早期に発見し、早い段階から支援を行っていくことができるよう、訪問従事者を確保するとともに、支援が必要な家庭に対するサポートプランを作成する必要がある。また妊産婦本人だけではなく、パートナーや家族の理解と協力、住環境、労働環境など、妊産婦を取り巻く環境の改善も求められる。
- 婚姻年齢、出産年齢の上昇及び医療技術の進歩に伴い、不妊治療を受ける夫婦は増加している。令和4年度（2022年度）からは不妊治療が保険適用になったが、不妊症に悩む夫婦の経済的負担を更に軽減する制度の充実及び子どもを産み育てやすい環境づくりが必要である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・妊婦だけでなく、家族やパートナーも妊娠、出産及び子育てに関心を持ち、自ら知識を深める。 ・健康診査の定期受診など、自分でできる健康管理を行う。 ・子育てに関するサークルや教室に積極的に参加する。 ・妊産婦やその家族に対する理解を深め、見守りや手助けを行う。
地域団体ができること	・妊産婦及び乳幼児期の親子への講座の実施や居場所づくりに取り組む。
事業者ができること	・妊娠、出産及び子育てを支援する労働環境や協力体制づくりに取り組む。



施策の主な取組

(1) 妊産婦の健康づくりの推進

母子の健康管理をサポートすることで、安心して妊娠し、出産や育児ができるよう支援する。また、不妊や不育症に悩む家族への支援を行う。

■実施する主な事業

① 妊産婦の健康づくり推進事業	不妊治療費に対する助成並びに妊娠、出産及び子育てに関する各種相談や訪問、情報発信、教室などを実施する。また、産後の母子に対し心身のケアや育児サポート等の産後ケアを実施する。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
妊娠届出時の面談実施率	%	妊娠届出時の面談実施数/妊娠届出数	100	100	100
各種相談支援件数	件	各種相談支援件数（延べ）	2,876	2,900	2,900

(2) 乳幼児の健康づくりの推進

乳幼児健診や家庭訪問などを実施し、乳幼児に係る母子の健康づくりを推進するとともに、子育てで不安の解消や養育支援、病気や虐待の未然防止及び早期発見に努める。

■実施する主な事業

① こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を助産師などが訪問する。特に支援を必要とされる母子には継続して訪問を実施する。
--	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
こんにちは赤ちゃん訪問率	%	生後4か月までの家庭訪問件数/対象戸数	99.6	100	100

■実施する主な事業

② 乳幼児の健康づくり推進事業	乳幼児期の節目の年齢において健診を実施し、疾病の早期発見や早期支援につなげる。また、乳幼児期に関する相談及び教室を行う。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
4か月児健康診査受診率	%	各健診受診者数/各健診対象者数	98.3	99.0	100
1歳6か月児健康診査受診率	%	各健診受診者数/各健診対象者数	98.4	99.0	100
3歳6か月児健康診査受診率	%	各健診受診者数/各健診対象者数	97.8	98.0	100



関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援/②児童虐待防止の推進
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみでの子どもの支援
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実/②感染症対策の推進
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供/②男女共同参画によるまちづくりの推進



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市こども計画（こども基本法）

施策2 子育て支援の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

地域の中で、周りの人々に支えられ、喜びや楽しさを感じながら安心して子育てができている。

目標とする成果指標	方向性
安心して子育てができると感じる保護者の割合（参考値(R5) : 64.1%）	↑
上記のうち、ひとり親が安心して子育てができると感じる保護者の割合（参考値(R5) : 56.7%）	↑



私たちのまちの現状と課題

- 本市においても出生数は減少傾向であり、年少人口（0～14歳）の割合は若干の減少傾向で推移している。
- 共働き家庭が増加しており、子育て支援のニーズの多様化に対応していく必要がある。安心して子どもを産み育てられるよう、保育所や幼稚園などでの保育サービスの充実はもちろんのこと、育児アドバイザーを配置し、地域の相互協力の仕組み（ファミリー・サポート・センター）の活用促進、地域子育て支援拠点機能の充実、学童保育所や放課後子ども教室の運営推進など、子どもの年齢に合わせた十分な受入れ体制を確保する必要がある。
- 核家族化により、身近な相談者や支援者がおらず、子育てへ負担感や孤立感を持つ親が増えている。育児コーディネーターを配置し、子育て相談の実施及び子育てに関する情報提供を行う。子育てしやすい社会環境づくりや市民主体の子育て支援活動の展開、父親の育児参加やワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の両立）の推進に向けて、関係機関と連携し、適切な支援につなげていくことが必要である。
- 地域のつながりが希薄になってきている昨今では、地域ぐるみで子育てを支える気持ちを喚起し、地域での見守り活動、交流・居場所づくりなどが活発に行われ、子どもが安全に安心して生活できる環境づくりが求められている。
- 児童虐待の相談対応件数は増加しており、また全国で虐待による死亡事例も報告されていることから、早期発見とその家族への支援が重要である。要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童相談所、警察及び医師会などの関係機関や地域との連携を一層深め、迅速かつ適切な対応を行う必要がある。「こども家庭センター」を活用した、妊娠から子育てに関するまでの一体的な相談支援に加え、今後はこども家庭ソーシャルワーカーを配置し子育て支援の強化を図る。
- 経済的理由や家庭内の問題などにより、生活環境や学習環境が整っていない子どもに対し、生まれ育った環境に将来が左右されることのないよう、食事や健康面での支援、学習環境の充実に向けた支援を進めることが必要である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・子どもと一緒に遊べる施設やイベントなどに積極的に参加する。 ・男性も育児に積極的に参加する。 ・子どもの見守り活動に積極的に参加する。 ・子育てに困っている人がいたら、交流の場や相談窓口などを紹介する。 ・児童虐待（疑いを含む）を発見したときは、速やかにこども家庭センターなどに知らせる。
地域団体ができること	・地域で子どもを見守る環境づくりを行う。 ・親子で楽しめるイベントや催しを活発化させるなど、地域で親育て・子育てできる場を提供する。
事業者ができること	・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取組に積極的に協力する。 ・子育てを支援する労働環境や協力体制づくりに取り組む。



施策の主な取組

(1) 子育て家庭への支援

子育てに関する経済的な負担や精神的な不安を軽減するために、地域子育て支援拠点（つどいの広場）の機能の充実、子育て相談、相互協力の仕組みづくり、情報提供及び助言など、様々な取組を推進し、一人一人のニーズに合ったサービスを提供する。

■実施する主な事業

① 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が集える場を確保するとともに、育児コーディネーターが巡回し、子育て相談などを行う。また、4か月児への絵本配布（ブックスタート）、相互協力の仕組みづくり（ファミリーサポート）などを行う。
---------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
育児コーディネーター巡回相談回数	回	つどいの広場での育児コーディネーターの巡回相談回数の合計	108	144	144
つどいの広場事業の利用者数	人	つどいの広場の利用者数の合計	27,141	27,000	27,000

■実施する主な事業

② ひとり親家庭相談・支援事業	相談窓口を設置し、助言や支援を行うほか、教育訓練講座の受講及び資格取得の促進などのための補助を行う。また、自立支援プログラムを策定して、ハローワークと連携し、就労までをサポートする。
-----------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
ひとり親家庭支援制度の認知度	%	ひとり親家庭へのアンケート調査において、「支援や給付金制度を認知している」と回答した人数／全回答者数	75.6	90.1	100

(2) 児童虐待防止の推進

児童相談所を始めとする関係機関と連携して、児童虐待の未然防止及び早期発見に努める。また、相談窓口について広く周知し、地域全体で児童虐待を見逃さない取組を進める。

■実施する主な事業

① 家庭児童相談・支援事業	関係機関との連携の下、支援検討会議などを実施する。対象児童の支援プランを作成し、継続した訪問などの支援を行う。
--	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
児童虐待の通報数に対する対応率	%	児童虐待対応数／児童虐待通報数	100	100	100
2歳児未就園児訪問対象家庭に対する訪問率	%	訪問数／2歳児未就園児訪問対象家庭数	100	100	100

関連する主な施策

- 施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援 ①妊産婦の健康づくりの推進／②乳幼児の健康づくりの推進
- 施策3 就学前教育・保育の充実 ①就学前教育・保育の推進／②就学前教育・保育環境の整備
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみでの子どもの支援
- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策11 生活困窮者支援の充実 ①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供／②男女共同参画によるまちづくりの推進

関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市こども計画（こども基本法）

施策3 就学前教育・保育の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

子どもたちが安全・安心で健やかに成長することができる環境で充実した教育・保育を受けながら、保護者も仕事と生活の調和が取れている。

目標とする成果指標	方向性
市立保育所、幼稚園及び認定こども園の就学前教育・保育に満足している保護者の割合	↑
民間保育施設における「保育士の業務負担が軽減し、保育に対して生き生きと向き合えるようになった」と感じる保育士の割合	↑
保育施設への申込児童数に対し、入所した児童数の割合 (参考値(R5): 79.3%)	↑
施設の劣化状況調査において「健全(A)」と「軽微な劣化(B)」にとどまっている状態の割合 (参考値(R5): 100%)	→



私たちのまちの現状と課題

- 令和6年(2024年)4月現在、本市には5つの市立保育所、5つの市立幼稚園及び3つの市立認定こども園があるほか、私立の保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育園が合わせて15施設ある。
- 0歳から5歳までの子どもの人数は、令和6年(2024年)9月末現在3,759人で、近年は減少傾向にあり、今後少子化が進むことが見込まれるが、小学校就学前の教育及び保育の質の向上に向けた取組を推進している。
- 共働き家庭の増加や家庭環境、労働環境の多様化などにより、保育所などでの保育を必要とする世帯は増加傾向にある。本市においては、市立幼稚園の認定こども園化や小規模保育園の開園などにより、待機児童対策を図っているものの、令和6年(2024年)4月時点の待機児童数は3人となっている。今後も低年齢児の受入枠を確保できるよう、積極的に取り組む必要がある。
- 市立幼稚園の園児数は減少傾向である反面、幼稚園での3年保育や預かり保育などの保育サービスについては高いニーズがあり、サービスの拡大が求められている。
- 保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれにおいても質の高い保育及び教育が受けられるよう職員の交流や研修を積極的に行い、互いに連携を図ることに加え、子どもの発達や学びは連続性と一貫性をもって進めることが重要であることから、子どもたちがスムーズに就学することができるよう小学校との連携も強化し、「0歳から15歳までシームレスな子育てサポート」を目指す。
- 保育所、幼稚園及び認定こども園などの施設は老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化改修工事を実施していく。しかし、多額の費用が見込まれるため、老朽化の状況を見据えた計画的な更新などによって費用負担の平準化を図りつつ、子どもの数の推移に応じて効果的かつ効率的に保育所及び幼稚園などの再編や整備を進めていく必要がある。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、令和7年(2025年)4月以降、段階的に施行される。今後は、始業時刻の変更や短時間勤務制度等の措置を利用する労働者の需要に即し、全時間帯の列車の増発や直通列車の割合増加等による通勤所要時間の短縮等、柔軟な働き方の実現のための環境整備が求められる。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の両立）を意識し、家族で協力し合い、子育て及び教育環境を整える。 ・資格や経験を生かして、教育や保育の支援活動に関わる。 ・ボランティアなどの活動に参加し、子育てを支援する。
地域団体ができること	・保育所、幼稚園及び認定こども園等との交流の機会を持つなど、地域で子どもを見守る環境づくりを行う。
事業者ができること	・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取組に積極的に協力する。 ・子育てを支援する労働環境や協力体制づくりに取り組む。 ・多様化する保護者のニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育及び保育環境の提供に努める。



施策の主な取組

(1) 就学前教育・保育の推進

保育所、幼稚園及び認定こども園が連携し、健やかな育ちを保障する質の高い教育及び保育を行うとともに、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実を図る。また、今後の子どもの人数の推移に合わせ、効果的かつ効率的な運営を推進する。また、保育士の処遇の改善を図り、人材の確保を目指す。

■実施する主な事業

① 保育所・幼稚園・認定こども園運営事業	延長保育や預かり保育などの保育サービスの実施、小規模保育施設の新設や市立幼稚園の認定こども園化による保育利用枠の拡大、3年保育の拡充を進める。また、園庭の開放や未就園児との交流など、地域の子育てをサポートする事業を実施する。
----------------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
多様な保育サービスの実施数	件	4月1日時点の延長保育、病児保育及び一時預かり事業の実施施設数（公立及び私立）	51	53	55

■実施する主な事業

② 特別保育等補助事業	私立の保育施設が行う園の整備や延長保育、一時預かり、病児保育など多様な保育サービスに対して補助を行う。
-------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
補助を実施した民間保育施設数	件	実施対象施設数	14	16	17

(2) 就学前教育・保育環境の整備

子どもたちが安全で快適に過ごせるよう、施設の老朽化対策として長寿命化に取り組むほか、時代のニーズに応じて施設全般の環境向上や機能の維持及び向上を図る。

■実施する主な事業

①	幼稚園・保育所・ 認定こども園施設整備事業	子どもの人数の推移に合わせて計画的に施設の再編や整備を行う。また、状況に応じて修繕するなど、日々の維持管理を行う。
---	--------------------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
修繕箇所対応率	%	対応を開始した箇所数／各施設からの修繕要望箇所数	100	100	100
長寿命化の棟数	棟	長寿命化改修工事が完了した棟数（令和2年度からの累計）	0	1	1

関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援／②児童虐待防止の推進
- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみでの子どもの支援
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供／②男女共同参画によるまちづくりの推進
- 施策25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成 ②持続可能な地域公共交通の確立

関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市こども計画（こども基本法）
- 公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針
- 香芝市学校施設等長寿命化計画

施策4 学校教育の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

全ての児童・生徒が安全に安心して、主体的かつ対話的で深い学びができる環境が整っている。

目標とする成果指標	方向性
全国学力・学習状況調査における国語、算数（数学）の平均正答率 (参考値(R5):63.0%)	↑
全国学力・学習状況調査における国語、算数（数学）の勉強が好きな子どもの割合 (参考値(R5):55.6%)	↑
適応指導教室の利用に満足している人の割合	↑



私たちのまちの現状と課題

- 全国学力・学習状況調査によると、本市では、「授業の内容はよく分かる」と実感している子どもが多いことがうかがえる。一方で、子どもたちの学びへの主体性が低く、学習内容を実生活に結び付けて考えることが苦手な傾向がみられる。これからの時代に求められる資質及び能力や、生涯にわたって能動的に学び続ける姿勢を育むため、今後の学校教育においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を活性化させることが重要である。
- 遠隔・オンライン教育等のICTを活用した家庭学習の推進など、全国的に学校教育の仕組みや学習環境の見直しが求められている。情報技術は今後も飛躍的に進展し、人々の社会生活や日常生活に浸透することが予想される。児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値を創造する情報活用能力の育成が求められている。
- 特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加している。また、不登校やDVなど困難を抱える子どもたちも少なくない。一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことができるよう、体制の充実が必要である。また、家庭環境や経済状況に左右されことなく児童生徒が希望を持って学びに向かうことができるよう、就学援助制度の充実が求められている。
- いじめの認知件数は年々増加しており、いじめの芽を摘む早期対応ができて一方、多様化や複雑化する事案も多くなっている。令和3年度(2021年度)に改訂した「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に引き続き総合的かつ効果的に取り組んでいくとともに、具体的な対応を明確に示すために、各機関との連携を図りながら、専門的な意見も踏まえて同方針の見直しを行う必要がある。
- 教職員の経験年数の均衡が崩れ始め、経験豊富な教職員から若手へ知識や技能が十分に継承されない状況があり、若手教職員の資質及び能力の向上が課題となっている。これまでの優れた教育実践に加え、ICTを効果的に活用する学習指導による授業改善及び指導力の向上が求められている。
- 小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる、進学に伴う新しい環境への不適応等の課題が指摘されている。保育所や幼稚園等から小学校への就学、小学校から中学校への進学が円滑になるように、子どもたちの交流や教職員の連携を図る必要がある。
- 令和6年(2024年)5月時点で、本市には市立小学校が10校、中学校が4校あるが、いずれの学校施設も老朽化が進んでいるため、将来的な費用負担を踏まえ、改修工事を適切に進めていく必要がある。また、時代のニーズに応じた整備と併せて効率的かつ効果的に改修を進めていく必要もある。子どもの人数が減少していることに伴い、余裕教室の有効活用や小学校給食施設の効率的運用など、将来を見据えた施設管理が必要である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・学校行事等に参加し、自分の子ども以外の子どもたちとも積極的に関わりを持つ。 ・学校運営に協力する。 ・経験や能力を生かし、学校教育に関わる。 ・学校活動やボランティア活動等に積極的に参加する。 ・学校施設を大切に使用する。
地域団体ができること	・学校教育や学校運営に対する理解を深め、各種団体や市と連携し、地域で子どもたちの学びと成長を見守る環境づくりを行う。
事業者ができること	・学校教育や学校運営に対する理解を深め、多様な学びの場の創出、社会見学及び就労体験の機会の提供など、市と連携を図る。

施策の主な取組

(1) 学びの推進・支援

一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことで、学ぶ意欲と確かな学力を身に付け、未来を担う子どもたちを育成する。また、家庭環境や経済状況に左右されことなく児童生徒が希望を持って学びに向かうことができるよう、市立小中学校入学時の標準服の無償化等、就学援助制度の充実に努める。

■実施する主な事業

① 学力向上推進事業	知・徳・体のバランスの取れた教育内容（読書活動や外国語教育、道徳教育、体力向上等）の充実を図り、学ぶ楽しさと分かる喜びが実感できる授業の創造に向けて、教員の資質向上を進める。
------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
教員の資質向上に係る研修における研修テーマ数	種	教員に対し実施した研修に係る研修テーマ数（種類）の合計	7	8	9

■実施する主な事業

② 教育相談支援事業	一人一人に応じた学習環境（特別支援教育及び教育相談）を提供する。また、福祉等の関係機関と連携して、いじめの防止や不登校児童生徒の支援に取り組むなど、きめ細かな教育を進める。
------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
特別支援教育に係る研修における研修テーマ数	種	教員に対し実施した研修に係る研修テーマ数（種類）の合計	3	4	5
特別支援教育に係る研修実施回数	回	教員に対する研修実施回数	18	19	20

(2) 安心して学べる教育環境の整備

児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、学校施設の老朽化対策として長寿命化に取り組むほか、施設全般の環境向上や機能の維持及び向上を図る。

【長寿命化が必要な全体棟数 保育所 9 棟 幼稚園 1 1 棟 小学校 7 0 棟 中学校 3 3 棟】（令和 2 年度調査時点）

■実施する主な事業

① 小学校施設維持管理事業	学校施設の計画的な施設整備及び状況に応じた維持管理を行うとともに、トイレの洋式化や防犯カメラの設置等により快適性及び安全性の向上に努める。また、I C Tを活用し、児童が主体的・対話的に学習できる環境づくりを進める。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
小学校長寿命化の棟数	棟	長寿命化改修工事が完了した棟数（令和 2 年度からの累計）	0	9	13
防犯カメラ設置率	%	設置校数／市内小学校数（1 0 校）	－	100	100

■実施する主な事業

② 中学校施設維持管理事業	学校施設の計画的な施設整備及び状況に応じた維持管理を行うとともに、トイレの洋式化や防犯カメラの設置等により快適性及び安全性の向上に努める。また、I C Tを活用し、児童が主体的・対話的に学習できる環境づくりを進める。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
中学校長寿命化の棟数	棟	長寿命化改修工事が完了した棟数（令和 2 年度からの累計）	0	6	12
防犯カメラ設置率	%	設置校数／市内中学校数（4 校）	－	100	100

関連する主な施策

- 施策 5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみでの子どもの支援
- 施策 8 健康づくりの推進 ①健康的な生活習慣の推進
- 施策 1 5 生涯学習とスポーツ活動の充実 ③図書館機能の充実
- 施策 1 6 歴史文化財の保存と継承・展開 ①二上山博物館機能の充実

関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市こども計画（こども基本法）
- 香芝市教育大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- 香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止対策推進法）
- 香芝市学校施設等長寿命化計画

施策5 家庭・地域・学校の連携

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

地域ぐるみで子どもを育て、教育するという意識が共有されており、地域の大人に見守られて子どもが生き生きと活動しながら、保護者も仕事と生活の調和が取れている。

目標とする成果指標	方向性
地域で育まれていると感じる中学生の割合	↗
香芝市に愛着のある10代及び中学生の割合	↗
学童保育所への申込児童数に対し、入所した児童数の割合 (参考値(R5):100%)	→



私たちのまちの現状と課題

- 人とのつながりの希薄化や核家族化を始めとする地域社会及び家族の変容、更に複雑化かつ多様化する学校現場の課題等を背景に、今後ますます家庭・地域・学校が連携及び協働し、地域全体で子どもたちを育む必要がある。
- 「子ども真ん中社会」の実現に向け、「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」の理念に基づき、子どもの権利を守るとともに、子どもの視点に立った考え方を尊重することが求められる。
- 教職員に加えて、多様な経験や専門性を持った方々のサポートを得て学校経営を活性化させるために、コミュニティ協議会やコミュニティ・スクールを実施している。また、様々な場面で地域の方が学校ボランティアとして活動するとともに、児童生徒と交流を深め、地域とともにある学校づくりを推進している。
- 女性就業率の上昇により、学童保育所（放課後児童クラブ）の利用者数は年々増加傾向である一方、民間学童保育所の増加により、令和7年度（2025年度）以降、公立学童保育所の利用者は緩やかに減少していくことが見込まれる。そのため、今後は「量の拡大」から「質の向上」への転換を図り、支援員の資質や保育環境の向上に取り組むことが求められる。また、放課後子ども教室と連動した運用方法の検討も必要である。
- 本市では、香芝市青少年健全育成協議会を設置し、関係機関や団体等と連携して、補導活動及び市内巡回を実施するとともに、講演会の開催など、啓発活動を通して、青少年の健全育成を図っている。
- 情報通信技術の進展により、膨大な情報などが氾濫し、SNS等を利用した犯罪被害の危険性も増大している。また、社会のモラル低下が、青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼすことも懸念される。
- 青少年を取り巻く環境が変化してきた中で、児童虐待や不登校、高校中途退学、ひきこもり、若年無業者（ニート）など、青少年に関わる課題がより深刻化している。こうした現状に対して、一人一人の長所や個性を尊重して健やかに成長できるよう、地域社会の教育機能をより一層向上させていく必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の両立）を意識する。 ・子ども同士や保護者同士等の交流の場に積極的に参加する。 ・資格や経験を生かして、活動に参加及び協力する。 ・ながら見守りや登下校の見守りボランティアなど、常に子どもの見守りを心掛ける。
地域団体ができること	・登下校の見守り活動を実施するなど、地域で子どもたちを見守り育てていく環境づくりに取り組む。 ・子ども同士や保護者同士の交流の場づくりに取り組む。
事業者ができること	・子育て支援の重要性に対する理解を深める。 ・子どもたちを見守る取組に積極的に協力する。 ・ワーク・ライフ・バランス（子育てと仕事の両立）を意識する。



施策の主な取組

(1) 地域ぐるみでの子どもの支援

経験や専門性をもった地域の人材の参画を進め、家庭と地域と学校が効果的に連携を取り合い、地域ぐるみで教育力向上に取り組む。また、児童が放課後を安全かつ安心に過ごし、多様な体験及び活動ができるような居場所づくりを進める。

■実施する主な事業

①	学校・地域パートナーシップ事業	地域と学校を結ぶ人材として地域学校協働活動推進員を配置し、地域ぐるみで子どもを支える環境づくりを行う。また、児童の体験及び交流活動を行う放課後子ども教室や、生徒の通常学習の補完的な役割としての学習支援などを行う地域未来塾を実施する。
---	-----------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
地域学校協働活動推進員の配置率	%	地域学校協働活動推進員が配置されている 学校数／市立小中学校（14校）	64	80	100

■実施する主な事業

②	学童保育運営事業	学童保育所で安定した保育を提供できるよう、指定管理者制度による効果的かつ効率的な運営を行う。また、保育ニーズに合わせて、小学校の余裕教室などを活用した入所定員枠の拡充を図るとともに、施設の適切な整備及び維持管理を行う。
---	----------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
公立学童保育所における児童の受入れ可能数	人	賃貸借施設も含めた定員数の合計	1,246	1,275	1,280

(2) 青少年の健やかな育成

自然体験等を通して青少年の社会性の萌芽や新たな気付き、地域への愛着心の創出を図り、また地域や家庭、学校、行政などが連携して青少年の健全育成に資する環境づくりを進める。

■実施する主な事業



① 青少年健全育成事業

下校巡視や市内一斉巡視、店舗等の立ち入り調査を行い、非行の早期発見や犯罪に関わることを未然に防ぐとともに、「少年の主張」作文コンクールの開催や様々な媒体を使った広報啓発活動を実施する。また、青少年が自然体験や生活体験などを通じて触れ合える各種イベントや講座などを開催する。

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
各種巡視の実施回数	箇所	夏期及び冬期夜間巡視、祭礼巡視、合同立入調査及び下校時巡視で回った場所の合計	32	40	40
各種イベントの参加者数 (子どもフェスティバル、体験学習イベント及び二十歳を祝う会)	人	子どもフェスティバル、体験学習イベント及び二十歳を祝う会の参加人数の合計	2,895	2,900	2,900



関連する主な施策

- 施策4 学校教育の充実 ①学びの推進・支援
- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①地域コミュニティの形成支援／②市民公益活動団体の活動支援
- 施策22 生活安全対策の強化 ①交通安全対策の推進



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市こども計画（こども基本法）
- 第二次香芝市生涯学習推進基本計画
- 香芝市新・放課後子ども総合プラン行動計画（子ども・子育て支援法）

政策 2 健康で自分らしく過ごせる毎日のために。(健康・福祉)

高齢者や障害者を始め、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい毎日を過ごすことができるまちを目指す。そのために、必要とする人に切れ目なく医療や支援を提供することができる体制を整備し、また、健康の維持及び増進を推進するとともに、コミュニティや世代間の交流、助け合いの仕組みづくりに取り組む。

施策6 地域福祉の推進

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

多様な主体による地域福祉活動が活発に取り組まれており、地域で互いに支え合いながら安心して暮らすことができる。

目標とする成果指標		方向性
総合福祉センターの提供サービスに満足している利用者の割合 (参考値(R5):88.3%)		↑
ボランティア等登録者数 (参考値(R5):2,193人)		↑
地域福祉計画目標達成率 (参考値(R5):73.5%)		↑



私たちのまちの現状と課題

- 平成30年(2018年)4月に改正「社会福祉法」が施行され、地域、暮らし及び生きがいと共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、全ての人々が連携して地域福祉の推進に努めることが定められた。
- 本市では、様々な地域団体や個人、事業者によって地域福祉の取組が行われているほか、令和6年(2024年)9月末時点において約2,200人の方がボランティア登録やボランティア団体等に参加するなどして、活動されている。近年、身近な関係でなければ発見や解決が困難な虐待、孤立等の問題が複雑かつ多様化しており、これら個人及び団体間のネットワークの強化を図り、地域の課題を共有する仕組みを作る必要がある。
- 地域共生社会の実現に向けた取組を次世代にも受け継いでいく必要があるが、生産年齢人口の減少や社会資源の減少が進み、コミュニティの在り方やコミュニケーションの方法についての考え方も変化していく中、新たな社会資源の発掘が求められている。
- 8050問題と同様に、親の高齢化や、親亡き後の障害者に対する見守りや生活支援等が必要となるケースが増加していくことが見込まれる。地域福祉を取り巻く複雑な課題や現行の制度の狭間にある様々な課題に対して、包括的に支援することができる仕組みづくりが必要となる。
- 今後ますます増加する福祉ニーズに対応するため、福祉人材の確保及び育成が重要な課題である。地域福祉活動に参加する人を増やしていくため、ボランティア養成講座のほか、福祉や介護などに関する専門的な知識や技能を習得できる講座の開催等、総合的かつ効率的に人材を育成していく必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ 普段から挨拶や声を掛け合うなど、近隣のつながりを大切にする。 ・ 地域行事やイベントに積極的に参加して、地域との関係性を深めるとともに、参加しやすい雰囲気づくりを心掛ける。 ・ 支援が必要な人がいるときは、積極的に見守りや助け合いを行う。 ・ ボランティア活動や地域福祉活動に参加する。
地域団体ができること	・ 地域住民や事業者等と連携し、自助、共助及び公助が有機的に組み合わせられた地域福祉活動の推進に取り組む。 ・ 高齢者や障害者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。
事業者ができること	・ 地域住民や団体等と連携し、自助、共助及び公助が有機的に組み合わせられた地域福祉活動の推進に取り組む。 ・ 高齢者や障害者が社会参加しやすい環境づくりに取り組む。 ・ ボランティアの受入れを積極的に行うとともに、ボランティア活動の充実を図る。



施策の主な取組

(1) 総合的な福祉サービスの提供

市民が必要な情報を取得することができ、また、安心して福祉サービスを利用することができるように香芝市総合福祉センターを福祉サービスの総合的な拠点として維持及び運営する。

■実施する主な事業

① 総合福祉センター管理運営事業	総合福祉センター施設の維持管理、貸室（全8室）の利活用の促進及びかしば・屯鶴峯温泉の運営を行う。
------------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
総合福祉センター貸室の稼働率	%	各貸室における利用日数／貸室の利用可能日数の平均	39	50	55

(2) 地域で支え合う仕組みづくり

地域住民の交流を促進するとともに、地域福祉を担う団体等を支援することで、地域の多様な主体により生活課題や福祉課題を解決するための支援が包括的に提供される仕組みづくりを進める。

■実施する主な事業

① 地域福祉推進事業	市内各地域にふれあいいきいきサロン等の活動組織を設置する。また、ボランティア活動の推進並びに民生委員や児童委員、保護司等の支援を行い、各関係団体や組織間の連携を図る。
------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
福祉コミュニティ相談窓口設置日数	日	福祉コミュニティ相談窓口を設置した日数	—	240	240



関連する主な施策

- 施策 2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援／②児童虐待防止の推進
- 施策 7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実
- 施策 8 健康づくりの推進 ①健康的な生活習慣の推進／②心の健康づくりの推進
- 施策 9 高齢者福祉の充実 ①自立支援・介護予防・重度化防止の推進／②日常生活を支援する体制の整備
- 施策 10 障害者福祉の充実 ①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策 11 生活困窮者支援の充実 ①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
- 施策 12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供
- 施策 13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①地域コミュニティの形成支援／②市民公益活動団体の活動支援
- 施策 20 災害対策の強化 ①災害対応能力の向上
- 施策 21 生活安全対策の強化 ①防犯意識の向上



関連部門計画（根拠法令）

- 第三期香芝市地域福祉計画（社会福祉法）



私たちのまちの目指す姿

医療体制や予防医療が市民に正しく認知され、適切な時期に適正な医療を受診することができる。

目標とする成果指標		方向性
二次救急の応需率	(参考値(R5): 67.4%)	↑
かかりつけ医を持つ市民の割合		↑



私たちのまちの現状と課題

- 令和5年度(2023年度)末における市内の医療施設数は、総合病院1施設、病院・診療所51施設、歯科医院42施設となっている。
- 休日診療及び夜間の小児救急は、葛城地区3市1町(香芝市、大和高田市、葛城市及び広陵町。以下同じ。)で実施する休日診療所及び橿原市休日夜間応急診療所にて対応し、休日診療及び夜間の産婦人科一次救急医療体制は奈良県との連携により対応している。また、平成30年(2018年)10月から、葛城地区3市1町で休日診療及び夜間の二次救急輪番体制を実施したことで、応需率は上昇傾向になり、照会時間も短縮傾向にある。今後こうした連携を維持しながら、地域医療の更なる充実に向けた取組が必要となっている。
- 必要な時に適切な医療が受けることができるよう、香芝市医師会と連携を図り、身近なかかりつけ医を持つことを推進している。また、受診に迷った時の奈良県救急安心センター相談ダイヤル「#7119」や小児救急電話相談「#8000」の周知徹底を図ることで、症状に応じた適切な受診を促している。
- 高齢化により地域の医療ニーズにも変化が見られ、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療の体制確保とともに、医療や介護の連携強化が重要となっている。また入院患者や救急搬送患者の増加など医療需要の高まりが見込まれており、体制整備も課題である。
- 令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大したため、外出自粛や営業制限がかけられるなど、生活や経済活動に重大な影響を及ぼした。この事態を受け、災害対策だけでなく健康危機に対する意識が高まり、感染拡大防止対策や医療機関との連携がより強く求められている。
- 予防接種は、感染症拡大を最小限にとどめるとともに重症化予防の効果が期待できるため、接種についての積極的な勧奨、周知及び啓発を実施している。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・気になることは相談できる、かかりつけ医を持つとともに、医療機関での適正な受診を心掛ける。 ・自分の連絡先、血液型及び既往症等を記したメモを持つようにする。 ・AED等に関する講習会に参加し、正しい知識を習得する。 ・感染症予防についての正しい知識の習得と実践に取り組む。
地域団体ができること	・地域の状況に応じ、緊急時の対応など共助の環境づくりに努める。 ・AED等に関する講習会に参加し、正しい知識を習得する。 ・感染症予防についての正しい知識の習得と実践に取り組む。
事業者ができること	・医療機関や介護事業所等が連携し、在宅医療の提供体制を構築する。 ・市と連携協力し、市民の健康づくりの機会を提供する。



施策の主な取組

(1) 地域医療体制の充実

市民が必要なときに適切な医療を受けることができるよう、香芝市医師会を始め、奈良県及び近隣市町村等と連携しながら、在宅医療の推進、地域医療の充実及び救急医療体制の確保に努める。また、適正な医療受診の勧奨のため、救急医療等に関する啓発活動を実施する。

■実施する主な事業

① 地域医療体制充実事業	休日・夜間における一次救急及び二次救急医療体制の確保に取り組む。また、救急医療の仕組みやかかりつけ医等に関する啓発活動を行う。
--------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
小児深夜診療の開院日数	日	開院日の合計	365	366	366
葛城地区二次輪番開院日数	日	開院日の合計	365	366	366
地域医療の充実に向けた関係機関への要望回数	回	要望回数	0	2	2

(2) 感染症対策の推進

感染症の拡大防止と重症化予防のため、各種予防接種について周知及び啓発に努める。また、新たな感染症が発生した場合、奈良県や医師会・保健所等の関係機関と連携して感染症対策に取り組むとともに、市民に対して適宜啓発を実施する。

■実施する主な事業

① 感染症予防事業	「予防接種法」に基づく定期予防接種（一部、公費負担あり）の実施、未接種者に対する勧奨を行うとともに、平時から広報紙等を活用した感染症に関する注意喚起を行う。また、香芝市医師会及び北葛城地区医師会（香芝市、葛城市、広陵町、上牧町、王寺町及び河合町）と協力して、有事の際の対応体制を整える。
-----------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
A 類型予防接種勧奨率	%	A 類各予防接種の勧奨人数 / A 類各予防接種の対象人数	100	100	100



関連する主な施策

- 施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援 ①妊産婦の健康づくりの推進／②乳幼児の健康づくりの推進
- 施策6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供
- 施策8 健康づくりの推進 ①健康的な生活習慣の推進／②心の健康づくりの推進
- 施策9 高齢者福祉の充実 ②日常生活を支援する体制の整備
- 施策10 障害者福祉の充実 ①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり



関連部門計画（根拠法令）

- 第三次健康かしば21計画（第三次香芝市健康増進計画、第三次香芝市食育推進計画）（健康増進法、食育基本法）
- 香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- 香芝市危機管理指針



私たちのまちの目指す姿

健康に関する正しい知識を得て、自らの健康を意識し積極的に健康づくりに取り組んでいる。

目標とする成果指標	方向性
健康寿命の延伸（平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加）	↑
現在の健康状況がよいと答えた人の割合（参考値(R5) : 57.0%）	↑



私たちのまちの現状と課題

- 本市では、第三次健康かしば21計画（第三次香芝市健康増進計画、第三次香芝市食育推進計画）を策定し、健康寿命の延伸を目標とした健康づくりの推進に取り組むとともに、市民の食生活の改善に取り組んでいる。
- 日本の平均寿命は世界最高水準にあるが、今後も平均寿命が延びることが予測されており、健康寿命を延ばすことが求められている。健康に対する関心が高まってきているものの、本市におけるがん検診や特定健診等の健（検）診受診率や特定保健指導の利用率は、いずれも国の目標に達していない状況である。定期的かつ気軽に受診できる環境づくりを進めるほか、周知や啓発を徹底し、受診率や利用率の向上につなげ、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療及び重症化予防を推進していく必要がある。あわせて、運動や食育の推進について、市民による健康ボランティアが中心となり、市民自ら健康づくりを進められるような事業を行っており、今後も取組を継続する必要がある。
- 平成30年（2018年）4月に「香芝市受動喫煙防止条例」を制定し、望まない受動喫煙の防止を広く呼び掛け、公共施設の敷地内禁煙にも取り組んでいる。国においても、平成30年（2018年）7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年（2020年）4月から多くの施設において屋内が原則禁煙となっており、更なる取組の推進が求められている。
- 国内の自殺者は年間約2万人（令和5年末時点）となっており、社会問題となっている。平成28年（2016年）4月に「自殺対策基本法」が一部改正され、全ての自治体で地域の実情を勘案した自殺対策計画の策定が義務付けられ、本市においても、「香芝市自殺対策計画」の計画期間終了に伴い香芝市の実情や自殺者の特徴を分析し、令和6年（2024年）3月に第二次香芝市自殺対策計画を策定した。特に本市で自殺死亡率の高い壮年期世代や若者世代に対する自殺対策を総合的かつ効果的に推進していく必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・自分の健康に関心を持ち、楽しく自分に合った健康づくりを実践する。 ・バランスの取れた食事をし、規則正しい生活を送る。 ・自分に合った運動を生活に取り入れ、体力づくりに努める。 ・定期的に健康診断を受診し、病気の早期発見及び早期治療に努める。 ・心の健康を意識して、ストレスを溜めないようにする。 ・一人一人が、悩んでいる人に気付き、声を掛け、見守り、必要なときには相談窓口を紹介する。 ・一人一人が、望まない受動喫煙を防ぐことを意識する。
地域団体ができること	・地域において、住民相互の交流を図りながら、楽しく健康づくりが行える活動を展開する。
事業者ができること	・従業員に対して、健康診断の受診勧奨を行う。 ・受動喫煙対策を講じる。 ・生活習慣病の重症化予防に向け、市と連携して情報提供や相談支援を行う。



施策の主な取組

(1) 健康的な生活習慣の推進

病気の予防、早期発見及び早期治療に取り組むなど、市民一人一人が「自らの健康は自らで守る」という意識を持ち、主体的に健康づくりを進めるために、各種健（検）診、教室、相談及び啓発活動の充実を図る。

■実施する主な事業

① がん検診事業	定期的ながん検診を受けることができるよう集団がん検診及び個別がん検診を実施する。また、検診の重要性について啓発を行い、がんの早期発見に努める。
----------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
5大がん検診受診勧奨通知回数	回	5大がん検診受診勧奨通知回数	8	8	8

■実施する主な事業

② 健康づくり推進事業	健康づくり教室や講演会、健康相談等を実施する。また、健康ボランティアを育成し、地域で健康づくりのための体操や知識の普及活動等を行う取組を進める。
-------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
健康づくりに関する教室開催回数	回	実施回数	13	13	13

■実施する主な事業

③ 生活習慣病予防事業	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を行う。
-------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
（特定健診）受診勧奨対象者への通知率	%	本人への通知数／受診勧奨対象者	100	100	100

(2) 心の健康づくりの推進

生きづらさを感じている方が、臨床心理士等によるカウンセリング及び発達相談を受けることができる環境を整え、自殺予防対策やメンタルヘルス支援を行い、精神的に安定した生活ができるよう支援する。

■実施する主な事業

① 精神保健事業	臨床心理士等によるカウンセリング及び心理検査等を受けることができる専用窓口を設ける。また、心の健康に関する講演会の開催やゲートキーパーの育成を行う。
----------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
ゲートキーパー研修開催回数	回	ゲートキーパー養成講座及び研修の開催回数	3	3	3
心の健康相談室利用件数	件	心の健康相談室の利用人数（延べ）	1,127	1,200	1,200



関連する主な施策

- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ②青少年の健やかな育成
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実／②感染症対策の推進



関連部門計画（根拠法令）

- 第三次健康かしば21計画（第三次香芝市健康増進計画、第三次香芝市食育推進計画）
- 第二次香芝市自殺対策計画（自殺対策基本法）
- 香芝市国民健康保険第三期データヘルス計画第四期特定健康診査等実施計画（国民健康保険法）
- 香芝市こども計画（こども基本法）

施策9 高齢者福祉の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

地域全体での支え合いの意識が浸透し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生活できている。

目標とする成果指標	方向性
健康寿命の延伸（平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加）	↑
地域で人の手助けや活動をしたい人の割合（参考値(R5):37.1%）	↑



私たちのまちの現状と課題

- 本市の高齢化は、全国及び奈良県と比べ低く推移しており、令和6年（2024年）3月末時点では、高齢者人口は19,055人、高齢化率は24.3%、要介護認定率は17.8%となっています。しかし今後は、高齢化が進行し、令和22年（2040年）には高齢者人口は約25,000人となり、高齢化率は33%を超えることが予測されている（社人研推計）。
- 今後、高齢化が進行していく中で、自立支援や介護予防、重度化防止への取組がより重要となってきたり、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、住まい、医療、介護、予防及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化が求められている。本市では令和2年度（2020年度）に、市全域に1か所であった地域包括支援センターを3か所に拡充し、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、より身近な地域できめ細かな相談及び支援を行っており、その役割を一層高めていく必要がある。
- 地域の中で、一人一人が孤立することなくお互いに支え合い、生き生きと過ごすことができるよう、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、地域サロン等の住民同士のつながりの場を創出するなど、地域で支え合う仕組みづくりを進める必要がある。
- 核家族化により家族の介護力が低下していることに加え、少子高齢化により介護の担い手不足が予想されるため、地域住民一人一人のコミュニティ意識を醸成し、互助による地域力の活性が求められるため、生活支援体制の充実を図る必要がある。
- 団塊世代の全ての方が後期高齢者となる令和7年（2025年）には、高齢者の5人に1人は何らかの認知症状があるようになると言われている。認知症の早期診断及び早期対応につながるよう、多職種の連携による支援やガイドブック等による認知症に関する知識の普及や啓発、周囲の人の理解促進に向けた施策を充実させ、認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりが必要であり、地域包括ケアシステムを推進していく。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・介護予防教室に参加するなど、自らの介護予防に努める。 ・無理のない範囲で体を動かすことを心掛ける。 ・地域や社会とのつながりを持つために、地域活動や仲間づくりに積極的に取り組む。 ・外出を心掛け、積極的にイベント等に参加する。 ・認知症について理解を深め、本人や家族の不安や苦悩を感じ取り、温かく支え見守る。
地域団体ができること	・地域内で高齢者が気軽に集える場をつくる。 ・高齢者の見守り活動を行うなど、地域で助け合える環境づくりに努める。 ・認知症などに対するサポートの必要性についての理解促進に努める。
事業者ができること	・高齢者の見守り活動を行う。 ・高齢者の雇用を積極的に行うなど、地域で助け合える環境づくりに努める。 ・高齢者を支援する地域のネットワークづくりに寄与し、医療や介護等の関係機関が連携してサービス提供できる体制を推進する。 ・利用者に適したサービスが提供できるよう、介護サービスの質の向上に努める。



施策の主な取組

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

高齢者が生き生きと自立した生活が送ることができるよう、地域のニーズや課題、活用できる社会資源を把握し、自立支援、介護予防及び重度化防止に向けた各種サービスを展開する。

■実施する主な事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業	掃除や買い物等の日常生活支援、運動教室や栄養、口腔機能指導等の介護予防事業等に加え、地域における通いの場の創出や介護予防に関するボランティアの育成等の助け合いや支え合いの仕組みづくりを推進します。また、事業所等の専門職が行うサービスに加え、地域住民や企業等の多様な主体によるサービスも提供できるよう展開していく。
-------------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
いきいき百歳体操参加人数	人	いきいき百歳体操参加人数	550	820	940

(2) 日常生活を支援する体制の整備

地域包括支援センターの機能を強化するとともに、地域住民や事業者等の協力も得ながら、高齢者の安全で安心な日常生活が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の強化を進め、介護等が必要になっても住み慣れた地域で過ごすことができる仕組みづくりを推進していく。

■実施する主な事業

① 高齢者のための支援体制整備事業	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を図る。介護を必要とする人の家族に対する支援、また、医療や介護サービス事業者等との連携強化等を行い、包括的に支援できる体制を充実させる。認知症の方に対する支援、高齢者の権利擁護及び虐待防止対策等高齢者の安全及び安心につながる支援を行う。
-------------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
認知症サポーター養成講座の受講人数	人	受講人数（延べ）	4,738	5,600	6,400

■実施する主な事業

② 介護予防支援事業	地域包括支援センター等で、要支援者等の認定を持つ方が、必要な介護サービス等を受けられるよう支援する。
------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
介護支援専門員対象の研修会実施回数	回	介護支援専門員研修の実施回数	4	3	3

■実施する主な事業

③ 生きがい対策事業	高齢者の社会参加を促進し、生きがいのある暮らしの支援を行う。
------------	--------------------------------

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
シニア健康祭参加者数	人	シニア健康祭の参加者数	692	692	692

(3) 介護保険給付の適正化

介護給付費の適正化に取り組み、介護保険制度の財政的な健全性を確保し、安定的な運営を図る。

■実施する主な事業

① 介護保険給付適正化事業	給付の現状分析、ケアプラン点検及び介護サービス事業所に対する運営指導を行う。
---------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
運営指導実施回数	回	運営指導実施回数	30	30	30

関連する主な施策

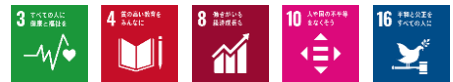
- 施策 6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供／②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策 7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実／②感染症対策の推進
- 施策 1 2 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供
- 施策 1 3 地域コミュニティの醸成・活性化 ②市民公益活動団体の活動支援
- 施策 2 5 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成 ②持続可能な地域公共交通の確立

関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）

施策 10 障害者福祉の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営み、自分らしく生き生きと安心して暮らすことができる。

目標とする成果指標	方向性
就労移行支援又は就労継続支援から一般就労に移行した人数 (参考値 (R5) : 15 人)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 平成28年(2016年)4月に施行された「障害者差別解消法」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として掲げており、行政及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組を求めている。また、令和3年(2021年)の改正で、障害を理由とする差別を解消するための支援措置などが強化された。
- 本市では、相談支援や生活支援、就労支援等を進めてきたが、近年、核家族化や介護する家族の高齢化等による家族介護力の低下、また「親亡き後問題」の深刻化が課題であり、誰もが住み慣れた地域で自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障害者の生活を地域全体で支えるため、地域生活への移行やグループホーム等の体験、緊急時の受入対応体制の確保など、地域生活支援拠点としての機能を充実するための体制づくりを進める必要がある。
- 本市では令和2年(2020年)4月に「香芝市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を施行した。市全体でコミュニケーションに障害を抱える方々に対する理解を深め、関係機関だけでなく、市民や事業者の協力を得ながら、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保及び情報のバリアフリー化など、環境整備に取り組むことが重要であり、当事者の意見を聴取しながら、施策の方向性の調整を図る。
- 就労のための支援を受け一般就労につながるケースは依然少数にとどまっている。一人一人の個性と能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、多様な就労機会と社会参加の機会づくりを促進する必要がある。
- また、令和4年(2022年)10月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、令和6年(2024年)4月以降は企業の障害者法定雇用率が2.5%となったほか、障害者雇用義務の対象となる事業所が従業員40人以上の事業所に拡大されたこともあり、市内事業者との連携体制も重要となっている。
- 令和5年度(2023年度)末時点における児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数は、令和3年度(2021年度)からの3年間で約20%増加しており、今後も増加していくことが見込まれる。必要な支援を受けることができるよう、適切な制度運用とサポート体制の構築が課題である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・障害者に対する理解を深め、自立するための適切な配慮や必要に応じた支援を行うなど、障害者が地域活動に参加しやすい環境をつくる。 ・移動など日常生活で困っている障害者がいれば、手助けをする。 ・障害者とその家族が孤立しないよう声を掛け合うなど見守りを行う。
地域団体ができること	・共助の意識を高め、障害者とその家族が地域で孤立することがないよう、地域において支え合う活動を展開する。 ・障害者に対する理解を深め、社会参加を支援する。
事業者ができること	・障害者雇用に対する理解を深め、就労機会及び就労の場の拡大を図る。 ・適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障害者の日常生活等を支援する。



施策の主な取組

(1) 障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり

障害者が安全かつ安心できる環境の下、自立した生活ができるよう、障害理解の促進と基盤整備を進めるとともに、障害者の日常生活及び社会生活におけるニーズに対応した細やかなサービスを展開する。

■実施する主な事業

① 地域生活支援事業	総合的な相談支援を始め、日常生活用具の給付や入浴、移動等日常生活における支援や意思疎通支援者の派遣等によるコミュニケーションや情報取得に関する支援を行う。また、障害者の社会参加に対する支援や職業訓練に要する費用の助成を行うなど、障害者の地域における日常生活や社会生活のニーズに対応した福祉サービスの提供を行う。
------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
奉仕員養成講座の実施回数	回	手話奉仕員、視覚障害者サポーター、聞こえのサポーター養成講座の実施回数の合計	62	70	75



関連する主な施策

- 施策6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供／②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ②市民公益活動団体の活動支援
- 施策15 生涯学習とスポーツ活動の充実 ①生涯学習機会の充実
- 施策26 生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実 ②バリアフリー化の推進



関連部門計画（根拠法令）

- 第三期香芝市障害者計画・第七期香芝市障害福祉計画・第三期香芝市障害児福祉計画（障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法）
- 香芝市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

施策 11 生活困窮者支援の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

生活困窮者が個々の状況に応じた支援を受けながら、
経済的及び精神的に自立することができる。

目標とする成果指標		方向性
就労定着者の割合	(参考値(R5): 63.6%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援制度」が始まり、本市でも奈良県や他市町村、支援機関等と連携しながら、就職、住居及び家計管理等の支援体制の充実を進め、生活困窮者に寄り添いながら支援を行っている。
- 高齢化、核家族化及びひとり親家庭の増加などにより、相談件数は増加傾向にあり、またその相談内容も複雑化かつ多様化している。個々の状況が異なる中、いかに本人に合った自立支援に結び付けるかが課題である。
- 生活困窮者が抱える課題を解決するためには、医療機関や介護及び障害に関わる事業所等、各関係機関との連携及び協力も必要不可欠であり、協力体制を強化する必要がある。
- 問題を抱えたまま相談することができず、地域に潜在している生活困窮者を相談窓口へ結び付け、支援へとつなげる仕組みづくりが必要である。
- 子ども及び若者の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、そして貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮世帯の自立支援や子どもの居場所づくりなどを進める必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・健康管理や就労活動などの自助努力を行う。 ・生活困窮者自立支援制度について理解を深める。 ・困難を抱える人がいたら相談窓口を紹介する。
地域団体ができること	・地域で暮らす人への理解を深め、支え合う環境づくりに取り組む。 ・自らSOSを発することのできない方が支援されるよう、対象者の把握や課題解決に向けた支援等に、市と連携して取り組む。
事業者ができること	・就労実習の受入れや就労機会の提供を行う。 ・生活困窮者及び生活保護受給者の自立に向けた中間的就労について理解を深め、受入れに努める。



施策の主な取組

(1) 生活困窮者への相談支援・就労支援の充実

生活困窮者を自立へとつなげていくために、包括的かつ継続的な助言や支援を受けることができる相談体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。

■実施する主な事業

① 自立支援促進事業	生活困窮者が自立した生活を営むことができるよう、助言や支援を行うほか、個別支援プログラムの作成やハローワークとの連携等により就労支援を行う。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
支援プラン策定割合	%	プランを策定した方／プラン策定を希望された方	100	100	100



関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援
- 施策6 地域福祉の推進 ①総合的な福祉サービスの提供
- 施策7 医療提供体制の充実 ①地域医療体制の充実

政策 3 誰もが等しく、生涯輝き続けるために。(人権・協働・文化)

市民一人一人がお互いの個性や価値観を認め合い、誰もが対等な立場で安心して暮らすことができるまちを目指す。また、文化や芸術、スポーツ、地域間交流等の活動を通じて、生涯にわたって心の豊かさを育むことのできる、「人と人」「人と地域」がつながる環境づくりを進める。

施策 12 人権・多様性の尊重

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

誰もが個人として等しく尊重され、自らの意思によって個性と能力を発揮できる社会が実現している。

目標とする成果指標	方向性
人権問題に興味や関心がある市民の割合	↑
家事や育児について夫婦（父母）で同じくらい行っている市民の割合	↑



私たちのまちの現状と課題

- 市民一人一人の人権が尊重されるまちづくりを、啓発活動や講座により実施してきたことで、人権に対する市民の理解と認識は高まりつつある。
- 年齢、障害の有無、生まれや民族等の違いによる偏見や差別はもとより、インターネット利用者による悪質な書き込みやヘイトスピーチなど、社会や経済環境の変化により生まれた新たな人権問題に対しても、誰もが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会を目指し、豊かな人権感覚や実践的態度が培われるよう、引き続き人権啓発を行うことが重要である。
- 本市は平成19年（2007年）9月に「男女共同参画都市」を宣言し、令和4年（2022年）3月に「人権が尊重され、多様な生き方が選択できるまち 香芝」を基本理念とした「第三次香芝市男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策に取り組んでいるが、市民の男女共同参画意識の更なる醸成と高揚が求められている。
- 誰もが性別にとらわれず、自らの意思によって個性と能力を発揮することができるよう、家庭、職場、学校及び地域生活などにおける男女共同参画の実現や、ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進が必要である。
- 男女共同参画の市政を実現するためには、職員及び各種審議会の委員等につき、性別による不利益なく、能力をもって平等かつ適正に評価及び登用を行うことにより、市政運営を進めることが必要である。
- DVの根絶や若年層を対象とした性的被害など、あらゆる暴力を未然に防止する意識啓発を、学校現場等とも連携し、推進する必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・日常生活や職場において、思いやりを持って人と接する。 ・家事、育児及び介護など、家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担する。 ・様々な意見や価値観があることを理解し合う。 ・人権問題への理解と認識を高める。 ・人権啓発セミナー等へ積極的に参加する。
地域団体ができること	・民間と市との適切な役割分担の下、コミュニティ組織や関係団体等は協働して人権擁護に取り組む。 ・地域団体における方針決定過程において、女性の参画を進める。 ・幅広い世代の男性が地域とつながりを持って活動に参画することができるよう、男女が共に担う地域づくりに努める。
事業者ができること	・社員の人権教育等に取り組む。 ・働く人が性別により差別されることがなく、その能力を十分発揮することができるよう、「男女雇用機会均等法」の履行確保など雇用環境の整備を図る。 ・「女性活躍推進法」の趣旨に沿って女性の活躍の推進に関する取組を実施する。

施策の主な取組

(1) 人権啓発の推進及び学習機会の提供

人権に関する啓発活動や学習機会の提供を通じて、市民の人権への理解や認識の向上を図る。

■実施する主な事業

① 人権啓発事業	香芝市人権教育推進協議会や各種団体と連携し、広報活動やセミナー等を開催し、市民へ人権に関する正しい知識や情報を提供する。
----------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
補助金活用案内の発送団体数	件	発送団体数の合計	15	15	15
くらしを考える講座の参加人数	人	各講座の参加人数の合計	404	400	400

(2) 男女共同参画によるまちづくりの推進

男女共同参画に関する啓発活動や学習機会の提供を通じて、市民の男女共同参画意識の更なる醸成及び高揚を図る。

■実施する主な事業

① 男女共同参画推進事業	男女共同参画社会への理解を深めるため、父子を対象とした体験型の講習会の実施や市民を対象とした学習会等を開催する。また、関係機関と連携し、性別による不利益を受けることがないよう、相談対応や就労支援を実施する。さらに、多様な視点を政策方針に取り入れるため、市の審議会等については、性別に関わらない適切な人材の登用を促進する。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
男性いきいきセミナー及びマザーズセミナーの参加人数	人	各セミナーの参加人数の合計	79	80	80

関連する主な施策

- 施策1 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援 ①妊産婦の健康づくりの推進／②乳幼児の健康づくりの推進
- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援／②児童虐待防止の推進
- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策9 高齢者福祉の充実 ②日常生活を支援する体制の整備
- 施策10 障害者福祉の充実 ①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策14 文化芸術の振興・多文化理解 ②多文化理解・国際交流の推進
- 施策17 商工業の振興 ①企業の活性化

関連部門計画（根拠法令）

- 第三次香芝市男女共同参画プラン（男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）



私たちのまちの目指す姿

市民一人一人が「まちの担い手は自分自身」という自治意識を持ち、市民みんなが地域に誇りと愛着を持っている。

目標とする成果指標		方向性
自治会への加入率	(参考値(R5): 83.5%)	→
まちづくり提案活動支援事業補助金の新規申請件数	(参考値(R5): 8件)	↗



私たちのまちの現状と課題

- 家族形態や働き方の多様化などにより、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が懸念されている。自治会加入率は令和5年(2023年)時点で83.5%であるが、過去10年で約7ポイント減少している。自治会は地域コミュニティの核となることから、次世代を担う人材確保や育成及び更なる加入の促進を行い、地域力を強化することが重要である。
- 市民アンケート結果では、行政に対して自分の意見やアイデアを「伝えたいと思う」と答えた人の割合は34.4%、「どちらともいえない」が28.0%、「伝えたいと思わない」が23.5%となっており、地域コミュニティの活性化のためには、SNSなどの媒体も活用しながら、市民に行政や地域に対してより一層関心を持ってもらう必要がある。
- 市民公益活動団体は、地域において、福祉、子育て、文化、まちづくりなど多岐にわたる分野で活躍しており、新たな公共の担い手として重要な役割に位置付けられる。行政と連携しながら、それぞれの地域課題に応じた取組を進めるため、市民公益活動団体の育成支援や活動支援はもちろんのこと、新たな人材の発掘にもつながるような仕組みづくりが必要である。
- 市民、地域団体及び事業者との協働によるまちづくりイベント等により、シビックプライド(都市に対する市民の誇り)の醸成を更に図っていく必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること

- ・地域の行事、イベント及び自治会活動に参加や協力する。
- ・転入された方などが地域に馴染めるよう、必要な場面で手助けする。
- ・社会貢献活動に興味を持ち、ボランティアやNPO活動に参加や協力をする。
- ・市からの情報を積極的に収集し、また、市民の声も市へ届ける。
- ・市の企画するワークショップ等に積極的に参加する。

地域団体ができること

- ・地域の行事、イベント及び自治会活動に参加や協力をする。
- ・地域住民が参加できる活動のPRや情報発信を行い、組織力の向上に努める。
- ・世代間及び団体間の交流を積極的行い、創発的なコミュニティを創造する。

事業者ができること

- ・地域の行事、イベント及び自治会活動に参加や協力する。
- ・地域コミュニティの活性化の取組に協力する。



施策の主な取組

(1) 地域コミュニティの形成支援

住民自治の実現及び地域の安全確保のため、自治会の運営や自主的活動を支援するとともに、地域における市民交流を活発化し、地域コミュニティの形成に寄与する。また、市が目指す将来展望を共有し、地域力の向上を図るため、タウンミーティング等を開催する。

■実施する主な事業

① 自治会活動支援事業	自治会活動や防犯カメラ及び防犯灯等の設備の整備に対して、補助金の交付等の支援を行う。また、自治会及び自治連合会と連携し、自治会未加入者への加入促進を図るとともに、自治会と各種地域団体の連携を促進し、地域活動の活性化を図る。
---	---

◆主な事業の活動指標

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
各種補助金等の活用割合	%	交付済メニュー数／対象補助金及び交付金の全メニュー数	100	100	100
啓発物品の設置箇所数	箇所	設置箇所数	2	9	9

■実施する主な事業

② 地域交流センター管理・運営事業	指定管理者制度による地域交流センターの維持管理を行い、効率的な運営体制を構築する。また、施設の機能性の向上やイベント開催を通じて、地域での市民交流を活発化する。
---	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
自主事業の実施回数	回	実施回数	50	55	60

(2) 市民公益活動団体の活動支援

ボランティアやNPO等の市民公益活動団体の地域での活動を支援することで、地域の活性化を促進する。また、市民公益活動団体同士がつながり、発展できるように、コーディネーターの役割を担う。

■実施する主な事業

① 市民公益活動団体支援事業	市民公益活動団体の活動に対して、補助金の交付等の支援を行う。また、活動報告会や市民主体のイベントを実施することで、団体同士のつながり、市民や市内事業者など、あらゆる主体との相互交流の機会を設け、市民活動のさらなる活性化を図る。
--	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
スキルアップセミナーの実施回数	回	実施回数	2	2	2

関連する主な施策

- 施策5 家庭・地域・学校の連携 ①地域ぐるみでの子どもの支援
- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策9 高齢者福祉の充実 ②日常生活を支援する体制の整備
- 施策10 障害者福祉の充実 ①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策20 災害対策の強化 ①災害対応能力の向上／③消防団体制の充実
- 施策21 生活安全対策の強化 ①防犯意識の向上

施策 14 文化芸術の振興・多文化共生

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

多種多様な文化活動が活発に行われ、様々な文化が共生する、個性豊かなまちが形成されている。

目標とする成果指標	方向性
週1回以上文化活動を行っている市民の割合	↑
国際交流に興味・関心がある市民の割合	↑



私たちのまちの現状と課題

- 本市では、文化施設を拠点として、様々な文化活動が行われている。
- 情報化の進展や娯楽の多様化、余暇時間の減少等、様々な社会的要因により、文化芸術に触れる機会の減少が懸念される。
- 文化芸術は、生きがいや喜びをもたらす、豊かな人間性や他者へ共感する心を育むことから、協働や共生による社会基盤の形成や地域福祉及び教育の観点からも重要である。本市でも、「かしばアートweek」を中心に、文化芸術に触れる機会を創出しているが、普段、文化芸術に触れることの少ない市民に対しての更なる機会提供が必要である。
- 本市においても外国人住民は増加傾向にあり、様々な国籍や文化をもつ人々が暮らしている。それぞれの文化の違いを理解し、互いに尊重し合えるまちの実現のためには、奈良県の派遣する国際交流員や市民活動団体とも連携し、更なる異文化交流や文化学習の機会提供が必要である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・文化芸術に関する行事等に積極的に参加する。 ・多文化共生や国際交流に関する行事等に積極的に参加する。 ・市民サークルに参加する。 ・ふたかみ文化センターや地域交流センターを利用し、様々な活動を行う。
地域団体ができること	・文化芸術活動等の機会や場所の提供などにより市民の活動を支援する。 ・活動を展開する中で、外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生を推進する。 ・行事等を実施する際は年齢や性別、人種、障害の有無などを問わず、誰しもが参加しやすいよう、内容を工夫する。
事業者ができること	・文化芸術活動等の機会や場所の提供などにより市民の活動を支援する。 ・事業を展開する中で、外国人と日本人の交流を促進し、多文化共生を推進する。 ・外国人技能実習生等を雇用するに当たり、日本で安心して生活できるようきめ細かなサポートを行う。



施策の主な取組

(1) 文化の発信・創造・交流の支援

多くの市民が様々な文化に触れ、多様な見識や価値観を養うことのできる機会を創出するとともに、市民の自主的・創造的な文化活動を支援し、文化振興につなげる。また、市民の文化活動の拠点となる文化施設及び公共施設の複合化について、計画的に整備を進める。

■実施する主な事業

① 文化芸術活動支援事業	指定管理者制度による文化施設の維持管理を行い、効率的な運営体制を構築する。また、施設の利便性向上やイベント開催を通じて、市民の文化活動を促進する。
--------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
かしばアートw e e e e e kの広報実績（媒体数）	種類	広報媒体数	3	4	5
かしばアートw e e e e e kの来場者数	人	各イベントの来場者数の合計	2,439	3,000	3,500
ふたかみ文化センター利用者数	人	ふたかみ文化センターの利用者数	72,988	80,000	85,000

(2) 多文化理解・国際交流の推進

国際理解を通じて、様々な文化の在り方や考え方、価値観及び感じ方の違いを認め合える風土を醸成する。

■実施する主な事業

① 多文化共生・国際交流活動事業	国際交流活動を行っている市民、地域団体及び事業者等と連携し、セミナーやイベント等を開催する。
------------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
国際交流セミナー参加者の満足度	%	参加者アンケートにおける満足度評価で「大変満足した」「満足した」と回答している人の合計／合計回答数	97.6	97.6	97.6



関連する主な施策

- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供
- 施策16 歴史文化財の保存と継承・展開 ②歴史文化財の保護・啓発



私たちのまちの目指す姿

いつでも、どこでも、誰でも、楽しく生涯学習やスポーツに取り組むことができる環境が整っている。

目標とする成果指標		方向性
週に1回以上スポーツを行っている市民の割合		↑
学びたいことを学べる機会があると思う市民の割合 (参考値(R6): 16.9%)		↑
1か月に本を1冊以上読む小学生の割合 (参考値(R5): 76.3%)		↑
1か月に本を1冊以上読む中学生の割合 (参考値(R5): 57.8%)		↑



私たちのまちの現状と課題

- 価値観の多様化や高齢社会の到来など社会情勢が変化する中、生涯を通じた学習で自らの個性と能力を伸ばし、生きがいやゆとりのある生活を求める市民が増えている。しかし、働く世代や若年層では、仕事や育児などで、余暇活動の時間があまり確保できていない現状もある。
- 本市は令和4年(2022年)3月に「第三次香芝市生涯学習推進基本計画」を策定し、市民一人一人が興味、関心や生活スタイルに応じた学習ができ、学んだ成果を地域に生かせる仕組みや学びあいの場の創出を図る環境づくりを行っている。今後は、地域団体や事業者と協働しての取組や、様々な世代のニーズを的確に捉えた情報提供も必要である。
- 本市は総合体育館のほか、地域体育館や運動場など、9つのスポーツ施設を有し、多くの市民に利用されているほか、スポーツ教室やニュースポーツデーなど、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに触れる機会の創出を図っている。今後は、スポーツ・レクリエーション関係団体とも連携しながら、スポーツの振興に努める必要がある。
- 市民の生涯学習に欠かせない場である中央公民館や体育施設については、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な改修や修繕並びに備品の更新などを進め、利用環境の向上を図る必要がある。
- 読書離れが進み、市民図書館の貸出冊数、貸出人数は減少傾向にある。本市では令和2年(2020年)に電子図書館を導入し、いつでもどこでも読書が楽しめるようになった。また、学校、幼稚園及び保育所等と連携し、子どもの読書環境の整備を進めている。今後はより一層の環境整備や、図書館本館と電子図書館のそれぞれの特性を生かした資料収集や提供が必要となる。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・スポーツに関する行事等に積極的に参加する。 ・自らを磨くために生涯学習、スポーツ及びレクリエーション活動に取り組み、得られた知識や経験を地域で生かす。 ・中央公民館や総合体育館等の社会教育施設を様々な活動の場に活用する。 ・本に親しみを持ち、生涯学習の活動の場及び情報収集の場として市民図書館を活用する。
地域団体ができること	・各種団体が持つ知識や経験を生かし、地域づくりに貢献する活動を行う。 ・行事等を実施する際は年齢や性別、人種、障害の有無などを問わず、誰しものが参加しやすいよう、内容を工夫する。 ・生涯学習やスポーツ活動等を活発化するため、担い手の育成に努める。 ・市民の競技水準の向上や体力向上などスポーツ・レクリエーションの振興を支援する。 ・市民図書館の団体貸出等を活用して、身近に本がある環境をつくり、本に親しむ機会をつくる。
事業者ができること	・市や生涯学習関係団体等と連携し、事業者が持つ専門的な知識や技術を提供する。 ・市民の競技水準の向上や体力向上などスポーツ・レクリエーションの振興を支援する。

政策
03

誰もが等しく、生涯輝き続けるために。
(人権・協働・文化)

施策の主な取組

(1) 生涯学習機会の充実

「いつでも、どこでも、誰でも」学べる生涯学習社会の実現に向けて、多様な講座を開催するなど学習できる機会と場の充実を図るとともに、成果を生かせる場づくりを行う。あわせて、生涯学習関係団体の育成や交流を促進する。

■実施する主な事業

① 生涯学習機会提供事業	かしばアカデミーや美術展覧会、生涯学習講演会等の各種講座を開催する。また、生涯学習関係団体の育成や交流の環境づくりを行う。
--------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
かしばアカデミー受講者数	人	かしばアカデミー受講人数（令和5年度からの累計）	562	2,500	5,000
社会教育及び家庭教育学級の研修会実施回数	回	社会教育関係団体補助金を申請した団体の研修会実施回数の合計	2	3	4
中央公民館利用者数	人	中央公民館の利用者数	50,602	55,000	60,000

(2) スポーツ活動の充実

地域のスポーツ・レクリエーション関係団体等の多様な主体と協働し、スポーツができる機会と場の充実を図るとともに、総合体育館、健民グラウンド等の体育施設の利用を促進する。また、令和13年（2031年）に奈良県が開催地となる予定の国民スポーツ大会に向け、施設整備やイベント開催等を通じて、市民の機運醸成のための取組を推進する。

■実施する主な事業

①	スポーツ活動支援事業	様々なスポーツ・レクリエーション教室、イベント等を通年、開催する。また、研修会等の開催によりスポーツ・レクリエーション関係団体の育成を支援する。
---	------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
スポーツ推進委員の各地域での活動実績	回	各種研修会等の参加人数（延べ）	69	80	90
体育施設利用者数	人	各体育施設の利用者数の合計	229,940	240,000	250,000

※体育施設…総合体育館、北部地域体育館、健民運動場、健民テニスコート、高塚グラウンド、高塚テニスコート、観正山グラウンド、高山台グラウンド、いこいの広場（ゲートボール場）

(3) 図書館機能の充実

市民が幅広い知識や情報を得て、心豊かで生き生きとした人生を送るため、図書館資料や情報の提供だけでなく、学習や活動の場の提供等も行いながら、読書の普及啓発と図書館の利用促進を図り、地域の情報拠点となる図書館づくりを進める。

■実施する主な事業

①	資料情報提供事業	図書や視聴覚資料等の資料や情報を収集及び保存し、市民に提供する。また、図書館の利用が困難な方等には、読書サポート等のサービスの充実を図るとともに、電子書籍の充実や移動図書館車「ぶっくる号」の巡回等により、利用環境の整備を推進する。
---	----------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
レファレンス協同データベース登録累計件数	件	レファレンス協同データベース登録件数（平成23年度からの累計）	150	200	240
蔵書新鮮度（電子図書館含む）	%	新規受入冊数／蔵書冊数（電子書籍含む）	4.1	2.5	2.5
テーマ展示の実施回数	回	図書テーマ展示実施回数	95	100	100

■実施する主な事業

②	読書普及活動事業	図書館でおはなし会や読み聞かせ会等を開催するほか、学校、幼稚園及び保育所等を訪問し、ブックトークやおはなし会等を行う。また、各種講座やイベントを開催する。
---	----------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
イベント及び講座の実施回数	回	実施回数の合計	22	20	20
市民図書館来館者数	人	来館者数	186,044	187,000	188,000



関連する主な施策

- 施策2 子育て支援の充実 ①子育て家庭への支援
- 施策3 就学前教育・保育の充実 ①就学前教育・保育の推進
- 施策4 学校教育の充実 ①学びの推進・支援
- 施策9 高齢者福祉の充実 ①自立支援・介護予防・重度化防止の推進
- 施策10 障害者福祉の充実 ①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策12 人権・多様性の尊重 ①人権啓発の推進及び学習機会の提供



関連部門計画（根拠法令）

- 第三次香芝市生涯学習推進基本計画



私たちのまちの目指す姿

文化財について学習できる環境が整備されており、文化財を通じて、まちに愛着と誇りが持てている。

目標とする成果指標	方向性
本市の史跡及び文化財に興味・関心がある市民の割合	



私たちのまちの現状と課題

- 本市には寺院や古墳、仏像などの歴史的価値のある文化財が多くある。令和6年（2024年）5月末時点において、国指定文化財が4件、県指定文化財が8件、市指定文化財が32件、合計44件が指定されている。
- 文化財は、地域の歴史の理解に不可欠であり、「文化財保護法」等に基づき、有効に保存と継承及び活用していく必要がある。特に、近年では市民が本市の歴史や文化財に触れ、親しむことのできる機会を創出することで地域への愛着と誇りの醸成を図るとともに、観光資源として活用することで交流人口の増加を図るなど、文化財を活用した地域活性化という観点も重要視されている。
- 埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）の発掘調査は順調に進展している一方で、その保護や保存をいかに行うかが課題となっている。
- 二上山から産出する3つの石（サヌカイト・凝灰岩・金剛砂）にスポットをあてた全国でも珍しい石の博物館である二上山博物館は、令和6年（2024年）にデジタル技術による展示も加えた、奈良県下初のデジタルミュージアムとしてリニューアルオープンした。今後も、文化財の保存と継承、活用を通じて地域の魅力発信拠点として、その機能を維持していくとともに、文化財の調査研究の推進を継続して担っていく必要がある。
- 地域の歴史や文化財に親しみ、その理解を深めるための歴史学習は、市民ニーズに応じて内容の充実を図っていく必要がある。また、小中学校を対象に、博物館資料を活用した郷土学習授業や、博物館収蔵資料の貸出し等（博学連携事業）を行っている。子どもたちの理解促進のためにも、質の高い学習環境の充実を図る必要がある。
- 住環境等の変化によって、地域の歴史を証す貴重な資料が失われつつある。市民共有の財産である歴史資料の散逸及び消失を防ぎ、後世に確実に継承していくため、市史編さん事業に着手する必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・文化財を大切にする。 ・地域の歴史や文化財に関心を持ち、二上山博物館のイベントや講座等に参加するなど、文化財に親しみを持つ。 ・文化財の保存や啓発に関するボランティアに参加する。
地域団体ができること	・地域の歴史や文化財を理解し、文化財の調査、保存、活用及び啓発に協力する。
事業者ができること	・地域の歴史や文化財を理解し、文化財の調査、保存、活用及び啓発に協力する。



施策の主な取組

(1) 二上山博物館機能の充実

地域の歴史を学習する施設として、また、情報発信の拠点として、二上山博物館の機能を充実させる。

■実施する主な事業

① 博物館活性化事業	文化財等の調査研究を推進し、博物館の展示を充実させるとともに、イベント、講座及び展覧会等を開催する。また、小中学校と連携した取組として、地元について知り、郷土愛を育てる学習を実施する。
------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
展覧会の実施回数	回	展覧会の実施回数	2	3	3
博物館入場者数	人	来館者数	8,277	8,500	9,000
児童・生徒の来館者数	人	児童・生徒の来館者数（博学連携事業）	1,359	1,500	1,500

(2) 歴史文化財の保護・啓発

本市の歴史文化財などを後世に継承するため、調査、保存、活用及び啓発に関する事業を実施する。

■実施する主な事業

① 文化財保護啓発事業	市内にある文化財の基礎資料の収集及び蓄積、遺跡の保護等を行う。また、歴史講座やイベントの開催により、文化財の活用を図り、広く普及、啓発活動を行う。
-------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
文化財の巡視回数	回	巡視回数	12	12	12
文化財に関する情報発信回数	回	HP及びSNSにおける文化財に関する情報の発信回数の合計	4	4	4

■実施する主な事業

② 市史編さん事業	本市の歴史や文化財などについて資（史）料を収集し、『香芝市史』の刊行を目指す。
-----------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
「市史編さんだより」による広報回数	回	広報紙やHPによる広報掲載回数	-	5	5
関連講座の参加人数	人	関連講座の参加人数の合計	-	50	80

関連する主な施策

- 施策4 学校教育の充実 ①学びの推進・支援
- 施策14 文化芸術の振興・多文化共生 ①文化の発信・創造・交流の支援
- 施策19 観光の振興 ①観光資源の魅力向上
- 施策24 自然環境・景観の保全 ①美しい自然環境及び景観の保全



関連部門計画（根拠法令）

- 第三次香芝市生涯学習推進基本計画

政策 4 まちの活力と魅力の向上のために。（産業・観光）

新規創業や企業立地、市内企業の活性化を推進し、商工業の振興及び雇用の拡大を図る。
また、持続可能な農業の振興や地産地消の推進、農商工の連携に取り組む。加えて、本市の魅力ある観光資源の発掘やブラッシュアップ、情報発信を行っていくことで、交流人口を増加させ、地域経済の好循環の実現を目指す。



私たちのまちの目指す姿

商工業の活性化によって、市内で「住む」だけでなく、「働き、消費する」という好循環が生み出されている。

目標とする成果指標		方向性
香芝市内で働いている市民の割合	(参考値 (R5) : 28.6%)	↑
商工業の振興に満足している市民の割合	(参考値 (R6) : 7.1%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 本市は、大阪のベッドタウンとして発展してきたため、昼夜間人口比率は74.8%で奈良県内の12市中11位（令和2年国勢調査）と低く、市内で働く人が少ないということが明らかとなっている。
- 奈良県内他市と比較した場合では、市内で常住する就業者のうち自市で就業する割合は、28.6%と低く、12市中11位（令和2年国勢調査）となっている。
- 今後、全国的に人口減少が見込まれる中、市が持続的に発展するためには、雇用の創出や商工業の振興が必要である。そのため、補助金の交付や専門家によるアドバイザー派遣などを行っているが、更に工夫した取組が必要である。
- 「まち・ひと・しごと創生法」の制定をきっかけに、企業立地の推進、創業支援及び市内企業の活性化等の支援制度の新設と拡充に取り組んでいる。
- 起業を目指す方への支援を強化するため、「産業競争力強化法」に基づく「香芝市創業支援等事業計画」を策定し、平成26年（2014年）に奈良県で初となる国の認定を受けた。
- 地域ブランド「KASHIBA+（カシバプラス）」を市のPRツールとして活用するため、市内での認知度の向上と市外への発信力の強化、認定品の拡充が必要である。
- 本市には創業に対する意欲やノウハウを持つ人材はあるものの、起業や事業の創出を支援するインキュベーション施設等がなく、今後、創業促進をサポートする場をつくることが重要な課題である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・市内で積極的に買い物（消費）する。 ・香芝市産のものを生活の中に取り入れる。 ・SNS等で市内の店舗や特産品情報を発信する。 ・市内産業や企業への理解を深める。
地域団体ができること	・市と連携して地域産業の振興に努める。 ・SNS等で市の魅力のある商品や事業者情報を発信する。
事業者ができること	・積極的に市民を雇用する。 ・継承されてきた技術等の地域資源を活用し、新たなブランド化等に取り組む。 ・イベント等に参加し、市民に親しまれる企業及び商店を目指す。



施策の主な取組

(1) 企業の活性化

市内における経済の好循環や雇用の創出を図るため、国や奈良県、関係機関と積極的に連携し、市内企業の経営の円滑化や事業規模の拡大を促進するための支援を実施する。

■実施する主な事業

① 企業支援事業	各種補助制度により、市内企業の経営を支援するとともに、企業誘致や市内企業の移転、増設等の企業立地を推進する。また、地域ブランド「KASHIBA+」の認定品の拡充や市内外での認知度の向上のためのプロモーション活動を実施する。その他、関係機関と連携し、事業継承の支援のためのセミナー等を開催する。
----------------------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
事業計画認定件数	件	企業立地推進補助金の事業計画認定件数（令和5年度からの累計）	2	7	11
各種補助金の申請件数	件	各種補助金（企業立地推進補助金を除く）に対する申請件数（令和5年度からの累計）	8	38	62
奈良まほろば館（所在地：東京都）における市内事業所の商品取扱品目数	品	市内事業所の商品取扱品目数	—	2	4
事業承継に関するセミナー等の開催数	回	事業承継に関するセミナー等の開催回数	—	1	2

(2) 創業の促進

市内企業の競争力の強化や新たな産業構造の構築、雇用創出の原動力となる新規企業の創業を支援し、地域経済の活性化を図る。

■実施する主な事業

① 創業促進事業	創業者支援制度や香芝市商工会と連携して実施する創業セミナー等により、市内の創業希望者を育成及び支援する。
----------------------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
創業促進補助金の事業計画書提出件数	件	創業促進補助金の事業計画書提出件数（不採択含む）（令和5年度からの累計）	5	25	40
市の各種制度を活用して創業した人数	人	創業促進補助金と創業支援アドバイザー派遣制度を活用して創業した人数（令和5年度からの累計）	5	7	8

関連する主な施策

- 施策12 人権・多様性の尊重 ②男女共同参画によるまちづくりの推進
- 施策18 農業の振興 ①農業体制の整備及び市内農作物の魅力創造
- 施策27 道路整備の充実 ①幹線道路の整備
- 施策29 下水道の整備 ①下水道の整備・更新

関連部門計画（根拠法令）

- 第二次香芝市商工振興基本方針
- 香芝市創業支援等事業計画（産業競争力強化法）
- 導入促進基本計画（中小企業等経営強化法）
- 事業継続力強化支援計画（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）

施策 18 農業の振興

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

農地が適正に保全され、朝市等の利用により農業を身近に感じることができ、地産地消が浸透している。

目標とする成果指標	方向性
鳥獣による農産物への被害発生地区数 (参考値(R5):6件)	→
香芝市産の農作物を食べたことがあると答えた人の割合	↗



私たちのまちの現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や、有害鳥獣による農作物被害が深刻な問題となっている中で、若い担い手が新たに就農するケースもあり、意欲のある担い手へ農地を集積するなど、引き続き耕作放棄地解消を目指す必要がある。
- 朝市などの農作物直売所で新鮮な野菜を買う方や、貸し農園等を利用し、自ら野菜を栽培する方が増えている。
- 特定農地貸付法に基づき、遊休農地を市民に貸出しすることにより、市内遊休農地の活用に取り組んできたが、これ以上の拡大は難しいため、今後は、現状を維持しながら農地の保全及び活用に向けた取組を行っていく必要がある。
- 内閣官房に設置された「新しい地方経済・生活環境創生本部」において現在策定中の「地方創生2.0」では、農業分野における地方発の高付加価値型の事業創出なども期待されており、そうした視点での取組も求められる。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ 地元で作られている作物を知り、直売所などで買い物をする。 ・ 家庭菜園等を行うなど、農業に親しむ。 ・ 鳥獣の餌とならないよう、生ゴミの出し方を工夫する。 ・ 生活エリアの水路や池を知る。
地域団体ができること	・ 柵、水路、フェンス及び水門など、地域での維持管理に取り組む。
事業者ができること	・ 農業と関連する技術などを市内に還元する。



施策の主な取組

(1) 農業体制の整備及び市内農作物の魅力創造

後継者の支援や新たな担い手育成により、耕作放棄地の増加を防ぐとともに、農地に出没する有害鳥獣による農作物の被害防止に努める。また、香芝産酒米等の生産拡大を図り、市内外への販路拡大などに取り組む。

■実施する主な事業

① 農産物鳥獣被害防止事業	有害鳥獣による農作物被害が発生している地域を的確に把握し、鳥獣を捕獲する猟友会との連携を図りながら対応を行う。
--	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
有害鳥獣被害に関する広報活動の回数	回	実施回数	1	2	3
設置可能箱ワナ数	件	設置可能箱ワナ数	28	33	38

■実施する主な事業

② 地産地消推進事業	100%香芝産の素材にこだわった農作物の生産拡大や販売の促進、市内学校給食での使用拡大に取り組む。また、耕作放棄地等を担い手へ集積し、香芝産酒米の生産支援及び香芝産酒のブランド化及び販路拡大支援などを行う。
---	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
他課との連携による香芝産農作物のPR回数	回	他課との連携回数	15	20	25
イベントでの香芝産農作物の使用回数	回	イベントでの香芝産農作物の使用回数	2	3	4



関連する主な施策

- 施策17 商工業の振興 ①企業の活性化
- 施策24 自然環境・景観の保全 ①美しい自然環境及び景観の保全



関連部門計画（根拠法令）

- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法）
- 香芝市鳥獣被害防止計画（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）
- 香芝市アライグマ・ヌートリア防除実施計画（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）



私たちのまちの目指す姿

市内の観光資源の魅力が向上し、認知が広がるとともに、観光を目的とした人が訪れやすい環境が整備されている。

目標とする成果指標		方向性
観光の振興に満足している市民の割合	(参考値(R6): 3.7%)	↑
観光を目的として本市を訪れた人のうち、「満足」と回答した割合	(参考値(R5): 83.7%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- ▶ 奈良県指定の天然記念物である「どんづる峯」や二上山といった恵まれた自然環境があり、史跡や古墳等の歴史・文化的に希少な遺産も有している。
- ▶ こうした市内の観光資源の魅力を多くの方に認知してもらうべく、デジタルを生かした情報発信や周遊ルート看板の設置、ウォーキングマップの作成を行う。
- ▶ 従来の周遊観光だけではなく、地域の特性や独自性を生かした観光の新たな形態（ニューツーリズム）を取り入れながら、魅力化していくことも重要である。
- ▶ 観光資源となる場所や周辺について、駅からのアクセス性を上げるためにシェアサイクル等の導入を検討することも必要である。
- ▶ 例年観光資源を活用したイベントを実施しているが、市民の参加が中心となっているため、SNSを用いた情報発信やインバウンドへの対応など、幅広い層を対象とした観光施策を展開することによって、新たな観光客を獲得することが必要である。
- ▶ 「新しい地方経済・生活環境創生本部」が推進する「地方創生2.0」では、自然や文化・芸術といった地域資源を最大限活用し、観光産業を高付加価値化することが求められていることから、更なる効果的な誘客を視野に、近隣市町村との連携に取組み、広域的な観光振興に努める必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・市内イベントに積極的に参加する。 ・市内の観光地などの資源を知り、実際に訪れる。 ・SNSなどで市の観光情報を発信する。
地域団体ができること	・来訪者をもてなす環境づくりに努める。 ・あらゆる媒体を利用し、積極的に観光情報を発信する。
事業者ができること	・観光PRと観光客のおもてなしに努める。 ・地域資源を活用した商品やサービスを開発する。 ・あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信する。

施策の主な取組

(1) 観光資源の魅力向上

市内の観光資源の魅力を高めることで、更なる来訪者の獲得による交流人口の増加を図る。市内の観光情報を発信し、来訪客の増加を図ることで、まちの活力を生み出す。

■実施する主な事業

① 観光資源魅力向上事業	観光地の魅力を高め、集客増加を目指す。
--------------	---------------------

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
香芝ウォークによる観光地訪問箇所数	箇所	市内の観光地、文化財の設定箇所数	4	5	5
文化財観光ナビのダウンロード数	回	ユーザ利用統計レポートにおけるダウンロード数	858	1,400	1,800
各種イベント等でのパンフレット配布数	冊	各種イベント等における観光に関連したパンフレットの配布数の合計	800	1,000	1,200
多言語観光案内看板の設置数	枚	多言語案内看板累計設置数（令和5年度からの累計）	3	10	18
各観光協議会等でのイベント参加回数	回	各観光協議会やその他イベントで観光PRを行った回数の合計	5	5	5
観光地でのアンケート調査による満足度	%	アンケート調査で満足と回答した人の割合／全回答者数	96.4	98	98



関連する主な施策

- 施策16 歴史文化財の保存と継承・展開 ②歴史文化財の保護・啓発
- 施策17 商工業の振興 ①企業の活性化
- 施策32 情報とICT技術の利活用 ①市政情報の発信及び広報力の強化

政策 5 まちと人の安全・安心のために。(安全・安心)

防災・減災や消防体制を充実させるとともに、市民が犯罪やトラブル、交通事故に巻き込まれることを未然に防ぐための取組を進める。また、地域における自主防災組織の育成や市民一人一人の防災意識の向上を図るとともに、市民、企業、関係機関が連携することで、まちの防災力を総合的に強化し、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指す。



私たちのまちの目指す姿

市民一人一人や地域、行政が一丸となって防災・減災に取り組むことで、災害に対する強靱な基盤ができている。

目標とする成果指標		方向性
災害対策の強化に満足している市民の割合	(参考値 (R6) : 12.9%)	↑
住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率	(参考値 (R5) : 89.0%)	↑
大雨・洪水警報発表時の水害発生平均件数	(参考値 (R5) : 2.7 件)	↓



私たちのまちの現状と課題

- 近年、これまでに経験のない豪雨や地震災害等により、住民や地域が甚大な被害を受ける事例が全国的に発生しており、防災及び減災の重要性は非常に高まっている。大規模災害による緊急事態においては、正確な情報の下、適切な対応を採ることが求められるため、平時から避難時の初動や避難所の場所等を一層周知し、情報を共有するとともに引き続き自助及び共助の重要性を啓発していく必要がある。
- 災害時においては、個人間の助け合いだけでなく、地域間での助け合いが重要となるため、防災リーダーとして地域組織を牽引できる人材や避難行動要支援者の避難支援も含めた災害発生直後の対応を円滑に行える自主防災組織の育成が求められる。また、地域の高齢化に伴う担い手不足や役員交代等の課題を解消するため、継続的な運営体制の構築が必要である。
- 建物倒壊等の被害の抑制のため、一般住宅を対象とする耐震診断事業などを行っているが、今後計画的に既存建築物の耐震化を進めていくためには、市民の防災意識を高めていく必要がある。
- 備蓄資機材については、被害想定に対応した防災備蓄品の確保に努めるとともに、アレルギー対応や高齢者などの多様なニーズへの対応や備蓄スペースの確保が求められている。
- 近年の気候変動による局地的な集中豪雨が増加していることから、浸水被害を減少させるため、ソフト及びハードの両面からの取組を進めていく必要がある。
- 消防団員が全国的に減少しており、また、高齢化している傾向にある。地域防災力の要である消防団が火災等災害発生時に十分に活動することができるよう、組織体制を維持かつ強化していく必要がある。
- 避難所における災害対応能力の向上を図るため、避難所運営マニュアルを更新した。また、女性や要配慮者等への対応の視点、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した状況による、未知の感染症対策の視点を踏まえた運営体制の構築を行った。今後は、国や県が示す基準に基づき、適切な避難所運営を目指していくため、避難所の運営環境に合わせたマニュアルの作成・推進が求められている。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・災害の発生に備え、日頃から避難所及び避難ルートを確認し、非常時持出品の用意をしておく。 ・家具の転倒防止など地震発生を想定して家内の安全対策を行う。 ・調理器具や暖房器具の取扱いに注意し、火災予防に努める。 ・延焼防止のため、家屋周辺を整頓する。 ・防災訓練に積極的に参加する。 ・ハザードマップで危険箇所を把握しておく。 ・AED（自動体外式除細動器）の使い方など応急手当の知識を身につける。
地域団体ができること	・自主防災組織を結成し、共助の取組を行う。 ・防災訓練を実施する。 ・地域コミュニティを生かし、災害時における避難行動要支援者の見守り体制を整える。
事業者ができること	・事業者が有する人的・物的資源を生かし、防災体制を整えとともに、災害時の協力及び支援に向けた協定などを締結する。



施策の主な取組

(1) 災害対応能力の向上

災害が発生した状況においても、各々が適切な対応かつ行動を取り、円滑な初動対応及び迅速な復旧活動を行うことができるよう、自助、共助及び公助による災害対応能力の向上を図るとともに、地域や組織間の連携の強化を図る。また、災害発生時における避難所での生活環境の向上を図る。

■実施する主な事業

① 地域災害対策関連事業	災害対応のための計画やマニュアルの改正及び策定を行うとともに、出前講座の実施や防災訓練の実施支援等を行う。また、同報系防災行政無線や河川監視カメラ等の防災設備の充実を図る。その他、災害対策本部運営訓練を実施し、災害対応能力の強化を図る。
--------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
自主防災組織活動事業費補助金の補助件数	件	補助件数	20	25	30

■実施する主な事業

② 防災用品等備蓄事業	女性や要配慮者等への対応、また、新型コロナウイルスを含んだ未知の感染症等の対策を考慮しながら、非常食や生活必需品等の災害用備蓄品を管理するとともに、避難所の良好な生活環境を確保するための資機材の整備を進める。
-------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
災害用備蓄充足率	%	食糧備蓄率、飲料水備蓄率、毛布備蓄率及び指定避難所数に対するポータブル発電機備蓄率の平均値／想定避難者数	95	98	100

(2) 防災・減災対策の強化

局地的豪雨による浸水被害や洪水時の被害を軽減する事業を推進するとともに、市民の意識高揚を図り、災害に強いまちづくりを進める。

■実施する主な事業

① 住宅耐震化啓発支援事業	耐震改修工事補助や耐震診断の制度充実を図るとともに、広報等で市民へ周知し、住宅耐震化の促進を図る。
---------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
啓発活動実施回数	回	実施回数の合計 (市民フォーラムの開催及び広報紙等)	2	2	2

■実施する主な事業

② 浸水対策事業	市管理河川や水路及び道路構造を改良する対策事業を実施する。
----------	-------------------------------

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
浸水対策必要箇所対応率	%	対応を開始した箇所数／浸水対策必要数	100	100	100

■実施する主な事業

③ 大和川流域総合治水対策事業	ため池を活用した貯留施設の整備を計画的に進める。
-----------------	--------------------------

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
ため池治水対策率	%	対策量／大和川総合治水対策協議会における計画対策量	52	58	60

(3) 消防団体制の充実

全国的に消防団員が減少傾向にある中で、人員を確保し、資機材を充実させることで、地域防災力の中核として活動する消防団の機動力を強化する。

■実施する主な事業

① 消防団活性化事業	消防団の活動や重要性を広報紙やHP等で発信し、消防団に対して、より一層の理解促進を図る。
------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
消防団員数	人	消防団の団員数	132	132	132
分団訓練実施回数	回	各分団の平均実施回数	4	5	6



関連する主な施策

- 施策6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①地域コミュニティの形成支援／②市民公益活動団体の活動支援



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市国土強靱化地域計画
(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法)
- 香芝市地域防災計画 (災害対策基本法)
- 香芝市災害時要援護者避難支援計画
- 香芝市水防計画 (水防法)
- 香芝市耐震改修促進計画 (建築物の耐震改修の促進に関する法律)
- 香芝市国民保護計画 (国民保護法)



私たちのまちの目指す姿

市民一人一人が防犯に関する知識と意識を持ち、地域ぐるみで治安を守りながら、安心して暮らすことができる。

目標とする成果指標	方向性
「こども110番の家」協力率 (参考値(R5):4.0%)	→
防犯対策(交番・街灯・防犯カメラ・住民の見守り等)が整っており、治安がよいと感じる市民の割合 (参考値(R6):30.5%)	↗



私たちのまちの現状と課題

- 全国的にも本市においても、刑法犯認知件数は年々減少傾向にあったが、近年は増加傾向に転じている。子どもや女性被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺等被害の深刻化など、犯罪対策の課題は少なくない。
- 犯罪被害を防ぎ、地域社会の安全と安心を守るために、警察や関係団体との連携を強化するとともに、市民一人一人が防犯意識を強く持ち、地域住民の自主的な防犯活動を促進することが重要である。
- 特殊詐欺等の被害防止に向け、警察署等と連携しながら、様々な媒体を通じて詐欺被害等の最新の傾向と対策の周知啓発に努め、被害防止対策に取り組む必要がある。
- 消費生活を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、消費者トラブルについても複雑化している。特にトラブルに巻き込まれやすい高齢者等を見守るとともに、近年では若い世代からのインターネット関連トラブルの相談も増加していることから、新たな消費形態にも対応した情報発信と消費者の知識の醸成を図る必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・戸締りの徹底など、防犯意識を強く持つ。 ・防犯カメラやセンサーライトを設置する。 ・ひたたく防止カバーや防犯ブザーなどを活用し、自らの安全は自らが守るよう行動する。 ・玄関のドアや窓、自転車などは二重ロックするよう心掛ける。 ・各家庭での防犯及び安全教育を進める。 ・挨拶や声掛け等、地域内で顔の見える関係をつくる。 ・特殊詐欺を予防するために防犯電話や留守番電話を活用する。
地域団体ができること	・地域における犯罪を抑止するため、隣近所との顔の見える関係を構築する。 ・防犯カメラや防犯灯の設置等に取り組むとともに、地域ぐるみで防犯活動に取り組む。 ・子ども等の見守り活動、挨拶運動等に地域ぐるみで取り組む。
事業者ができること	・店舗や事業所等の防犯対策を徹底する。 ・地域の防犯活動に協力する。 ・集客力のある大規模小売店舗等は、防犯カメラや防犯灯の設置等、店舗及び周辺の防犯対策の推進に努める。

施策の主な取組

(1) 防犯意識の向上

市民の防犯意識の向上を図り、自主的な防犯活動を促進することで、安全かつ安心なまちづくりを推進する。

■実施する主な事業

① 防犯意識啓発事業	地域安全ニュースの発行や年金給付日に合わせた特殊詐欺防止のための啓発活動など、積極的な広報活動を実施することで、市民の防犯意識の向上を図る。また、香芝警察署や地域安全推進委員等と連携し、地域の見守り活動を実施する。
------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
公式ホームページ啓発実施回数	回	実施回数	13	12	12

(2) 消費者保護の推進

多様化する消費者トラブルを未然に防止するとともに、トラブルに対して適切な相談対応を行うことで被害を最小限に抑えることに努める。

■実施する主な事業

① 消費生活安全事業	市民からの相談に対し、適切に対応できる相談体制を確保する。また、消費生活に係るトラブルを未然に防止するため、多発しているトラブル例や対処方法について、広報などを通じて啓発する。
------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
消費生活相談の解決率	%	助言、情報提供、斡旋及び他機関紹介により処理した件数／年間相談件数	97	97	98

関連する主な施策

- 施策 6 地域福祉の推進 ②地域で支え合う仕組みづくり
- 施策 13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①地域コミュニティの形成支援



私たちのまちの目指す姿

正しい交通ルールやマナーが守られ、誰もが安全で安心して過ごすことができる。

目標とする成果指標		方向性
交通安全対策の強化に満足している市民の割合	(参考値 (R6) : 14.1%)	↑
交通事故死傷者数	(参考値 (R5) : 141 人)	↓
交通事故発生件数	(参考値 (R5) : 125 件)	↓



私たちのまちの現状と課題

- 近年、高齢ドライバーによる重大事故の発生やあおり運転などの危険運転が社会問題として注目されている。交通に関する安全・安心の意識は見直されており、交通事故が起きにくい環境をつくるために、地域住民と協働して交通安全対策を推進していく必要がある。
- 高齢者の運転免許返納の促進等、警察や関係団体と連携を図りながら、一体となって交通安全啓発活動や交通安全教育を推進していくことが重要である。また、通学路の安全を守っていくために、要対応箇所の対策を拡大していくことが求められている。
- 放置自転車は、歩行者等の通行の妨げとなるだけでなく、緊急車両等のスムーズな走行を阻害することから、指導や撤去と併せて自転車駐車場の利用促進が必要である。また、歩行者と自転車が安全に通行できる交通環境の向上を図るためには、市民一人一人の交通安全意識や交通マナーの向上を図っていく必要がある。
- 自動車と歩行者の接触事故が発生しやすい交差点付近等において、事故の未然防止のため、防護柵等の設置が求められている。各学校や自治会等の要望に基づき、要対策箇所の点検及び対策を実施する必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ 道路交通法等が改正された際には、その内容を十分に確認し、法令を順守する。 ・ 交差点付近や駅周辺では歩行者及び車両に細心の注意を払って通行する。 ・ 運転中や歩きながらの携帯電話やスマートフォンの使用はしない。 ・ 自転車に乗るときはヘルメットを着用する。 ・ 自動車を運転するときは、通学時間にはできる限り通学路を避けるなど歩行者に配慮する。 ・ 各家庭で交通マナーの教育を進める。 ・ 駅周辺路上に自転車等の放置をせず、自転車駐車場等を利用する。 ・ 自転車の賠償責任保険に加入する。
地域団体ができること	・ 地域における交通安全の確保に向けた取組を行う。
事業者ができること	・ 各種啓発活動へ積極的に参加する。 ・ 社用車を運転するときは、通学時間にはできる限り通学路を避けるなど歩行者に配慮する。 ・ 交差点付近や駅周辺では歩行者に細心の注意を払って通行する。



施策の主な取組

(1) 交通安全対策の推進

香芝警察署と連携した交通安全に関する啓発活動などを行うことにより、市民の交通安全意識の高揚を図り、市民参加型の交通安全活動を推進する。また、駅周辺の自転車駐車場及び自動車駐車場の管理や放置自転車等禁止区域での指導や撤去を行い、駐車秩序を保つことで、交通安全の促進を図り、交通違反や交通事故発生抑制に努める。

■実施する主な事業

①	交通安全対策啓発事業	香芝警察署や関係団体と連携して、交通安全立哨活動や広報活動を行うなど、市内における交通安全啓発及び交通安全教育を実施する。また、高齢者の運転免許証自主返納等を支援する。
---	------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
街頭立哨実施回数	回	実施回数	11	11	11
広報実施回数	回	実施回数	13	12	12

■実施する主な事業

②	放置自転車対策推進事業	鉄道駅周辺の交通安全を確保、維持するため、自転車駐車場の管理、運営や自転車等放置禁止区域における指導及び撤去を行い、放置自転車の解消を図る。
---	-------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
自転車駐車場の運営日数	日	運営日数の合計	362	361	361
自転車駐車場の利用台数	台	市営の自転車駐車場の利用台数の合計	87,000	87,000	87,000

(2) 交通安全施設の整備

交通安全施設を整備することにより、歩行者の安全確保に努める。

■実施する主な事業

①	交通安全施設整備事業	通学路交通安全プログラムなどに基づき、交差点付近の防護柵設置などの安全対策を実施する。
---	------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
交通安全施設の要対策箇所における対応率	%	対応済みの箇所数／通学路交通安全プログラムにおける要対策箇所数（前年度要望に基づき対策が必要とされた箇所数）	100	100	100



関連する主な施策

■施策25 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成 ①良好な市街地の形成



関連部門計画（根拠法令）

■通学路交通安全プログラム（通学路における緊急合同点検等実施要領）
■香芝市街路整備計画

政策 6 自然と調和した快適で便利な暮らしのために。（自然・環境・都市基盤）

かけがえのない地球環境を守るため、自然と共生した緑豊かな都市空間を形成し、持続可能な美しいまちづくりを進める。また、快適で便利な暮らしを実現するため、道路や上下水道など、様々なインフラ整備の充実を図るとともに、地域拠点の整備及び公共交通ネットワークの強化に取り組む。



私たちのまちの目指す姿

市民一人一人が環境に配慮した生活・活動を実践し、
住みよいまちづくりに貢献している。

目標とする成果指標		方向性
1人当たりの1日のごみ排出量	(参考値(R5): 607g)	↓
ごみの資源化率	(参考値(R5): 13.1%)	↑
不法投棄発生件数	(参考値(R5): 22件)	↓



私たちのまちの現状と課題

- 温室効果ガスの増加による地球温暖化や気候変動、また豪雨や猛暑といった異常気象や生態系の変化など、環境を取り巻く状況は大きく変化している。このような中、経済、社会及び環境がバランスよく統合された持続可能な開発目標（SDGs）の政策への反映や、パリ協定における温室効果ガス削減目標の達成が求められている。
- 国では、令和2年（2020年）10月に2050年までにカーボンニュートラル及び脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。また、環境施策の大綱として、令和6年（2024年）5月に「第六次環境基本計画」を策定し、環境施策を通じて、環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質の向上』を目指している。
- 環境をめぐる社会動向の変化や、国や奈良県の政策を反映させるとともに、一貫性のある環境施策を推進するため、平成31年（2019年）3月に「香芝市環境基本計画（第二次）」を策定し、これに基づく環境施策を実施している。また、令和6年（2024年）3月に「第四次香芝市地球温暖化対策実行計画」を策定し、節電や節水、公共交通機関の利用等の市職員の率先行動の実施及び環境に配慮した電力調達や電動車の購入、太陽光発電の設置等の検討を進めている。
- 環境問題に関する取組への市民の関心や参加を促すため、不用品を回収し、必要な方に再使用いただくことを目的としたイベントの開催や市役所における持ち帰りコーナーの常設、小学校におけるごみの分別等に関する環境学習を実施している。
- 市民及び市内事業者を対象とした「環境に関する意識調査」（平成30年度（2018年度））では、多くの方が「環境保全や美化清掃等の環境活動に参加している」、若しくは「意欲がある」と回答している一方で、「環境に関する情報の発信が不十分である」との意見が多くあったため、広報や環境イベントを拡充し、環境問題への関心を更に高めていく必要がある。
- ごみ焼却施設（美濃園）の老朽化に伴い、ごみ焼却場の建て替えを香芝・王寺環境施設組合が行ったが、ハード面の負荷や処理費用などによる長期的な視点での財政負担の軽減を図るため、ごみ処理の減量を図る必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ごみの分別を徹底する。 ・リユース品を利用する。 ・悪臭、騒音及び振動などで近隣に迷惑を掛けない。 ・身近な道路や水路の美化清掃をする。 ・買い物時にマイバックを持参する。 ・詰替え商品等、環境に配慮した製品を積極的に利用する。 ・必要分だけを購入するよう心掛けるなど、廃棄を減らし、ごみ減量に努める。 ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 ・自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車での移動を心掛ける。 ・ごみの不法投棄はしない。
地域団体ができること	・まちの美化清掃を実施する。 ・集団資源回収を実施する。 ・環境保全活動を積極的に実施する。
事業者ができること	・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを積極的に利用する。 ・ごみの不法投棄をしない。 ・電気、燃料及び水道などの節減に努める。 ・関係法令等を遵守し、公害を防止する。 ・環境に配慮した製品、サービスを提供するなど、環境負荷の低減に努める。 ・地域の環境に関する取組に積極的に参加及び協力する。



施策の主な取組

(1) ごみ減量・資源化の推進

市民、事業者及び行政の協働の下、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用を推進し、環境への負荷を低減する。

■実施する主な事業

①	ごみ減量及び資源化推進事業	電動式生ごみ処理機の購入補助や集団資源回収奨励、分別収集の徹底、リユースイベント等を実施する。
---	---------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
集団資源回収奨励金の啓発・案内件数	件	実施件数	0	27	27

(2) 環境保全対策の推進

市民の環境に対する意識向上を促し、市内の環境保全を図る。

■実施する主な事業

① 生活環境保全事業	環境に関する情報発信や空き地所有者への雑草除去通知、環境調査、公害苦情対応等を実施する。
------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
地球温暖化をテーマにした広報等の掲載回数	回	掲載回数	4	5	6
廃食用油回収量	L	回収量	15,829	17,500	19,000

■実施する主な事業

② 不法投棄防止啓発事業	不法投棄の温床になりやすい現場に対し監視カメラの設置やパトロール、啓発看板設置等の対策を講じる。
--------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
監視パトロール実施回数	回	実施回数	24	24	24
不法投棄防止の啓発回数	回	実施回数	2	2	2



関連する主な施策

■施策 13 地域コミュニティの醸成・活性化 ①地域コミュニティの形成支援



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市環境基本計画（第二次）（香芝市環境基本条例）
- 第四次香芝市地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律）

施策 24 自然環境・景観の保全

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

街路や公園、河川などが綺麗に保たれていて、一人一人がその状態を維持しようと努めている。

目標とする成果指標	方向性
自然環境・景観の保全に満足している市民の割合（参考値(R6)：17.1%）	↑



私たちのまちの現状と課題

- 本市は交通の利便性に恵まれ、宅地開発によって都市化が進んできた。一方、豊かな自然環境や歴史遺産などにより、地域性豊かな景観が形成されており、これら景観の保全に努めるとともに、地域の自然、歴史景観と調和した新たな都市景観を創出していく必要がある。
- 屋外広告物に関しては、良好な景観や風致を維持し、落下等による危害を防止するため、適切な許認可事務に努めるとともに、違反広告物の指導や啓発が必要である。
- 市民の憩いの場となる公園や緑地の維持管理については、市民の自主的かつ主体的な参加を求め、地域の実情に合った管理運営を推進する必要がある。
- 維持管理が十分に行われていない森林において、ナラ枯れなどの被害が広がっている。平成31年（2019年）4月より開始した「森林経営管理制度」により、森林の管理運営の適正化を図っていく必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ごみのポイ捨て、不法投棄をしない。 ・ペットの散歩時のフンは、飼い主が必ず持ち帰る。 ・周囲の景観について興味を持つ。 ・生活エリア周辺の道路や公園を清掃する。 ・個人の山林や農地、家屋等の維持及び美化に努める。
地域団体ができること	・生活エリア周辺の道路及び公園の清掃を実施する。 ・地主と協働して、山林の保全を行う。
事業者ができること	・開発や建築物の建築に当たっては、周辺住民の住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な住環境や街並みの形成に努める。 ・開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努める。 ・ごみの不法投棄をしない。 ・地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努める。



施策の主な取組

(1) 美しい自然環境及び景観の保全

まちを形成する街路や公園、河川及び森林の適切な管理により、美しい自然環境や住環境の保全に努める。また、美しい街並み景観の形成及び屋外広告物の適正な管理を図るとともに、景観条例の制定及び景観計画の策定等により、景観形成の仕組みづくりを推進する。

■実施する主な事業

① 都市公園・街路等維持管理補修事業	安全かつ快適に利用できる公園整備及び適正な緑の形成・機能保全のため、公園、街路及び河川を維持管理する。
--------------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
公園遊具の点検実施率	%	点検を実施した遊具数／公園に設置している遊具数	100	100	100
街路・公園維持管理面積	ha	街路及び公園を維持管理している面積	45	46	47

■実施する主な事業

② 屋外広告物規制事業	良好な景観や風致を維持するために、広告物掲出時の指導及び啓発を行うとともに、違反広告物の除却作業を行い、その削減に努める。
-------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
違反広告物の簡易除却活動回数	回	実施回数	2	3	3



関連する主な施策

- 施策16 歴史文化財の保存と継承・展開 ②歴史文化財の保護・啓発
- 施策18 農業の振興 ①農業体制の整備及び市内農作物の魅力創造
- 施策26 生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実 ①公園整備の推進



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市環境基本計画（第二次）（香芝市環境基本条例）
- 香芝市都市計画マスタープラン（都市計画法）
- 香芝市みどりの基本計画（都市緑地法）
- 香芝市森林整備計画（森林法）
- 香芝市アライグマ・ヌートリア防除実施計画（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）



私たちのまちの目指す姿

良好な市街地が形成され、誰もが安心して自由に快適に移動できている。

目標とする成果指標		方向性
空き家率	(参考値 (R5) : 3%)	→
公共交通のカバー率	(参考値 (R5) : 97%)	→
公共交通機関で、好きな時に好きな所へ移動ができると感じる市民の割合	(参考値 (R6) : 32.5%)	↗



私たちのまちの現状と課題

- 今後到来する人口減少や少子高齢化時代においても、良好な住環境を形成していくため、地域性などに配慮したコンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要がある。本市でも、令和6年度（2024年度）に「立地適正化計画」を策定し、施策の着実な推進を図っている。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年（2015年）に全面施行され、令和5年（2023年）に改正された。全国的に空き家問題に対する意識が高まる中、本市においても今後、空き家等が増加していくと予想されるため、改正内容を踏まえ、より一層空き家等の現状を把握し、その発生抑制を始め、管理不全の解消や利活用等の対策を検討した上で、魅力ある景観の形成や適正な土地利用の推進に取り組むことが必要である。
- 土地の有効利用や公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、固定資産税の適正化等を推進するため、令和6年度（2024年度）より地籍調査を再開している。調査を進めるためには、市民及び地元自治会の協力が必要である。
- 通院や買物などの日常生活の移動が困難な交通弱者の移動手段として、また、高齢者の安全安心な移動手段として、地域公共交通の充実が必要不可欠となってきた。
- 本市においては、鉄道や路線バスを補完するためコミュニティバス等を運行しているが、全国的に人口減少や少子高齢化が進み、本市においても同様の傾向が予想される中、地域公共交通の維持が重要な課題である。
- コミュニティバスやデマンド交通等の市が運営する地域公共交通だけでなく、鉄道、路線バス及びタクシーなどの市を取り巻く地域公共交通が、それぞれの役割分担を明確にした上で、サービスを適正に維持され、活性化していく必要がある。
- 本市では、子育て世帯を中心とした人口流入の増加を図るため、令和6年（2024年）9月に「第一次香芝市都市計画再編基本方針」を策定した。今後、本方針に基づき、都市計画の見直しを検討する。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・積極的に公共交通機関を利用する。 ・地域のまちづくりに参加する。 ・建物を適切に管理する。
地域団体ができること	・公共交通の利用促進への理解を広げる。
事業者ができること	・交通事業者間の連携や各行政機関等との協力により、公共交通の利便性を向上させ、利用促進を図る。 ・建物を適切に管理する。 ・空き家等を積極的に利活用する。



施策の主な取組

(1) 良好な市街地の形成

社会情勢の変化に伴う新たな課題や住民のニーズに対応するため、まちづくりに関する計画の策定や見直しを進める。また、地籍調査による土地境界の把握や管理不全な空き家等の発生抑制などにより、適正な土地利用を推進する。

■実施する主な事業

①	空き家対策関係事業	空き家管理の重要性を周知するため、所有者等への情報提供を行うとともに、問題のある空き家等の把握に努め、所有者等による適正な管理や活用を促進する。
----------	------------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
空き家等に関する情報提供への対応率	%	情報提供への対応数／空き家等に関する情報提供数	100	100	100

■実施する主な事業

②	地籍調査事業	土地調査により境界を明確にすることで、災害復旧の迅速化、公共事業の円滑化及び土地取引の活性化を促進する。
----------	---------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
調査完了の進捗率	%	調査済み面積／調査対象面積	42.8	50.0	57.2

(2) 持続可能な地域公共交通の確立

地域公共交通を維持していくために、モビリティマネジメントや交通弱者の外出支援などを実施し、持続可能な地域公共交通の利用促進に取り組むことで、誰もが移動しやすい快適な暮らしの提供に努める。また、市民の利便性の向上のため、各事業者に対して公共交通機関の運行状況や環境整備に関する要望や働き掛け等を実施する。

■実施する主な事業

①	地域公共交通事業	民間の公共交通機関との適切な役割分担の下、コミュニティバスの充実を図るとともに、デマンド交通については利用実績等を踏まえ、適宜サービスを見直ししながら、最適化を進める。
----------	-----------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
コミュニティバス運行日数	日	運行日数の合計	293	293	293
地域公共交通の充実に関する要望回数	回	各事業者への要望回数の合計	1	2	2

関連する主な施策

■施策27 道路整備の充実 ①幹線道路の整備／②生活道路等の安全性の確保

関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市都市計画マスタープラン（都市計画法）
- 香芝市空き家対策計画（空き家対策等の推進に関する特別措置法）
- 香芝市地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）
- 香芝市街路整備プログラム

施策 26 生活基盤・地域拠点の整備 ・機能の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

バリアフリーの充実した施設が整い、人と自然が共存する
生活環境が構築されている。

目標とする成果指標	方向性
生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実に満足している市民の割合 (参考値(R6): 12.6%)	↑
市内の「みどり」に対して満足している市民の割合(参考値(R5): 38.7%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 香芝市スポーツ公園については、プール施設の早期開業に向け工事等を進めている。今後は、市の財政に過度の負担を与えることのないよう、市民の理解を得た上で事業を進めていくことが必要である。
- 香芝市総合公園については、令和5年度(2023年度)に公園用地の取得がおおむね完了したため、令和6年度(2024年度)より基本構想・基本計画を策定し、設計等の後、令和10年度(2028年度)以降、工事に着手する予定である。
- 全国的にバリアフリー化が推進される中、共生社会を実現すべく「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されたことを踏まえ、本市においても、引き続き建物や道路など更なるバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー教室を始めとするソフト事業を充実させることで「心のバリアフリー」も推進していく必要がある。
- 本市には、8つの駅がバランスよく配置されており、近鉄大阪線の各駅やJR志都美駅及びJR五位堂駅ではそれぞれ駅前広場の整備が進んでいる。一方で、未整備の部分も残っており、更なる駅機能の充実のため、計画的に整備を進めていく必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・スポーツ公園や総合公園の整備に関心を持つ。 ・駅周辺は混雑しやすいことから、長時間の車両の停車は避けるとともに、道路標識に従って通行する。 ・点字ブロックの上に車両等を駐停車しない。 ・困っている人がいたら声を掛けるなどの「心のバリアフリー」を実践する。
地域団体ができること	・地域の公園や河川等の維持管理に努める。 ・緑地を増やす活動を行う。
事業者ができること	・市民が利用しやすい生活利便施設の充実に努める。



施策の主な取組

(1) 公園整備の推進

身近な場所において、余暇を楽しむ機会を増やすため、安全かつ快適に利用できる公園の整備を図る。また、多くの人が集い、活動できるスポーツ公園や総合公園の整備を進め、地域のにぎわいの場とする。

■実施する主な事業

① 香芝市スポーツ公園整備事業	恵まれた自然環境の中で、市民の誰もが安全で自由に遊び、多様なスポーツが行える公園を計画的に整備する。
-----------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
香芝市スポーツ公園整備進捗率	%	支出事業費／全体事業費	12	75	100

■実施する主な事業

② 街区公園・親水緑地整備事業	市内全域の配置を踏まえ、ため池を利用した親水公園など事業地の確保を検討し、公園及び緑地の整備を図る。
-----------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
住民1人当たりの都市公園の敷地面積	m ²	都市公園面積／市内の総人口	5.2	6.8	7.9

■実施する主な事業

③ 香芝市総合公園整備事業	周辺環境との一体的整備を基本とし、全体的な整備内容等の見直しを図った上で、計画的に事業を推進する。
---------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
各会議体での審議回数	回	審議回数の合計	2	3	3

(2) バリアフリー化の推進

バリアフリー基本構想に基づき、高齢者や障害者を始め、全ての人にやさしいまちづくりを進める。

■実施する主な事業

①	バリアフリー推進事業	香芝市バリアフリー基本構想に基づき、特定事業の進捗を管理し、バリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー教室の開催などにより「心のバリアフリー」を推進する。
---	------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
バリアフリー教室の実施回数	回	年度中の実施回数の合計	2	1	1
バリアフリー特定事業進捗率	%	特定事業（バリアフリー化工事等）が完了した事業数／特定事業の全事業数	55	74	100

■実施する主な事業

②	歩道等バリアフリー化事業	段差の解消や視覚障害者用誘導ブロックやスロープ等の設置により、歩道等のバリアフリー化を推進する。
---	--------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
歩道バリアフリー化済みの道路延長	m	香芝市バリアフリー特定事業計画に基づく歩道バリアフリー化済みの道路延長	2,370	4,230	6,000

■実施する主な事業

③	既存道路バリアフリー化事業	香芝市バリアフリー基本構想における重点整備地区内の道路について、用地取得を伴う歩道の設置や道路構造の改良を行うことで、歩行空間の確保を目指す。
---	---------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
香芝市バリアフリー基本構想における重点整備地区内の整備済み道路延長	m	香芝市バリアフリー基本構想における重点整備地区内の整備済み道路延長	230	380	380

(3) 地域拠点としての駅周辺整備

駅利用者の利便性の向上及び安全性の確保を促進する。また、主要駅周辺においては、適切な都市計画の見直しを行うことで、居住施設や商業施設等の整備を促進し、活気あふれる都市空間を創造する。

■実施する主な事業

① 駅周辺整備事業	駅へのアクセス向上及び周辺地域の円滑な交通の実現を図るとともに、交通結節点としての機能を強化するため、近鉄五位堂駅南側駅前広場及び近鉄二上駅北側駅前広場を始めとした駅周辺の環境整備を進める。
---	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
駅周辺整備率	%	整備した箇所数（累計）／整備対象箇所数	72	72	76

政策
06

自然と調和した快適で便利な暮らしのために。
（自然・環境・都市基盤）



関連する主な施策

- 施策10 障害者福祉の充実 ①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
- 施策24 自然環境・景観の保全 ①美しい自然環境及び景観の保全



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市都市計画マスタープラン（都市計画法）
- 香芝市バリアフリー基本構想（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）
- 香芝市環境基本計画（第二次）（香芝市環境基本条例）
- 香芝しみどりの基本計画（都市緑地法）
- 香芝市街路整備計画

施策 27 道路整備の充実

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

交通混雑が解消され、誰もが安全に利用できる道路が確保されている。

目標とする成果指標	方向性
道路の不具合に関する苦情件数	↓
道路整備の充実に満足している市民の割合 (参考値(R6): 15.4%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 道路は、交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに、避難ルートの確保による防災機能の向上や良好な都市空間の創出など、市民生活や経済活動に不可欠な社会資本である。
- 本市には、西名阪自動車道香芝インターチェンジを始め、広域幹線道路の結節点があるなど、交通の要衝となっている。
- 市民アンケート調査では「道路整備の充実」が、優先的に力を入れるべき施策の1位となり、市民ニーズの高さがうかがえる。劣化度に加え、地域住民や自治会等の要望も踏まえ、整備や長寿命化を図る必要がある。
- 国道165号及び国道168号や中和幹線といった幹線道路においては、市内でも特に交通量が多く、混雑度も高い傾向があることから、幹線道路の早期整備が求められている。同時にその安全管理も必要である。
- 古くから形成された市街地等において、狭あい道路の解消を推進していくため、状況に応じて工夫や検討を行い、整備を図っていくことが必要である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・道路環境の美化に努める。 ・普段通行している道路の破損等の不具合を発見した際は、市役所や地元自治会に通報する。
地域団体ができること	・道路環境の美化に努める。
事業者ができること	・道路環境の美化に努める。



施策の主な取組

(1) 幹線道路の整備

幹線道路のネットワーク強化を図るため、計画的に整備を進める。

■実施する主な事業

① 主要幹線道路整備事業	都市計画道路の整備を段階的に進める。また、国道等の道路整備については、早期の整備実現に向け、当該道路管理者に対する要望や働き掛け等を実施する。
--------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
都市計画道路供用済み延長	km	これまでに供用を開始した都市計画道路延長	27.3	28.6	30.1

(2) 生活道路等の安全性の確保

安全性や緊急性による優先度を踏まえ、生活道路等の適切な管理及び整備を進める。

■実施する主な事業

① 道路維持管理補修事業	道路の路面状況等を把握するため、定期的なパトロールを行うとともに、市民から寄せられた情報などを基に補修を行う。
--------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
道路整備に関する地元要望の達成率	%	対処済みの件数／要望の件数	84	85	90

■実施する主な事業

② 橋りょう点検及び長寿命化修繕事業	「香芝市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの安全性や耐用年数の向上を図るため、修繕工事を実施する。
--------------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
修繕が必要な橋りょうの処置完了率	%	修繕済みの橋りょう数／修繕が必要な橋りょう数	100	100	100

■実施する主な事業

③ 道路新設改良事業	道路の新設や拡幅整備を推進する。特に拡幅整備においては、部分的な待避所の設置や隅切りなど、状況に応じた整備を図る。
------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
市道において、新設や改良工事を実施した箇所数	箇所	市道において、新設や改良工事を実施した箇所数（令和3年度からの累計）	15	18	22



関連する主な施策

- 施策 2-2 交通安全対策の強化 ②交通安全施設の整備
- 施策 2-5 良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成 ①良好な市街地の形成／②持続可能な地域公共交通の確立



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市都市計画マスタープラン（都市計画法）
- 香芝市立地適正化計画（都市再生特別措置法）
- 香芝市街路整備計画
- 香芝市公共施設等総合管理計画
- インフラ長寿命化基本計画
- 香芝市橋梁長寿命化修繕計画
- 香芝市大型カルバート長寿命化修繕計画
- 香芝市横断歩道橋長寿命化修繕計画
- 香芝市舗装長寿命化修繕計画

施策 28 上水道の基盤強化

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿



安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給する。



私たちのまちの現状と課題

- 水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下などが水道事業の直面する課題となっている。
- これらの課題に対応していくため、広域で連携して水道の老朽化対策などを通じた基盤強化を図る必要がある。
- そのためには、国交付金や県の財政支援を活用して、市町村の区域を越えた施設及び設備の最適化を進め、また人的資源の有効活用や業務の効率化を推進していく必要がある。
- 安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを目的として、奈良県と本市を含む26市町村は、水道事業等を連携して共同処理するため、令和6年（2024年）11月に奈良県広域水道企業団を設立した。なお、令和7年（2025年）4月より事業を開始する。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・ 限りある資源である水を大切に使用する。 ・ 水道料金を期限内に納付する。 ・ 災害時に備えて飲料水を確保する。 ・ 道路等で水道管漏水を発見したら通報する。 ・ 定期的に水道メーターをチェックし、宅内の水漏れがないか確認し対策する。
地域団体ができること	・ 限りある資源である水を大切に使用する。
事業者ができること	・ 限りある資源である水を大切に使用する。 ・ 給水装置等の適正な管理を行う。



関連する主な施策

■ 施策 29 下水道の整備 ① 下水道の整備・更新

※本施策は、奈良県広域水道企業団により事業が実施されるため、本市が行う主な取組、事業等はない。



私たちのまちの目指す姿

下水道が安定的に機能し、誰もが衛生的に暮らすことができる。

目標とする成果指標		方向性
水洗化人口	(参考値 (R5) : 55, 727 人)	↗
流域下水道接続点法定水質基準遵守率	(参考値 (R5) : 100%)	→



私たちのまちの現状と課題

- 公共下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保するだけでなく、河川等の公共用水域の水質保全につながるという重要な役割を担っている。そうした役割を今後も担っていくためには、専門性が高い技術職員の確保や、工事費用が大きな課題となる。
- 市民の要望も踏まえた中で新規の下水道整備を行っていく必要があり、より一層の経営改善に努めるとともに、今後増加する老朽化施設への対策事業量や事業費等を踏まえた、効率的かつ効果的な事業経営を行う必要がある。
- 水洗化率は全国平均値 95% (令和 4 年度末時点) を若干下回っており、水洗化率の向上に向けて重点的に取り組んでいく必要がある。特に新規供用を開始した地域における接続率の向上に努める必要がある。
- 管理施設の増加に伴い、下水道管の閉塞やマンホールポンプの故障等が今後も増加することが予想されることから、委託事業者と連携し、日々の点検等の管理体制の強化を図る必要がある。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	- 下水道へ接続する。 - 管渠の閉塞やポンプの故障につながるため、下水道へ異物等を流さない。
地域団体ができること	—
事業者ができること	- 下水道へ接続する。 - 排水する水質の基準を遵守する。 - 管渠の閉塞やポンプの故障につながるため、下水道へ異物等を流さない。



施策の主な取組

(1) 下水道の整備・更新

下水道未普及地域を早期に解消するため、管渠整備を促進し、普及率の向上を図るとともに、下水道施設老朽化の防止に努める。

■実施する主な事業

① 公共下水道整備事業	幹線管渠の整備を進め、供用開始区域の拡大と普及率の向上を図るとともに、未接続世帯における接続の促進を行う。また、管路施設の老朽化による道路陥没事故等を未然に防止するため、各施設の計画的な保守点検及び更新を行う。さらに、下水排水基準に適合しない汚水を排出する事業所への指導を行う。
---	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
下水道人口普及率	%	処理人口／市全体行政人口	77.9	82	86
下水道切替件数	件	実施件数	404	300	300
特定事業者法定水質基準遵守率	%	法律に基づく水質試験の基準を遵守した流域接続点の箇所数／市内の流域接続点の箇所数	100	100	100



関連する主な施策

- 施策 2 8 上水道の基盤強化



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市下水道全体計画（下水道法）
- 香芝市流域関連公共下水道事業計画（下水道法）

政策 7 スマートでスリムな行政運営の確立のために。（行政経営）

総合計画を着実に実行していくとともに、公共施設の適正管理や財源の確保、組織の効率化及び最適化を図り、健全で持続可能な行財政運営を行う。あわせて、市職員の能力及び資質の向上並びに風通しのよい職場づくりを進め、組織の活性化に努める。また、I o TやA I等の先端技術を活用し、市民のニーズを捉えたより良い行政サービスや市政情報の提供を推進する。



私たちのまちの目指す姿

行政活動に対する検証と改善が行われ、健全な財政基盤の下、持続可能な行財政運営が実現している。

目標とする成果指標	方向性
第五次総合計画における各施策の「目標とする成果指標」の達成割合	↑
公共施設再編計画等に基づく中規模改修、大規模改修、長寿命化改修の完了率	↑



私たちのまちの現状と課題

- 総合計画及び総合戦略に設定した評価指標に基づき、事業進捗を把握するとともに諮問機関による外部評価を各部へフィードバックし、事業の検証と改善を図っている。
- PDCAサイクルの下、行政評価を実施しているが、事業の状況（拡大、縮小、廃止及び統合）などを判断するには根拠に基づく客観性の高い行政評価を実施することが求められることから、評価基準の統一を図っている。また、市民に対しては、数的根拠による評価や検証等により事業効果を可視化し、行政経営の課題を分かりやすく共有することで、まちづくりへの市民の参画や協働を、より一層促進する必要がある。
- 高度化かつ複雑化する行政課題への対応や重要施策の推進に関しては、行政組織の各部が横断的に連携し、また、事業者、大学及び近隣の市町村など多様な主体と協働し、柔軟な視点で問題解決や事業に取り組む必要がある。
- 生産年齢人口の減少で税収の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う施設の更新や改修に多額の費用が見込まれる。さらに、防災、減災及び国土強靱化を始めとする暮らしの安全・安心の確保などの、多岐にわたる課題に取り組む必要がある。
- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、計画的な施設改修や複合施設整備や施設再編の検討を進めるとともに、良質で持続可能な公共施設サービスの提供を目指し、施設管理に取り組んでいる。また、近隣自治体との公共施設の相互利用に係る連携や公有財産の有効活用に向けた公民連携手法の導入について検討している。公共施設等総合管理計画の第二期に向けた進捗管理及び計画の見直しに取り組む必要がある。
- 国の動向を注視し、補助制度の活用や一般財源の確保を行うとともに、既存事業等の見直しによる経費削減を行う必要がある。
- 社会動向及び本市の実情や市民ニーズ等を踏まえつつ、将来の財政見通しを立て、予算編成を行う。また、財務書類を予算編成等において活用する。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・積極的に市の事業に参加する。 ・総合計画や行政評価の結果等から、市の現状や今後の課題への理解を深める。 ・市や市民が主体となった地域の様々な活動に参加する。 ・市が実施するアンケート調査等には可能な限り協力する。 ・市の財政や運営に興味を持つ。 ・公共施設を積極的に利用する。
地域団体ができること	・地域でできることは地域で行い、解決していくことのできる地域づくりに努める。 ・適切な行財政運営が行われるよう、市と連携及び協働を行う。
事業者ができること	・適切な行財政運営が行われるよう、市と連携及び協働を行う。



施策の主な取組

(1) 総合計画・総合戦略の進捗管理

総合計画及び総合戦略（以下「総合計画」という。）に位置付ける施策及び事業に対する行政評価や都市経営市民会議の開催等により、事業の検証や改善を繰り返し行い、最適で効果的な計画の推進を図る。また、国や奈良県、関係機関等との連携を図るだけでなく、状況に応じて要望を実施しながら、市民に有益な行政運営に努める。

■実施する主な事業

① 総合計画進捗管理事業	総合計画に位置付ける施策及び事業の行政評価を実施し、PDCAサイクルによる効果検証や改善を図る。また、総合計画の進捗状況や行財政改革等に関して審議や検討を行う都市経営市民会議を運営し、各所管へのフィードバックを行う。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
都市経営市民会議による行政評価の審議回数	回	実施回数	3	3	3

(2) 財政運営の健全化

各施策や事業を効率的かつ効果的に実施するため、財源の確保や将来の財政見通しを立てることにより、健全で持続可能な財政運営を推進する。

■取組状況を把握する指標

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目指すべき 方向性
市債残高	億円	市債残高	264	抑制に努める(注1)
実質公債費比率	%	収入に対する負債返済の割合を示すための指標	11.1	抑制に努める(注1)
財政調整基金残高	億円 (%)	財政調整基金残高/標準財政規模	27.2 (16.3)	標準財政規模(注2)の10%程度以上を確保する

注1 計画期間中に大型事業が控えているため、増加する見込みであるが、各事業の効率化により可能な限り抑制に努める。

注2 標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。

※参考指標とする理由及び実施する事業を設定していない理由

財政指標は市の全事務事業を適正かつ効率的に実施した結果として表れる数値であり、指標の達成を優先して目指すものではないため、参考とすべき指標として位置付ける。また、特定の事業に係る指標ではなく、市の事業全体の結果に影響される指標であるため、実施する主な事業は設定していない。

(3) 公有財産の維持管理・活用

「公共施設等総合管理計画」等に基づき、計画的な改修による施設の長寿命化を進め、良質で持続可能な公共施設サービスを提供する。

■実施する主な事業

 公有財産維持管理事業	公共施設等総合管理計画の見直しを定期的に行う。また、保全計画で定めた各種点検を通じて施設の劣化状況を把握し、公有財産活用検討委員会において各種課題に対し全庁的な調整を行うことで、計画的な施設改修を進める。
--	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
日常点検報告率	%	毎月管財課に報告される日常点検の報告率	68	100	100



関連する主な施策

■施策 3 1 歳入の確保と財源の創出 ①適正課税の推進及び収納（徴収）率の向上／②財産調査の強化及び適正な債権管理／③自主財源の確保



関連部門計画（根拠法令）

■香芝市公共施設等総合管理計画

施策 31 歳入の確保と財源の創出

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

市税や保険料が公正公平に負担されるとともに、新たな財源により歳入を確保することができている。

目標とする成果指標		方向性
市税収納率(現年分)	(参考値(R5):98.9%)	↑
保険料収納率(現年分)	(参考値(R5):93.5%)	↑
ふるさと寄附金額	(参考値(R5):60,104千円)	↑
企業版ふるさと納税額	(参考値(R5):1,100千円)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 市税の徴収率は、上昇傾向ではあるが、全国及び奈良県の平均を下回っており、今後は、徴収率を向上させていくとともに、課税の適正化に向けて、課税客体の的確な把握に努める必要がある。
- 高齢化や医療技術の進化等により医療費は増加傾向にあり、また、介護保険及び後期高齢者医療保険の加入者も増加していることから、より収納率の向上を図る必要がある。
- 非正規雇用の増加等により、市税や保険料の納付が困難な低所得者の増加が懸念される。
- ふるさとまちづくり寄附金制度(ふるさと納税)においては、寄附件数及び金額の増加を図るため、市内事業者や商工農産関係団体等との連携を深め、返礼品の拡充や魅力向上に取り組む。また、情報発信手法の工夫を継続的に実施する必要がある。
- 令和3年(2021年)より地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)による寄附受付を開始し、令和5年(2023年)までに、約450万円の寄附をいただいているが、更なる寄附金を獲得するため、積極的な周知が必要である。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・納税や保険料納付への義務感を持つ。 ・所得等を適正に申告する。 ・市税や保険料を期限内に納付する。 ・納付忘れを減らすために、口座振替の登録をする。 ・納付が困難な場合は、必ず納付相談を行う。 ・市外の方へ、香芝市の地場産品等を紹介する。
地域団体ができること	・適切な行財政運営が行われるよう、市と連携及び協働を行う。
事業者ができること	・適切な行財政運営が行われるよう、市と連携及び協働を行う。 ・市税を期限内に納付する。 ・収支を適正に申告する。



施策の主な取組

(1) 適正課税の推進及び収納（徴収）率の向上

賦課の公平性の観点から市税の適正課税を推進することにより、市民の信頼及び税収の確保を図る。
また、納付環境の利便性及び納付意欲の向上に向けた取組を推進することにより、市税や保険料の収納（徴収）率の向上を図る。

■実施する主な事業

① 自主納付推進事業	口座振替やコンビニ納付などの既存の納付方法に加え、キャッシュレス決済などの電子納付環境を整備することで、時間や場所に捉われない納付方法を提供し、納付意欲の向上を図る。
------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
（税）催告通知率	%	現年課税分の催告通知をした滞納者数／現年課税分の滞納者数（翌年度5月末時点）	—	100	100
（保険料）催告通知率	%	現年保険料の催告通知をした滞納者数／現年保険料の滞納者数（翌年度5月末時点）	100	100	100

■実施する主な事業

② 市民税・固定資産税の課税適正化事業	申告催告や実地調査、関係官署等への照会などを通じて、賦課の公平化及び適正化に継続的に取り組む。
---------------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
個人市民税の申告捕捉率	%	申告済み人数／申告義務者数	99	100	100

(2) 財産調査の強化及び適正な債権管理

財産調査の徹底により、適正な債権管理を推進する。

■実施する主な事業

① 滞納整理適正化事業	預貯金や生命保険などの換価可能な財産の調査及び消滅時効の管理を行い、差押えや換価、執行停止などを適正に行う。
-------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
（税）滞納処分率	%	滞納処分者数／滞納者数	6.3	8.0	10.0
（保険料）滞納処分率	%	差押件数／差押対象者数	—	100	100

(3) 自主財源の確保

受益者負担の適正化やふるさとまちづくり寄附金、企業版ふるさと納税、未利用公有地の有効利用などの新たな財源確保に努める。また、国や奈良県の補助金等を積極的に活用することで、財源の弾力性を高める。

■実施する主な事業

①	ふるさと寄附金事業	返礼品の拡充及び魅力向上やポータルサイト掲載ページの充実、市外への積極的な周知活動等を実施し、寄附の受入れを促進する。
----------	------------------	---

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
企業版ふるさと納税PRパンフレット発送件数	件	発送件数の合計	30	50	60
返礼品数	件	返礼品数	471	600	750



関連する主な施策

■施策30 行財政運営の最適化 ①総合計画・総合戦略の進行管理／②財政運営の健全化／③公有財産の維持管理・活用



私たちのまちの目指す姿

ICTを活用し、市民がそれぞれのニーズに合った方法で情報やサービスを利用できている。
また、市の魅力が内外に発信できており、シビックプライドの醸成につながっている。

目標とする成果指標	方向性
市政情報を市ホームページやSNS等から得ている人の割合	↑
市に愛着を感じる人の割合 (参考値(R6): 76.9%)	↑
情報セキュリティインシデント件数 (参考値(R5): 8件)	↓



私たちのまちの現状と課題

- デジタル技術の進展やデジタルサービスの普及によって、私たちの価値観やライフスタイルは、日々大きく変化している。行政においても、地域課題の解決、市民サービスの向上、行政の効率化の実現には、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組は不可欠である。
- 本市では、デジタル技術活用の方向性を取りまとめた「香芝市DX推進計画」を令和6年（2024年）3月に策定し、市民サービスの向上と業務効率化を進めている。
- 本市では、広報紙（紙及び電子媒体）や市ホームページ、LINE、Facebook、YouTube等の様々な媒体を用いて情報発信している。市民が必要とする情報を的確かつ効果的に届けるためには、発信内容の質を高めるとともに、広報媒体に応じた情報発信が求められている。また、本市への愛着の醸成につながるような情報発信が必要である。
- 多様化するライフスタイルに対応するためには、行政サービスの迅速化と効率化が求められている。特に、行政手続きのデジタル化や窓口業務の改善といった、市民と行政の接点である「フロントヤード」の改革はますます重要となる。
- アクセシビリティに係るJISの改正や、平成28年（2016年）12月に「官民データ活用推進基本法」が施行されたことによるオープンデータの公開の義務化などに対応し、今後も必要とする人が必要な情報を入手できるようオープンデータの拡充に努める。



生活の中でみんなが取り組むべきこと

市民ができること	・市のお知らせや行事案内等の情報をシェアする。 ・利用可能な電子申請がある場合は、積極的に利用する。 ・SNSなどで市の魅力を発信する。 ・マイナンバーカードを活用し、オンラインサービスを積極的に利用する。 ・デジタル機器の扱いに慣れない人に、使い方を教える。
地域団体ができること	・市のお知らせや行事案内等の情報をシェアする。 ・SNSなどで市の魅力を発信する。
事業者ができること	・市のお知らせや行事案内等の情報をシェアする。 ・利用可能な電子申請がある場合は積極的に利用する。 ・SNSなどで市の魅力を発信する。



施策の主な取組

(1) 市政情報の発信及び広報力の強化

様々な情報媒体の活用や効果的な表現による分かりやすく、利用しやすい市政情報の発信を積極的に行い、市内外への発信力を強化することで、市のイメージや知名度の向上を図る。

■実施する主な事業

① 広報事業	広報紙やSNS、メディア等の情報媒体の活用により、市民に対して適切で分かりやすい市政情報の提供及び本市の魅力を市内外へ広く発信する。
--------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
SNS等での発信等回数	回	実施回数	196	300	450
市ホームページ「広報」平均アクセス数	回	市ホームページ「広報紙」ページの一月当たりの平均アクセス数	1,082	1,100	1,200

(2) ICTを活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化

様々な行政課題の解決に、積極的にAIなどのICTを活用し、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。

■実施する主な事業

① ICT活用事業	行政事務や市民サービス等に積極的にICTを利用することで、市民の利便性の向上及び業務の効率化を促進する。
-----------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
電子申請可能手続件数	件	公開した手続の件数	154	175	200
オープンデータ公開件数	件	公開件数	19	25	30

(3) 情報セキュリティの確保

ICTを利用した市民サービスや内部事務システムの安定的な運用のため、組織内の情報機器を不正アクセスやコンピューターウイルス等の脅威から守り、情報ネットワークや職員の使用する情報端末のセキュリティを確保する。

■実施する主な事業

① 情報セキュリティ対策事業	情報セキュリティに対する職員研修の実施やセキュリティ対策システムの導入、維持管理などを行う。
----------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
情報セキュリティ研修の受講割合	%	情報セキュリティに係る必須研修受講済み者／申込者	96	100	100



関連する主な施策

- 施策 1 9 観光の振興 ①観光資源の魅力向上
- 施策 3 3 行政組織の活性化・組織力の強化 ②職員研修の推進



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市情報セキュリティ基本方針
- 香芝市D X推進計画

施策 33 行政組織の活性化・組織力の強化

SDGs 該当分野



私たちのまちの目指す姿

付加価値の高い行政サービスが提供できるよう、職員一人一人が知識、技能及び意欲の向上に努めている。

目標とする成果指標		方向性
各種研修参加人数	(参考値 (R5) : 845 人)	↑
ストレスチェックにおける「高ストレス」でない職員の割合	(参考値 (R5) : 87.7%)	↑



私たちのまちの現状と課題

- 本市では、働き方改革を推進している一方で、職員の超過勤務時間数が増加傾向となっている。長時間労働は業務の生産性の低下や心身の不調等を引き起こす原因となることから、長時間労働の是正や個人の意識改革、組織風土の醸成が必要である。
- 従来からの定員削減の影響と広範かつ多様な市民ニーズにより、一人当たりの業務量は今後も増加することが見込まれることから、適正な人員配置や業務配分を前提として、時間当たりの業務効率を最大限に高める取組が必要である。
- 社会情勢の変化に伴い、各法令等の制定や改廃等が目まぐるしく行われる中、より複雑かつ難解化する行政事務を適正に遂行するため、法務研修の継続的な実施等により、職員個々の法律的素養等の向上が必要である。
- 職員一人一人が、課題解決に向けた発想力と常に改革や改善に取り組む意識を醸成するとともに、お互いを認め合い、ハラスメントが起きない、職員の能力が十分に発揮される組織風土の醸成に努める必要がある。

施策の主な取組

(1) 適正な人事評価

評価基準を充実させ評価者に依存しない評価と昇任等へ反映できる制度を確立し、職員の育成と士気高揚を図る。

■実施する主な事業

① 人事評価適正化事業	評価指標の適正化を進め、公正な人事評価を実現するとともに、これを昇任等に確実に反映する。
-------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
人事評価の適正実施に係る理解及び定着度	%	職員アンケートにおいて「人事評価の目的を理解し、適正に実施した」と回答した職員数／全回答者数	—	90	100

(2) 職員研修の推進

タイムマネジメントやリスクマネジメントのほか、法律的素養及び接遇力の向上に重点を置くとともに、時勢に応じて求められる能力の向上に資する研修を実施する。

■実施する主な事業

① 研修推進事業	個々の職員への重要と思う内容や分野の調査を踏まえた上で、より効果的な研修を企画し、実施するとともに、その他必要となる研修の回数及び内容の拡充を図る。
----------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
人事課主催の法務研修の実施回数	回	実施回数	3	3	3
各種研修の参加者数	人	参加者数	845	1,078	1,310

(3) 効果的な人員配置

職員の資質に応じた人員配置や心身の健康の維持により、職員一人一人の業務に対する意欲の向上を図ることで、職員の能力が十分に発揮される組織を目指す。

■実施する主な事業

① 心身のヘルスケア推進事業	職員の心身の健康を保つために長時間超過勤務職員に対してヒアリングを実施し、現状把握及び改善に努める。
----------------	--

◆主な事業の活動指標（抜粋）

指標名	単位	算出方法（指標説明）	現状値 (R5)	目標値	
				R10	R14
長時間超過勤務職員へのヒアリング実施率	%	面接実施職員数／長時間超過勤務職員数	100	100	100
ストレスチェック実施率	%	ストレスチェック受診職員数／対象職員数	91.3	93	95



関連する主な施策

- 施策 3 2 情報と I C T の利活用 ② I C T を活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化



関連部門計画（根拠法令）

- 香芝市特定事業主行動計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）
- 香芝市障害者活躍推進計画（障害者の雇用の促進等に関する法律）
- 定員管理計画



第三期香芝市創生総合戦略

1 総合戦略策定の趣旨

国では、平成26年(2014年)に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこととした上で、同年12月に、国全体の人口の将来像を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定するとともに、5年間の目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

そして令和元年(2019年)、「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、第一期の枠組を引き続き維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組む方針を示した。

令和4年(2022年)には、デジタル田園都市国家構想の下、デジタルの力を活用して地方創生を加速化かつ深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改訂された。

本市においても、平成28年(2016年)3月に「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和3年(2021年)3月には「第二期香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、継続的に取組を進めてきており、令和6年度(2024年度)をもって計画期間が終了するが、国のこうした方針を踏まえ、引き続き、総合戦略を策定し、取組を進める。

2 総合計画やD X推進計画との関係

国の第一期及び第二期総合戦略の目的である「人口減少克服・地方創生」や、デジタル田園都市国家構想の目的である「デジタルの力を活用した地方の社会課題の解決」は、これからのまちづくりに欠かせない要素であり、総合計画の推進と不可分であることから、第五次総合計画に示す施策及び主な取組のうち、「人口減少克服・地方創生」の実現に資する施策を抽出して示すことをもって、総合計画内に総合戦略が包含しているものと位置付ける。

また、令和6年（2024年）3月には総合計画をデジタル活用の視点から下支えする計画として、「香芝市D X推進計画」を策定した。同計画の基本方針において、「（1）デジタル化による便利で快適な市民生活」、「（2）デジタル化による徹底した業務効率化」及び「（3）デジタル化による強固な情報セキュリティ対策」を掲げ、それぞれの分野において具体的な施策を定め、推進している。そのため、本戦略は「香芝市D X推進計画」の上位計画として整合を図りながら、デジタル田園都市国家構想の趣旨にのっとり、社会課題の解決を目指すものとする。

3 地域ビジョン(本市の目指すべき理想像)

国は、地方版総合戦略の策定に当たって、地域が抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地方創生の取組を推進していくため、目指すべき理想像として「地域ビジョン」を設定することを求めている。

本市では、令和3年（2021年）に、総合計画で「笑顔をもっと 元気をずっと ～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～」を令和14年度（2032年度）の目指す将来像として設定している。

総合戦略は総合計画に掲げる目指す将来像を、地方創生の観点から進めていくものであるため、この目指す将来像を本市の「地域ビジョン」として位置付ける。

4 第三期総合戦略の方向性

第三期総合戦略は、第二期の方針を踏まえつつ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げられた基本目標に対応する形で4つの基本目標を設定し、施策を推進する。

各施策では、デジタル技術の活用とともに、施策間連携及び地域間連携をより一層進め、地方創生の取組を加速化かつ深化させる。

4つの基本目標	①香芝に仕事をつくる
	②香芝への新しいひとの流れをつくる
	③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
	④安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる

また、国のデジタル田園都市国家構想では、「心豊かな暮らし」(Well-being)と、「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現することが掲げられている。本市においても、第三期総合戦略で、地域ビジョンである「誰もが輝く多彩なまち」に向け、市民一人一人の心豊かな暮らしの実現は欠かせないと考えられることから、横断的目標として定める。

4つの基本目標の達成に向けて施策を展開し、各施策の相乗効果によって、市民一人一人の心豊かな暮らしの実現を目指す。

横断的目標	香芝での心豊かな暮らしの実現
-------	----------------

横断的目標の達成状況については、市民アンケートを用いて、市民の主観による地域幸福度(Well-being)指標を調査することで、測定する。

指標名	地域幸福度(Well-being)指標における市民の幸福度
現状値	7.3点/10点(R6年値)
目標値	令和10年度:7.6点以上/令和14年度:8.0点以上

地域幸福度(Well-being)指標・・・国が進めているデジタル田園都市国家構想で推奨される市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を数値化及び可視化した指標のこと。

なお、第3章でも記載のとおり、総合計画の各施策分野はSDGsの17の目標を関連付けて推進しており、総合計画全体で「持続可能な環境・社会・経済」の実現を図っている。

5 第三期総合戦略の基本目標

(1) 香芝に仕事をつくる

持続可能な産業の基盤を実現するため、魅力的な仕事や雇用機会を十分に創出し、就きたい職業の希望をかなえ、安心して働けるようにすることが重要である。

このために、市内企業の生産性を全般的に引き上げる必要があり、設備投資、技術開発、販路開拓及び商品開発等への支援を行うとともに、市外からの企業誘致や市内企業の増設等を促進し、企業の競争力強化を図る。加えて、香芝市商工会や地元企業等と連携し、市内での創業希望者に対する経営や事業計画に関する実践的な支援を継続するとともに、市内産業に関する情報発信や企業間及び企業と市民間での交流促進、子どもの職業体験等を実施する。

また、農商工連携による独自製品の開発や市が有する有形無形資産の価値向上を図る取組を実施し、地域経済の活性化を後押しする。

個人の価値観、ライフスタイル及びワークスタイルの多様化に応じ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見いだせる環境づくりを通じて、仕事の間であり、生活の間である地域全体の魅力を高める。

具体的施策（基本計画）

総合計画における施策		主な取組
12	人権・多様性の尊重	②男女共同参画によるまちづくりの推進
17	商工業の振興	①企業の活性化 ②創業の促進
18	農業の振興	①農業体制の整備及び市内農作物の魅力創造
19	観光の振興	①観光資源の魅力向上
32	情報とICTの利活用	②ICTを活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化

デジタル技術の活用例

- ・市内企業のDX推進支援
- ・市内産業情報や、地域ブランド「KASHIBA+」などの積極的な発信

成果指標

施策により、本市に「仕事」がつくられているかを、あらゆる角度から、客観的に測定するため、成果指標を以下に設定する。

指標名	地域幸福度（Well-being）指標における「雇用・所得」の偏差値（客観）
現状値	49.2（R6年値）
目標値	令和10年度:53.0／令和14年度:57.0

(2) 香芝への新しいひとの流れをつくる

活気のある街を実現するため、これまで本市では、住宅都市としての強みを生かして移住及び定住促進の施策を推進してきたが、令和元年（2019年）以降、転入よりも転出が上回っている。そのため、これらの施策を引き続き展開するだけでなく、若者が香芝を訪れ、住みたいという希望を抱くような魅力ある学びの場及び仕事の場づくり並びに都市計画再編の取組などを行うとともに、その情報を適切に発信していくことで本市の魅力を伝え、人口の増加を図る。

また、将来的な移住にもつながるよう、市外の方と本市とのつながりを築き、香芝への新しいひとの流れをつくることも重要である。このために、観光や買い物などを入口とし、香芝や香芝の人々と多様な在り方で関わる関係人口の創出及び拡大に取り組むとともに、企業や個人による寄附や投資を呼びかけるなど、本市の地方創生の取組への積極的な関与を促す取組を進める。

具体的施策（基本計画）

総合計画における施策		主な取組
12	人権・多様性の尊重	②男女共同参画によるまちづくりの推進
14	文化芸術の振興・多文化共生	①文化の発信・創造・交流の支援 ②多文化理解・国際交流の推進
16	歴史文化財の保存と継承・展開	①二上山博物館機能の充実 ②歴史文化財の保護・啓発
17	商工業の振興	①企業の活性化 ②創業の促進
18	農業の振興	①農業体制の整備及び市内農作物の魅力創造
19	観光の振興	①観光資源の魅力向上
25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成	①良好な市街地の形成
26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実	①公園整備の推進 ③地域拠点としての駅周辺整備
31	歳入の確保と財源の創出	③自主財源の確保
32	情報とICTの利活用	①市政情報の発信及び広報力の強化 ②ICTを活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化

デジタル技術の活用例

- ・SNSなどを用いたシティプロモーション
- ・「かしば文化財観光ナビ」などを用いた文化財や観光資源の情報発信

成果指標

施策により、移住や定住が促され、「新しいひとの流れ」がつくられているかを測定するため、成果指標を以下に設定する。

指標名	人口の社会増減数
現状値	-62人（R5年値）
目標値	令和10年度：-31人／令和14年度：-20人

(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

全国的な少子化の傾向は、若い世代での未婚率の増加や晩婚化に伴う第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化に伴う結婚、出産及び子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因が複雑に絡み合っている。

こうしたことを踏まえ、本市では、安心して子どもを産み育てられ、子育て世代を中心に選ばれる街となるよう、結婚の希望をかなえる取組の推進、出産から子育てに至るあらゆる面での支援の充実や支援制度の設計、男女の働き方改革、仕事と子育ての両立支援など、本市の実情に応じた少子化対策の取組をデジタル技術も活用し、地域や企業などと連携して推進する。

具体的施策（基本計画）

総合計画における施策		主な取組
01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援	①妊産婦の健康づくりの推進 ②乳幼児の健康づくりの推進
02	子育て支援の充実	①子育て家庭への支援 ②児童虐待防止の推進
03	就学前教育・保育の充実	①就学前教育・保育の推進 ②就学前教育・保育環境の整備
04	学校教育の充実	①学びの推進・支援 ②安心して学べる教育環境の整備
05	家庭・地域・学校の連携	①地域ぐるみでの子どもの支援 ②青少年の健やかな育成
10	障害者福祉の充実	①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
11	生活困窮者支援の充実	①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
12	人権・多様性の尊重	②男女共同参画によるまちづくりの推進
32	情報とICTの利活用	②ICTを活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化

デジタル技術の活用例

- ・「香芝市子育てアプリ」を用いた子育て世代への支援
- ・学校のICT環境整備や、保育所・幼稚園・認定こども園における連絡等のデジタル化
- ・ホームページやSNSによる即時性の高い情報発信

成果指標

施策により、本市で結婚し、子どもを産み、育てたいという「希望」が実際にかなえられているかを測定するため、成果指標を以下に設定する。

指標名	年少(0歳～14歳)人口(10月1日時点)
現状値	10,962人(R5年値)
目標値	令和10年度:10,912人／令和14年度:10,791人

(4) 安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる

市民が住み続けたいと思えるような香芝をつくるために、地域における防災、減災や地域の交通安全の取組を進め、安心を得られるようにするだけでなく、医療、福祉、商業等の生活機能及びコミュニティバス等の地域交通の維持及び確保を進めるとともに、既存の公共施設、不動産等のストックを公民連携により最大限活用するなどストックマネジメントに取り組むことで、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実と活性化を図る。

また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活の支援や健康づくり、医療、福祉サービス等の機能を確保し、地域とのつながりを維持できるようにする。

さらに、豊かな自然、観光資源といった地域資源や文化、スポーツなど本市の特色を最大限に生かし、まちの魅力の向上を図る。

これらの方向性を実現するため、行政におけるD Xを更に推進する。

【具体的施策（基本計画）】

総合計画における施策		主な取組
06	地域福祉の推進	①総合的な福祉サービスの提供 ②地域で支え合う仕組みづくり
07	医療提供体制の充実	①地域医療体制の充実 ②感染症対策の推進
08	健康づくりの推進	①健康的な生活習慣の推進 ②心の健康づくりの推進
09	高齢者福祉の充実	①自立支援・介護予防・重度化防止の推進 ②日常生活を支援する体制の整備
10	障害者福祉の充実	①障害者が地域で安心して暮らせる仕組みづくり
11	生活困窮者支援の充実	①生活困窮者への相談支援・就労支援の充実
12	人権・多様性の尊重	②男女共同参画によるまちづくりの推進
13	地域コミュニティの 醸成・活性化	①地域コミュニティの形成支援 ②市民公益活動団体の活動支援
14	文化芸術の振興・多文化共生	①文化の発信・創造・交流の支援 ②多文化理解・国際交流の推進
15	生涯学習とスポーツ活動の充実	①生涯学習機会の充実 ②スポーツ活動の充実 ③図書館機能の充実
16	歴史文化財の保存と継承・展開	①二上山博物館機能の充実 ②歴史文化財の保護・啓発
18	農業の振興	①農業体制の整備及び市内農作物の魅力創造
20	災害対策の強化	①災害対応能力の向上 ②防災・減災対策の強化 ③消防団体制の充実
21	生活安全対策の強化	①防犯意識の向上 ②消費者保護の推進
22	交通安全対策の強化	①交通安全対策の推進 ②交通安全施設の整備
23	環境問題への取組強化	②環境保全対策の推進
24	自然環境・景観の保全	①美しい自然環境及び景観の保全
25	良好な市街地・持続可能な 公共交通ネットワークの形成	①良好な市街地の形成 ②持続可能な地域公共交通の確立
26	生活基盤・地域拠点の 整備・機能の充実	①公園整備の推進 ②バリアフリー化の推進 ③地域拠点としての駅周辺整備
27	道路整備の充実	①幹線道路の整備 ②生活道路等の安全性の確保
28	上水道の基盤強化	—
29	下水道の整備	①下水道の整備・更新
30	行財政運営の最適化	③公有財産の維持管理・活用
32	情報とICTの利活用	②ICTを活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化

デジタル技術の活用例

- ・電子図書館の充実や二上山博物館のDX化による魅力の向上
- ・行政サービスのオンライン化による手続の簡素化
- ・デジタル化の浸透による市民の情報格差（デジタルデバイド）対策
- ・AIチャットボットによる時間にとらわれない市民からの問合せ対応

成果指標

施策により、市民が生活に対する安心感や、まちへの魅力を感じることで、住み続けたいと思っているかを測定するため、成果指標を以下に設定する。

指標名	市民アンケート調査における今後も香芝市に住み続けたいと思う市民の割合
現状値	75.8%（R6 年値）
目標値	令和 10 年度:80%／令和 14 年度:85%

また、施策の推進に資するためのデジタル技術が活用されているかを測定するため、もう 1 つの成果指標として以下を設定する。

指標名	地域幸福度（Well-being）指標における「デジタル生活」の偏差値（客観）
現状値	45.3（R6 年値）
目標値	令和 10 年度:48.0／令和 14 年度:52.0

第五次総合計画・第三期総合戦略の対応表【一覧】

総合戦略の基本目標				(1)	(2)	(3)	(4)
				香芝に 仕事をつくる	香芝への新しいひとの 流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	安心して暮らすことができる魅力的な香芝をつくる
総合計画の政策・施策				香芝での心豊かな暮らしの実現			
01	未来を創造する子どもたちのために。 (子育て・教育)	01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援			●	
		02	子育て支援の充実			●	
		03	就学前教育・保育の充実			●	
		04	学校教育の充実			●	
		05	家庭・地域・学校の連携			●	
02	健康で自分らしく過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06	地域福祉の推進				●
		07	医療提供体制の充実				●
		08	健康づくりの推進				●
		09	高齢者福祉の充実				●
		10	障害者福祉の充実			●	●
		11	生活困窮者支援の充実			●	●
03	誰もが等しく、生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12	人権・多様性の尊重	●	●	●	●
		13	地域コミュニティの醸成・活性化				●
		14	文化芸術の振興・多文化共生		●		●
		15	生涯学習とスポーツ活動の充実				●
		16	歴史文化財の保存と継承・展開		●		●
04	まちの活力と魅力の向上のために。 (産業・観光)	17	商工業の振興	●	●		
		18	農業の振興	●	●		●
		19	観光の振興	●	●		
05	まちと人の安全・安心のために。 (安全・安心)	20	災害対策の強化				●
		21	生活安全対策の強化				●
		22	交通安全対策の強化				●
06	自然と調和した快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23	環境問題への取組強化				●
		24	自然環境・景観の保全				●
		25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成		●		●
		26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実		●		●
		27	道路整備の充実				●
		28	上水道の基盤強化				●
		29	下水道の整備				●
07	スマートでスリムな行政運営の確立のために。 (行政経営)	30	行財政運営の最適化				●
		31	歳入の確保と財源の創出		●		
		32	情報とICTの利活用	●	●	●	●
		33	行政組織の活性化・組織力の強化				



総合計画におけるSDGsの考え方

1 SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標である。「誰一人取り残さない」ことを誓い、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和12年（2030年）を年限とする17の目標と169のターゲットから構成されている。

先進国や開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されている。

平成28年（2016年）5月に国は、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定した。令和5年（2023年）12月には改定版が発表され、その中には、下記の5つの重点事項を掲げるとともに、SDGsの浸透に地方自治体の積極的な取組が不可欠であることや、SDGsを原動力とした地方創生の推進への期待が明記されている。

<5つの重点事項>

- ① 持続可能な経済・社会システムの構築
- ② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現
- ③ 地球規模の主要課題への取り組み強化
- ④ 国際社会との連携・協働
- ⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

資料：2023年12月19日 SDGs推進本部決定「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」

2 SDGsの目標と自治体行政の果たしうる役割

自治体の国際的な組織である都市・地方自治体連合（UCLG: United Cities and Local Governments）では、SDGsの17の目標に対する自治体行政の果たしうる役割を示しており、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構において整理されている。

SDGsの目標やターゲットは、グローバルな視点で国家として取り組むべきものが多く含まれていることから、各自治体の実情に当てはめて取り組んでいく必要がある。

【SDGsの17の目標と自治体行政の関係】

目標（ゴール）	自治体の果たしうる役割
 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	10 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	12 つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	14 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	15 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	16 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	17 パートナリシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」

3 香芝市におけるSDGsへの取組

第五次総合計画で取り組む各施策の方向性は、SDGsの目指す目標の方向性と一致している。

そのため、総合計画の各施策分野に、SDGsの17の目標を関連付けて推進することで、本市固有の目標達成を目指すとともに、世界各国で行われている活動の目標達成に貢献する。

第五次総合計画における 33の施策とSDGsの17の目標の対応表			 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに
01	未来を創造する子どもたちのために。 (子育て・教育)	01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援		●	
		02	子育て支援の充実	●		●
		03	就学前教育・保育の充実		●	●
		04	学校教育の充実		●	●
		05	家庭・地域・学校の連携			●
02	健康で自分らしく過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06	地域福祉の推進		●	
		07	医療提供体制の充実		●	
		08	健康づくりの推進		●	
		09	高齢者福祉の充実		●	
		10	障害者福祉の充実		●	●
		11	生活困窮者支援の充実	●	●	●
03	誰もが等しく、生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12	人権・多様性の尊重			●
		13	地域コミュニティの醸成・活性化			
		14	文化芸術の振興・多文化共生			●
		15	生涯学習とスポーツ活動の充実			●
		16	歴史文化財の保存と継承・展開			●
04	まちの活力と魅力の向上のために。 (産業・観光)	17	商工業の振興			
		18	農業の振興		●	
		19	観光の振興			
05	まちと人の安全・安心のために。 (安全・安心)	20	災害対策の強化		●	●
		21	生活安全対策の強化			
		22	交通安全対策の強化			●
06	自然と調和した快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23	環境問題への取組強化			
		24	自然環境・景観の保全			
		25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成			
		26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実			●
		27	道路整備の充実			●
		28	上水道の基盤強化			
		29	下水道の整備			
07	スマートでスリムな行政運営の確立のために。 (行政経営)	30	行財政運営の最適化			
		31	歳入の確保と財源の創出		●	
		32	情報とICTの利活用			
		33	行政組織の活性化・組織力の強化			

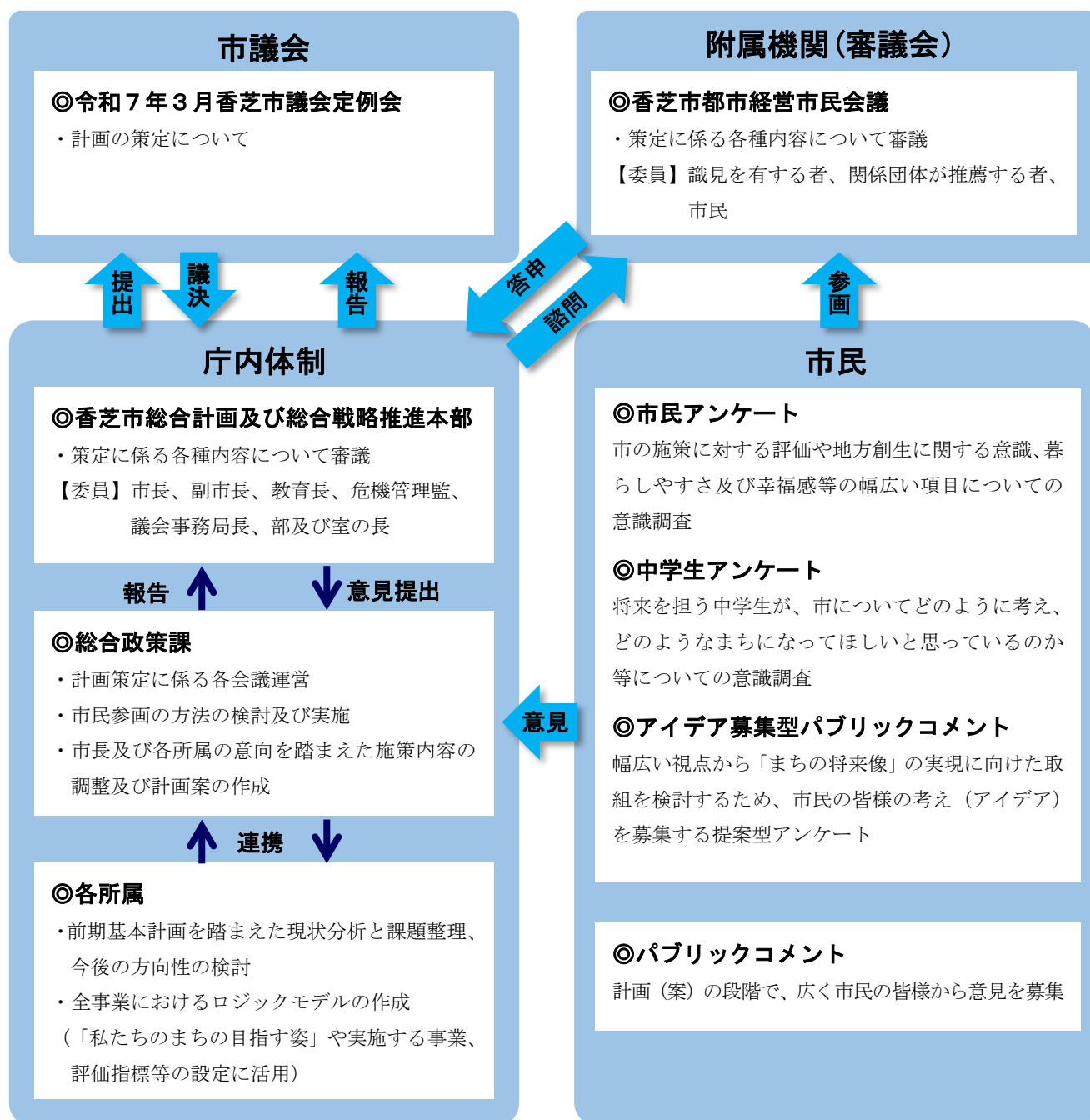
5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう
						●					●	
●						●					●	
●			●								●	
											●	
●			●								●	
					●	●					●	
						●						
●					●	●					●	
			●		●						●	
			●		●						●	
●			●		●						●	
						●						●
					●							●
					●							
			●	●			●					
			●	●		●	●			●		
			●	●			●					
						●		●				
	●					●		●		●		
				●		●		●				
	●			●	●	●		●		●		
				●		●		●				
	●	●				●						
	●								●			
				●	●							●
				●		●					●	●
●			●								●	

資料編





策定体制図





策定経過

年 月	項目
令和6年 5月	第1回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（5月10日） ・策定方針及びスケジュールについて
	中学生アンケート（5月22日から6月18日まで） ・まちの現状に対する思い、まちづくりへの意見やアイデア等について 対 象 市内4中学校の2年生及び3年生 回収率 58.1%（回収数 929）
	香芝市議会議員各位への書面報告（5月27日） ・第五次香芝市総合計画中期基本計画の策定に係る市民アンケートの実施について
	市民アンケート（5月31日から6月16日まで） ・市の施策に対する評価や市民の意識、生活スタイル、幸福度等について 対 象 16歳以上の市民の方2,000人（住民基本台帳より無作為抽出） 回収率 42.3%（回収数 845）
6月	ロジックモデル作成支援に関する職員研修（6月18日） ・EBPMとロジックモデルについて ・ロジカルシンキングについて
7月	先行所管課（3課）におけるロジックモデル作成（6月24日） ※ロジックモデル作成に関する職員説明会（8月5日）において、事例として紹介することを想定し、先行して実施した。
	アイデア募集型パブリックコメント（7月17日から8月14日まで） ・まちを良くする考え（アイデア）やその実現に向けた取組について
8月	ロジックモデル作成に関する職員説明会（8月5日） ・先行所管課（3課）のロジックモデルの紹介及び解説について ・ロジックモデル作成のポイントについて
	第1回香芝市都市経営市民会議（8月5日） ・諮問事項について ・策定方針及びスケジュールについて ・第五次香芝市総合計画前期基本計画の振り返りについて ・市民アンケート等の実施について ・地域幸福度指標について
	RESAS（地域経済分析システム）に関する職員研修（8月6日） ・RESASの操作について ・データ利活用について
	所管課（30課）におけるロジックモデル作成及び総合政策課との意見交換の実施（8月6日から9月11日まで） ※全事業のロジックモデルを作成し、「私たちのまちの目指す姿」や実施する事業、評価指標等の設定に活用した。

10月	第2回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（10月11日） ・進捗状況について ・人口ビジョンについて ・市民アンケート及び中学生アンケート等の結果報告について ・ロジックモデルシートについて ・「施策の目指す姿」及び事務事業について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画のレイアウトについて
	第2回香芝市都市経営市民会議（10月18日） ・進捗状況について ・人口ビジョンについて ・市民アンケート及び中学生アンケート等の結果報告について ・ロジックモデルシートについて ・「施策の目指す姿」及び事務事業について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画のレイアウトについて
12月	第3回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（12月18日） ・第五次香芝市総合計画中期基本計画における主な変更点について ・人口ビジョン（案）について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画（案）について ・第三期香芝市創生総合戦略（案）について ・第2回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について
	香芝市議会議員各位への書面報告（12月20日） ・パブリックコメントの実施について
	第3回香芝市都市経営市民会議（12月23日） ・第五次香芝市総合計画中期基本計画における主な変更点について ・人口ビジョン（案）について ・第五次香芝市総合計画中期基本計画（案）について ・第三期香芝市創生総合戦略（案）について ・第2回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について
	意見公募（パブリックコメント）実施（12月26日から1月14日まで） ・第五次香芝市総合計画中期基本計画（案） 意見提出人数 1名、意見件数 延べ12件
令和7年 2月	第4回香芝市都市経営市民会議（2月3日） ・第五次香芝市総合計画中期基本計画の最終案について ・パブリックコメント実施結果について ・第3回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について
	第4回香芝市総合計画及び総合戦略推進本部（2月7日） ・第五次香芝市総合計画中期基本計画の最終案について ・パブリックコメント実施結果について ・第3回香芝市都市経営市民会議の意見に対する対応について
	香芝市都市経営市民会議から答申書提出（2月14日）
3月	令和7年3月香芝市議会定例会（3月7日） ・議案「計画の策定について」の可決
	第五次香芝市総合計画中期基本計画の策定

■答申（基本計画）

令和7年 2月14日

香芝市長 三橋 和史 様

香芝市都市経営市民会議

会長 中川 幾郎

答 申 書

令和6年8月5日付け香企第44号にて諮問のあった「第5次香芝市総合計画（「中期基本計画」及び「（仮）香芝市デジタル田園都市構想総合戦略」）の策定について」について、慎重に審議を重ねた結果、別添の案について適当であるとの結論を得たので答申します。

なお、基本計画の推進に当たっては、下記の点に留意されますよう要望します。

記

- 1 「住民自治」の実現に向けた具体的な取組として各施策で示される「生活の中でみんなが取り組むべきこと」について、主体的に実践されるよう、総合計画で目指すことを住民（市民、地域団体、事業者等）に対して、分かりやすく周知すること。
- 2 事業の直接的な結果のみならず、施策の成果としての「住民の心の豊かさ」を多面的な視点から評価することを重視し、住民の幸福度の向上につながるよう、事業の実施手法の改善や転換に努めること。
- 3 経験や過去の実績に捉われず、今後の人口減少や少子高齢化による地域の諸問題に対して課題意識を持って、施策の推進に取り組むこと。

また、総合計画に基づく計画行政の推進に当たっては、社会環境や経済情勢の変化、行政評価等を踏まえて、計画途中においても必要な見直しを行うなど、柔軟に対応すること。

以 上



関係条例等

■香芝市附属機関設置条例（抄）

平成25年3月18日

条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 別表第1に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第2に定めるところにより、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関を設置する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、別表第1及び別表第2委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

（その他）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 （略）

別表第1（第2条、第3条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市都市経営 市民会議	総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間

別表第2（第2条、第3条関係） （略）

■委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属及び役職
沖本 可奈	まちづくりパートナー（商工会女性部 部長）
加藤 博一	奈良先端科学技術大学院大学 副学長
出川 裕崇	香芝市民幼保連盟 副会長
◎ 中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
永渕 泰一郎	畿央大学 准教授
縄田 多賀司	農業委員会 会長
萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学 名誉教授
平井 太一	南都銀行 香芝支店長
船木 克容	自治連合会 会長
○ 吉村 孝勝	香芝市商工会 会長

※◎は会長、○は副会長を示す。

※所属及び役職は委員委嘱当時のもの。

■香芝市総合計画及び総合戦略推進本部設置要綱

令和2年1月28日

要綱・通知

(設置)

第1条 香芝市総合計画(以下「総合計画」という。)及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に当たり、全庁的に取り組むため、香芝市総合計画及び総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定に関する事項
- (3) 各施策の推進に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 香芝市行政組織条例(平成5年条例第4号)第1条に規定する部及び室の長
- (2) 香芝市行政組織条例第3条に規定する危機管理監
- (3) 議会事務局長
- (4) 香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則(平成19年教育委員会規則第3号)第3条第1項に規定する部長
- (5) 上下水道部長(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市行政の総合企画に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

2 (略)

■香芝市議会の議決すべき事件を定める条例

令和3年9月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について必要な事項を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 市の総合計画の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止に関する事。
- (2) 市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向(法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。)又は執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のものの策定、変更又は廃止に関する事。

(議決事項)

第3条 前条第1号に係る議決事件は、総合計画基本構想及び基本計画とする。

2 前条第2号に係る議決事件は、次のとおりとする。

- (1) 計画の基本理念、基本方針及び執行計画その他基本となる事項
- (2) 計画の実施に係る政策及び施策(執行計画を含む。)並びにこれらの目標に関する事項
- (3) 計画の期間に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (略)



用語解説

あ行

アクセシビリティ

「近づきやすさ」や「利用しやすさ」と訳される英単語で、ICTの分野では機器やソフトウェア、システム及び情報などが、年齢や身体の状態、能力の違い等によらず、誰でも同じように利用できること。

預かり保育

幼稚園や認定こども園等を利用している在園児を対象として、保護者の何らかの理由により、教育時間の後や長期休業日に預けられる制度のこと。

いきいき百歳体操

高知市で開発された介護予防体操のこと。地域の身近な集会所などでDVDを見ながらおもいをを使い座って行う。体操時間は約40分で、生活に必要な筋力を鍛え、けがや転倒の予防をしながら地域づくりを目指すもの。

一時預かり

就労や疾病、家族の看護、冠婚葬祭への出席、育児等に伴う心理的もしくは身体的負担の解消など、保護者の家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育所等に子どもを預けられる制度のこと。

インバウンド

外国人が日本を訪れる旅行のこと。

延長保育

保育所等において、仕事の事情等でやむを得ず規定の保育時間を超えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度のこと。

応需率

救急車受入れ要請のうち、受入れができた割合のこと。

オープンデータ

市民や企業等が利活用しやすいように、機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下、無償で公開されている地方公共団体等が保有する公共データのこと。

屋外広告物

屋外で常時又は一定期間継続して公衆に対して表示される、はり紙、はり札、ポスター、立看板、広告板、広告塔などのこと。

親亡き後問題

障害者の保護者等が亡くなった後に生じる、残された障害者の生活支援や財産管理といった生活に関する様々な問題のこと。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーで暖められた地表面が発する赤外線を吸収し、再放出することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがこれに当たる。

か行

街区公園

自宅から徒歩で訪れることを想定した、比較的規模の小さい公園のこと。「街区公園」「近隣公園」「地区公園」の順で規模が大きくなっていく。

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のこと。

香芝ウォーク

香芝の歴史ある文化財や美しい自然を巡り、香芝の魅力を堪能できるウォーク（歩く）イベントのこと。

かしばアート walk

美術展覧会やコンサート、手づくりアート体験など、大人から子どもまで楽しめるアートイベントが期間中に集結する香芝市総合芸術イベントのこと。

課税客体	課税の対象となる物や行為、事実等のこと。課税客体を何にするかは、個々の租税法によって定められている。
換価	差し押さえた財産を強制的に金銭に換えること。
管渠^{きよ}	地中に埋設した水道の排水、取水管（上水管、下水管）及びその側溝のこと。
関係人口	その地域に居住してはいないものの、その地域や地域の人々と、多様な関わりを継続的に持つ人々のこと。
管路施設	家庭や工場等から排出される下水（汚水や雨水）を収集し、ポンプ場、処理場又は放流先まで運ぶ施設及び設備の総称のこと。管渠 ^{きよ} 、マンホール、雨水吐、取付管等がある。
キャッシュレス決済	紙幣、硬貨といった現金（キャッシュ）ではなく、クレジットカードや電子マネー、コード決済等による電子的な手段を用いて、支払い又は受取を行う決済方法のこと。
狭あい道路	幅員が狭い道路のこと。道路を拡幅する事業においては、主に幅員4 m未満の道路を指す。
供用	多くの人の使用のために提供すること。使用に充てること。
刑法犯	殺人、強盗、放火、暴行、傷害、窃盗、詐欺などの犯罪のこと。交通事故（業務上過失致死傷、危険運転致死傷等）は含まない。
ゲートキーパー	死にたいほどの悩みを抱えた人に気付き、話を聴き、適切な相談機関につなぎ、見守る人のこと。
健康寿命	心身共に健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされている。
交流人口	通勤・通学、買物、文化鑑賞、習い事、スポーツ、観光、レジャー等、様々な目的で、地域外からある地域を訪れる人々又はその人数のこと。その地域に住んでいる人々である定住人口の対となる考え方。
国土強靱化	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国をつくること。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを切れ目なく支援し、様々な相談に応じるために設置された、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を一体化した機関のこと。
こども家庭ソーシャルワーカー	児童福祉法に基づく認定資格の名称で、ソーシャルワークの基礎とこども家庭福祉分野の両方の分野について専門性を備えた人材であることを表すもの。
子ども・子育て支援新制度	平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度として、平成27年（2015年）4月にスタートした。
コミュニティ協議会	学校を核として、幅広い地域住民や企業、団体などの参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるために設置される協議会のこと。

コミュニティ・スクール

学校、保護者及び地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。「学校運営協議会制度」ともいう。

さ行

再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使うことができるエネルギーのことで、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが挙げられる。利用時に地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない特徴を持つ。

産婦人科一次救急医療体制

安心して妊娠及び出産ができるように、休日又は夜間の救急時に受診できる産婦人科の医療機関の輪番体制のこと。

シームレスな子育てサポート

切れ目なく子育て支援を行うこと。「シームレス」は、継ぎ目がないことを意味し、全体的にスムーズにつながっていることを指す。

シェアサイクル

一定のエリア内に、複数配置された自転車の貸出及び返却拠点（シェアサイクルポートという。）を活用して、自転車を自由に貸出又は返却できる移動手段のこと。

ジェンダー平等

ジェンダー（社会的・文化的につくられる性差）にかかわらず、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあること。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚及び連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防又は軽減するための活動を行う組織のこと。

自主防犯組織

防犯の視点から安全なまちづくりに資する活動に取り組むため、地域住民により自発的に結成された組織のこと。

施設の長寿命化

老朽化した施設を、将来にわたって長く使い続けるために、物理的な不具合について修繕するだけでなく、改修により建物の機能や性能を現在求められている水準まで引き上げること。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。通常は3か年の平均で示される。

指定管理者制度

民間事業者等の有するノウハウの活用による魅力向上と経費削減等のため、地方公共団体が設置する公の施設の管理及び運営を、地方公共団体が指定する「法人その他の団体（株式会社を始めとした営利企業、財団法人、NPO法人等）」に行わせる制度のこと。

受益者負担

公共施設の整備や公的サービスの提供に係る費用の一部又は全部を実際にサービスを利用する市民が負担をするという考え方のこと。

受動喫煙

他人が吸うタバコの煙や吐き出された煙を吸わされてしまうこと。

小1プロブレム

小学校へ入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に落ち着かない等、学校の生活になかなか馴染めない状態が数箇月継続する状態のこと。

小規模保育施設

「子ども・子育て支援新制度」によって、待機児童を解消するために認められた、新しい認可保育所の事業形態の1つ。定員が6人から19人以下で0歳児から2歳児までを対象に、きめ細やかな保育活動を行う認可施設のこと。

消滅時効

一定期間行使されない権利を消滅させる制度のこと。当計画でいう消滅時効とは、主に市税等に係る債権が時効により消滅することを示す。

浸水常襲地域

「57水害」とも呼ばれる昭和57年（1982年）8月の「大和川大水害」より後に、浸水被害が3回以上発生した箇所について、河川や水路を改良して被害低減を図るために奈良県で指定した区域のこと。

森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）する制度のこと。
ステークホルダー	企業、行政、NPO等の組織が行う活動によって、直接的又は間接的に利害関係を有する者のこと。
ストックマネジメント	施設や構築物の持続可能な活用を図るため、施設等の状況を客観的に把握、評価し、中長期的に予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。
生活困窮者自立支援制度	失業や求職活動の行き詰まり等の事情で経済的な困窮状態に陥っている者（生活困窮者）に対して、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、生活困窮者の「自立の促進」を図ることを目的とした制度のこと。
生殖補助医療	不妊症に対処するための体外受精や顕微受精など、近年発達した医療技術を用いた処置のこと。

た行

待機児童	保育所や認定こども園等の保育施設への利用申請をしたが、入所できなかった児童のこと。なお、保育所等の待機児童については、こども家庭庁の基準があり、特定の保育所等のみを希望しているなど、条件付きで申請を行っている児童等は待機児童に含まれない。
多文化共生	文化や民族などの異なる人々が、それぞれの文化や価値観の違いを認め、同じ地域社会の一員として、共に生きていこうとする考え方のこと。
地域医療	地域の医療機関が役割の分化と連携を進め、それぞれの医療機関が有する機能を有効に活用することにより、患者が地域で継続性のある適切な医療を受けることができるシステムのこと。
地域学校協働活動推進員	教育委員会の施策に協力して、地域住民やその他の関係者と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民に対する助言や援助を行う人のこと。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。
地域子育て支援拠点	保護者が安心して子育てができるよう、子育てについての相談や助言、情報提供等を行うとともに、乳幼児及びその保護者同士が交流できる場所として設置する拠点のこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行うことを目的とした機関のこと。社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が配置され、チームで活動し地域住民と連携して地域のネットワークを構築する。
地域防災力	住民一人一人が行う防災活動（自助）、自主防災組織等が行う防災活動（共助）、地方公共団体等が行う防災活動（公助）の適切な役割分担及び連携協力によって確保される地域の総合的な防災の体制及びその能力のこと。
地産地消	主に農産物の分野などにおいて、地元で生産されたものを地元で消費する取組のこと。
チャットボット	“chat”（おしゃべり）と“robot”（ロボット）をつないだ造語。短い文字メッセージをリアルタイムに交換することのできるシステム上で、人間が入力するテキストや音声に対して自動応答し、擬似的に会話することができるソフトウェアのこと。

中1ギャップ	小学校から中学校への進学において、学習指導面、生徒指導面、教職員や上級生との人間関係の違い等を背景として、学校生活に不適応を起こすこと。
デジタルデバイド	スマートフォンやインターネットなどの情報通信技術を使いこなせる方と使いこなせない方との間に生じる社会的な格差のこと。
デマンド交通	定時運行するバスや電車とは異なり、利用者の希望に基づき、予約により指定された時間に指定された場所まで送迎すること（本市では自宅付近と約280か所の共通乗降場所での送迎）。また、個人利用のタクシーとは異なり、予約状況に応じて乗合で送迎する。
特殊詐欺等	犯人が電話やはがき（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪などのこと。また近年では、SNSやインターネット掲示板等において、「匿名・流動型犯罪（トクリュウ）」といった詐欺や強盗等の犯罪とのつながりもある。
都市計画道路	都市の発展の方向など長期的なまちづくりの視点から一体的に計画し、都市計画法に基づいて決定された道路のこと。
都市経営市民会議	本市の附属機関の一つ。総合計画及び行財政改革に関し必要な調査審議に関する事項について審議を行う会議のこと。

な行

ニート	Not in Education, Employment or Training の略。元々はイギリスの労働政策において出てきた用語で、日本では15歳から34歳までの非労働力人口（仕事をしていない、失業者として、求職活動を行っていない者）のうち、通学も家事も行っていない者（若年無業者）を指す。
二次救急輪番体制	地域内の病院群が連携して、輪番制により、休日又は夜間などにおける手術や入院が必要な救急患者の診察を受け入れる体制のこと。
ニュースポーツ	年齢や体力にかかわらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由を楽しめる」スポーツのこと。勝敗よりもスポーツを楽しむことを重視して、体力向上や地域交流の手段として用いられる。
認定こども園	幼保一元化の具体策として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）と、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備えた施設のこと。

は行

ハザードマップ	自然災害による人的被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所の位置などを表示した地図のこと。本市では「香芝市総合防災マップ」を配布している。
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。具体的には、車いすでも通ることができるよう道路や通路の幅を広げたり、段差を解消したりすることをいう。また、物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な障壁や情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方としても使われる。

パリ協定	平成27年（2015年）にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で合意された協定のこと。令和2年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが採択された。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。平成25年（2013年）6月の災害対策基本法の一部改正で、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けること等が規定された。
病児保育	子どもが発熱等の急な病気や病気の回復期の際に自宅での保育が困難な場合に、病院、保育所、認定こども園等において一時的に保育する制度のこと。
ブックトーク	設定したテーマに沿って、複数の図書を関連付けて紹介する手法。聞き手の読書意欲をかき立て、図書の利用促進につなげる目的で行う。
ヘイトスピーチ	特定の人種、国籍、性別、宗教などであることのみを理由に、誹謗中傷したり、危害を加えようとしたりする等の一方的な内容の言動のこと。

ま行

マンホールポンプ	下水道管を流れている下水を地表付近まで汲み上げ、再び浅い位置から自然流下させるためのポンプ設備のこと。平地部等の長い距離で下水を運ばなければならず、自然流下が難しい箇所に設置される。
モビリティマネジメント	地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。一人一人の住民や職場組織等に働き掛け、自発的な行動の転換を促していくコミュニケーション施策を中心に考える点が大きな特徴である。

や行

遊休農地	かつて農地だったものの現在は農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地及び農地ではあるものの周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地のこと。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする者のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うため児童福祉法で定められたサポートネットワークのこと。

ら行

立地適正化計画	人口減少や少子高齢化を背景として、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の適正な立地と誘導により、持続可能なまちづくりを目指す包括的な計画のこと。
レジリエント	困難で脅威を与える状況にも、うまく適応し、回復する過程や能力及び適応の結果のこと。
レファレンス協同データベース	国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築するレファレンス（調べものの相談）データを集めたデータベース。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和のこと。一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択でき、実現できる社会を目指す考え方をいう。

アルファベット・数字

3 R

Reduce（リデュース：廃棄物を減らすこと）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）という、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字を取ったもの。

3年保育

幼稚園等に通う期間が3歳児から就学までの3年間であること。なお、本市公立施設では、3年保育を実施している園が5園、4歳児から入園する2年保育を実施している園が2園ある。

8050問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題のこと。主に80代の親が50代のひきこもりとなった子どもを養っている状態を指し、生活困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

AED

Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）において、心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器をいう。

AI

Artificial Intelligence の略。学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピューターで実現する技術のことで、人工知能ともいう。

DV

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などもある。

DX

Digital Transformation の略。「デジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念を指す。

ICT

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーション技術のこと。単なる情報処理にとどまらず、インターネットのような通信技術を利用した情報や知識を共有することを指し、IT（Information Technology）に代わる言葉として使われる。国際的にはICTが広く使われる。

JIS

Japanese Industrial Standards（日本産業規格）の略。日本の産業製品に関する規格や測定法等が定められた日本の国家規格のこと。産業製品生産に関するものから、情報処理、サービスに関する規格等がある。

KASHIBA+ (かしば ぷらす)

香芝市が保有する地域資源の付加価値を高め、それを全国に発信するため、平成27年（2015年）11月に香芝市商工会が中心となって創設した地域ブランド。①工業・工芸品部門、②食品部門、③無形部門から構成される。

第五次香芝市総合計画 中期基本計画

令和7年（2025年）3月

発行：香芝市

編集：香芝市市長公室総合政策課

〒639-0292 奈良県香芝市本町1397番地

TEL：0745-44-3325

URL：<https://www.city.kashiba.lg.jp>

